

(備考) 西曆千九百七年以來店數の劇かに増加するは殖民地及外國銀行の本支店を含むに由る

而して西曆千九百九年に於ては本店百十有九行(日本は四十二年六月末には二千百八十五行あり)にして支店總數は一萬六百九十四個なり(外國及殖民地銀行を含む)内千四百九十九ヶ所は毎日開店せず必要に應じ開店す、又支店百以上を有する者は三十行にして左の八行は二百以上を有す (西曆千九百九年)

銀行名	支店數
倫敦市及ミッドランド	六四九
ロイズ	五八一
バルクレイ會社	四八一
主府及地方	四三三
英國及府縣 <small>(ナショナル、プロウインシャル、バンク、ソフ、イングリッシュ)</small>	三二六
倫敦郡及ウエストミンスター	三〇五
倫敦及地方	二七二

英國の現況

倫敦及株式

二三三

而して預金の多きも亦支店の多き者にありてロイズは約七億六千萬圓、倫敦市は約七億二千萬圓、倫敦郡及ウエトミンスターは約七億圓、倫敦及府縣は約六億圓なりとす

然るに茲に注意すべきは銀行の支店組織を以て最も有名なる蘇格蘭に於ても當初國民其業に慣熟せず英倫より熟練者を招聘し僅かに其業を營むを得しこと是なり。元來蘇人は其性質慎重にして、慮り深く、事を經驗に觀るの念に厚く、最も銀行家たるに適するの性行を有す、然るに當初に於ては尙ほ前陳の如き事實を呈はせり、豈に鑑みざる可ん哉、當事者未だ十分の經驗を積まざるに中り無謀に支店を擴張するは危険の極と云はざるを得ず、我國既に經驗あり豈に道を遠きに求むるを要せんや、然れども理論上支店組織が特立法に優り實際に便なるは論を俟たず、其都鄙の間を聯絡するが如きは特立法の企て及ぶ所に非るなり、例へば鹿兒島と東京とに甲乙兩行ありて此等兩行が本支の關係を有し鹿兒島に於て例へば金利七分にして、東京に於て五分なりとせば直に東京より鹿兒島へ資金を回送し七分

蘇人の特質

を以て之を運轉すべし。然れども今甲乙が獨立の銀行なるときは鹿兒島の甲銀行より東京の乙銀行に回金を請ふと雖も乙銀行は確かに五分以上を得るに非ずんば之に應ぜず。故に假令回金を得るも幸ふじて甲は之が爲に一分以上二分以下の利益を得るに止まらざるを以て、相互の間に金融の疏通本支店間の場合の如く自由ならざるべし。支店組織の便利なる固より論を俟たずと雖も、其管理の困難なるは前陳の如く、我國の國立銀行時代に於ける銀行の破綻は多く支店間より生じたるも亦偶然に非ざるなり。

抑々支店の開設は左の三件に着目するを要す、他店と競争の爲め之を設くるが如きは最も不可なり。

支店開設の要件

- 一 支店の設置が當該銀行華主の利便となるべきこと
- 二 確然支店相應の取引あるの見込あること
- 三 新設支店が既設支店、又は他の本支店との連鎖たるを期し得べきこと

是れ英人リー氏が其著書なる地方銀行家と題する冊子に論ずる所にして頗る吾人の意を得たるものと云ふべし。

第二目 支店の監督

支店の監督

元來支店の監督を全ふせんと欲せば、之に向て嚴密なる制限的章程を與へ、例へば貸付には確實なる擔保を要し、地方屈指の資産家にあらざれば單純なる對人信用を許す可らず、割引は確かなる裏書ある手形を選択するを要す、一人に對する取引高は支店使用の資金四分の一を超過す可らず等の條項を定め、其事業を檢束し據るべきの規矩準繩を與へて以て之を支配せざるを得ず、而して社長は例へば春秋或は臨時に支店を巡視し、或は信任すべき監督者を巡廻せしめ、支店が愈々章程及訓令を遵守し其範圍に於て行動しつゝあるや否やを巡檢し、支店よりは日々詳細なる報告を徴するが如きは支店監督上最も必要の條項なり。斯くの如くして支店を支配せば本店は參謀本部の如く、支店は各部隊の如く其向ふ所の方面に依り事業の大小趣向を異にすと雖も、命令の脈絡貫通し整然として亂れず、本店は監督綱領を掌握し、支店は據るべきの標準を得其任務を盡すに難からず。

近年倫敦巴里の如き大中心に於ては數十、數百の支店を有する銀行少しとせず、獨逸國も粗ほ同様の勢を示し西曆千九百六年末に於ては帝國銀行は支店出張所

及代理店四百六十九を數て、佛蘭西銀行の如きは少くとも各省(七十八省あり)に一個の支店を置くの義務を有し支店百二十七ヶ所出張所五十五ヶ所代理店二百八十四ヶ所都合四百六十六ヶ所に其手足を延(西曆千九百八年々首)ばし國中殆ど勢力の及ばざる所なし、又里昂銀行は巴里に四十個、里昂に五十六個其他佛國中に百七十個、外國に十二個、アルゼリーに六個の支店を有し、ソシエテ、ゼテラル、長名の者なり)は各所に支店出張所都合四百四十七個を有す亦盛んなりと云つべし。然るに我國は明治三十四年には本店二千三百八十五、本店出張所千五百七十一を有し、四十一年には本店二千三百五十六、支店出張所二千七百十三となり其間少しく進歩の状なきに非ずと雖も其支店を有する最も多きも尙ほ僅かに二十有三個に止まり未だ以て發達の見るべきものなしと云ふと雖も敢て誣言に非ざるべし、蘇格蘭は三、四十年前既に英倫等の今日の域に達し今尙ほ甚だ盛なり、倫敦及紐育の如きに至つては本店は銀行の事業を營まず、單に指揮監督のみをなし、恰もツロスト即ち同業同盟の本部の如き状を呈するもの少しとせず、而して本店所在の市内に二三十の支店を有する場合亦た少なからず支店の地位の遠近を問はず必要に

本店の榮
券は指揮
監督にあ
り

應じて嚴密の監督を行ふ今其組織の完全なる一端を擧ぐれば同一建築物の二階若くは三階に本店ありて第一階に支店あり、之を支配すること猶ほ千里以外の支店の如し、西人の分を守る凡そ斯の如し、輻輳并進明蔽ふ可らざるものある素より偶然に非ざるなり

第三目 米國に於ける輓近の風潮

近來米國に於ても西部諸州小數の反對あるに拘はらず支店擴張の説大に行はれ其利益を説く者は概ね之を左の六點に歸するが如し

- 第一 他の事情を同一とせば二以上の銀行の合併は一銀行よりも強力なり
- 第二 故に數銀行の合併して一行となりたる者は數銀行の各自獨立する者より厚き信用を博することを得
- 第三 支店組織は營業費を減じ銀行の爲には其利益を増加し公衆の爲には利率低減の一因となる
- 第四 支店組織は都鄙の利率を均一ならしむるの傾向を有す
- 第五 支店組織は獨立銀行の設立を許さざる地方に銀行事業を普及するの便

あり

委

第六 支店組織は各地資金需給の状況を詳かにするの便あり

是れ其要を盡すものにして吾人の心を得たるものと云ふを得べし其他支店の擴張は營業區域を廣大ならしむるを以て興信的参照を取るの便を増す然れども元來米國は建國の當初國民の銀行事業に精通せざるに先ち中央銀行の制を試み之と共に支店組織を構成したるを以て世人をして支店組織と銀行事業獨占とを聯想せしむるの結果を生じ今日と雖も未だ全く其餘勢を收めず時勢漸やく熟すと雖も所謂羨に懲りて壘を吹くの情あるを免れず加之方今合衆國々立銀行は支店の設立を禁ぜられ州立銀行も亦其自由を得ず紐育州法の如きは人口百萬以上を有する都府の外州立銀行に支店の設立を許さず是れ主要なる商工中心の外之を許さずと云ふに異ならず然るに世運の進歩は斯の如き狹窄主義を容るゝの餘地なく支店擴張説は日に勃興し紐育市三十の銀行及信託會社は既に七十七の支店を有し法律に有効なる根底的の改正を爲すに非れば信託會社は大に其支店を擴張し將に正當銀行事業の畛域を侵さんと爲るの勢なしとせず人爲を以て自然を

抑制するの結果凡そ斯の如し鑑みずんばある可らず而して西曆千九百九年の實況は左の如し

- 一 國立銀行(九月一日) 六、九七七個
 - (イ)資本合計 九四四六四二、〇六七
 - (ロ)預金(個人) 五、〇〇九、八九三、〇八〇
 - 一 州立銀行(以下二月乃至六月) 一一、三一九個
 - (イ)資本合計 四一六、〇五九、九〇〇
 - (ロ)預金(個人) 二、四六六、九五八、六六五
 - 一 信託會社(報告を提出する者) 一、〇七九個
 - (イ)資本合計 三六二、七六三、二二三
 - (ロ)預金 二、八三五、八三五、一八一
- 其他個人銀行は千七個貯蓄銀行は千四百九十四個を數へ各々相當の勢力を有す

第四目 責任代理店

茲に又責任代理店と稱する一種の支店あり、是れ白耳義中央銀行の試むる所に於て頗る良好なる結果を得たり。其方法は中央の大銀行が國中の然るべき銀行と代理契約を締結し、之に其大銀行より若干の資金を供給し、前者の計算と責任とを以て割引に従事せしめ、其の利潤の幾分を契約に依り例へば四分六分若しくは二分八分と云ふ如く双方に分配し、萬一其手形が不渡りとなるが如きことあるときは其損失は割引を爲せし銀行に歸し、基金を供給したる銀行に及ばずとするものなり。畢竟責任代理店の名稱あるも此損失の責任を負ふに由るものなり。元來銀行は廣く個人に向つて取引するを便利とせず、然りと雖も資金に餘裕あれば之を運用し一は以て市場と調和し一は以て相當の利益を收むるを好しとす。今中央銀行が地方有数の銀行を選択し、其地方に資金を放下し、自ら薄利に甘んじ之をして其運用を掌らしめ、損失の責に當らしむるは所謂都鄙の聯絡を通じ、中央銀行の強力なる資力と地方銀行の熟練と其債務者に近接なるとの利益を併せ長短相償ふの方法にして非常の効用あるものなり。元來此方法は久しく學者間に唱道せらるゝ所なりしと雖も、率先之を實行せしは白耳義の中央銀行にして非常の好果を收め、近

白耳義に於ける發

我國に於ける代理店責任の類例

年に於ては責任代理店の割引高却て本店より多額となれり、而して此事たる中央銀行と地方銀行との間に限らず、大銀行と小銀行との間に之を實行するも妨げず。我國に於ても其端緒既に開かれ、其場合二あり、第一は日本銀行が正金銀行を利用して後者が割引したる外國手形を二分の低率を以て再割引し不渡の場合に於ては正金銀行をして其損失を負擔せしむ、是れ一面に於ては外國貿易の發達を獎勵し、一面に於ては中央銀行の正貨準備の維持を圖るに外ならず、世に誤て日本銀行の正金銀行に對する低利貸付と稱する者即ち是なり、因に云ふ正金銀行の公稱資本は二千四百萬圓にして方今悉皆拂込濟みなり、而して在日本外國銀行の資金は二千三百七十五萬圓と註せらるる世往々斯の如き誤聞なきを得ず、所謂妖物の正體枯尾花にして焉ぞ知らん、其所謂低利貸付なるものは責任代理契約の一種ならんとは、第二は、勸業銀行が農工銀行に對する代理貸付是なり、抑々勸業銀行は所謂不動産抵當貸の中央機關にして在地方の小土地を抵當とし貸付を爲すに便ならず、故に該行は主として開墾事業殖林事業等の如き纏りたる者に對して貸付をなし、其澤小農に及び難きの態なしとせず、故に資金を農工銀行に融通し、其責任を以

て小農に貸付せしめ利益は之を適宜双方に分配す(三十三年法律四十號參照是れ亦自耳義の例に倣ふものにして徐々として行はれ目下増加しつつあり

方今我國の實例は此二者に止まると雖も責任代理契約は事物の關係其宜きを得大小機關の長短を補ふものなるを以て成るべく之が擴張を計るを好しとす勿論斯の如き關係は勸業銀行と農工銀行との如く純然たる中央機關と地方機關との間のみに限らず大小の銀行間適宜に出來得べき事にして又法律の力を藉るを要せず一片の契約能く其功を收むべきを以て之を擴張して都鄙の間若くは大小銀行の間を聯絡して銀行の効力を實際に増加すべきは疑ひを容れず是れ豈に列宿騰天助陰光之夕照ものに非ざるなきを得ん哉努めずんばある可らざるなり

第二節 機關銀行

第一目 機關銀行に就ての注意

世に機關銀行と稱して或他の會社又は事業に附屬して設立せられたる銀行あり我國に於ても二十七八年戰役後事業勃興の際此種の銀行大に流行せり然れど

も其組織に就ては大に注意すべきものあり機關銀行にして之を機關として使用する所の會社又は事業と利害の關係を異にし役員は勿論株主と雖も公然之を異にする所の獨立の者たらしめば其會社又は事業の利益の多少は直接に銀行の利害に關係なく單に彼等の出納機關となり隨意に之を從事するを得べくして時に或は双方の便宜たるを得べし然りと雖も輒近我國に於て流行したる者の如く兩者の間表面其區劃を設くるも内部に於ては實際に之を區分するを得ず役員は勿論株主と雖も直接又は間接に同一なるが如きに至りては利害の關係全く同一となり其間恰も主従の如き關係を生じ主業たる會社又は事業が繁榮するときは従たる銀行も都合好く之に反して主たる事業一朝不振を告げ若くは困厄に陥るときは銀行は普通の債権者の利害は之を顧みるに遑なく平日銀行の美名の下に公衆より收容したる所の預金の如きも本末の關係上擧て之を基礎傾斜して支ふ可らず破綻既に大にして復た瀾縫す可らざるの否境に陥りたる所の主たる事業に投ぜざるを得ず畢竟斯の如きは資金の需用者たる事業と其供給者たる銀行とを一緒に結び付け需給の分を質さず素質の別を混同したるものにして其根底に於

て既に誤謬あり、其終を全ふすること能はずして公衆の利益を害するは蓋し當然の數なりとす

第二目 極端なる濫用

又之を輓近の實歴に見るに濫用頗る多く其甚しきに至りては貯蓄銀行を集金機關とし之を普通銀行に附屬せしむるものあり、機關銀行の濫用も茲に至りて極まれりと云ふべし、元來貯蓄銀行は純然たる營利事業に非ず細民中より零碎なる資金を集め堅固に之を保管し側ら瑣少の利子を附して貯蓄を保護獎勵するの機關にして公共的の意味を有し之を營利的と云はんより寧ろ慈惠的の素質を帶ぶる者たるは論を俟たず、然るに前記の如く之を濫用し資金運用に忙はしき營利事業に屬する普通商業銀行の從者となり、公共事業の美名を冒し、其集收する所の預金を擧て主たる銀行に付し、之を普通銀行事業に投ずるが如きは固より貯蓄を獎勵する所以の道に非ず、斯の如きは其罪惡管に羊頭を懸けて狗肉を賣るのみならず、其狗肉中に毒を混和するものと云はざるを得ず、語に曰く其本亂れて末治るものあらじと、宜なる哉我國輓近の銀行の破綻は斯の如き貯蓄銀行に多し、戒めずん

はある可らず

貯蓄銀行の利率は高きを得ず

貯蓄預金の素質たる既に前陳の如し、故に之に付する利息は輕微たらざるを得ざるは論なき耳、然るに我國の實況其率の高き實に驚かざるを得ざるものあり、是れ一種の奇觀して大に留意にせざるを得ざるものとす、畢竟斯の如き奇觀を呈するは其主たる銀行が資金を要すること急にして、從たる貯蓄銀行が其本分を盡すに遑あらず、公衆の銀行思想幼稚なるに乗じ高利を以て預金を誘ふに依らずんばあらず、又貯蓄銀行にして自ら資を永久固着の事業に投ずるが如きは甚だ不可なり、然るに不幸にして實地又其事なきに非ず、試に之を當事者に問へば彼れ即ち曰く貯蓄預金の如き容易に引出すものに非ず、故に多少資金の固定するも寧ろ其利益の厚さを尊ぶと、嗚呼是れ何等の暴言ぞ、市場の變遷を知らざるに坐する甚しきものにして、樂天主義も茲に至りて極まれりと云つべし、一朝異常の引出に遭遇せば其困難に陥るや論なき耳、今哉我國の人士漸やく經驗を得、復た斯の如き迂を學ばざるべしと雖も、尙ほ大に戒むべきものなしとせず、元來我國貯蓄銀行法は缺點甚だ多く却て當初は多少の特例ありて貯蓄銀行の實を保ちしと雖も、種々の改正

現行法の缺點

の爲め其特色を失ひ現行法には拂戻擔保供託の一事を存するのみにして此擔保と雖も尙ほ法律を以て株券の使用を許さる是に於てか改善の説を生じ近來社會の一角に監督を嚴にして預金の安全を計るの意味を以て貯蓄銀行法改正の必要を説く者起れり數年の實驗を經右の如き正論の世に顯出するに至れるは實に邦家の爲め賀すべきの一事たり抑々貯蓄制度の退歩と其濫用とは廣く之を學ばざるに原因す廣く學ばずんば深く信ずるを得ず信ずる所深からずんば焉能く其行に篤きを得ん哉須らく進て之を學び以て其改善を圖るべきなり

第三節 銀行の破綻

第一目 外國に於ける破綻の實況

我國に於て支店組織尙ほ未だ發達せず而して其監督亦充分ならず加ふるに機關銀行の濫用亦前記の如く銀行の破綻之を他國に比して甚だ多く頗る寒心すべきものあり夫れ銀行が恐慌其他外部より來る所の原因の爲め正に取るべきの手段を盡し爲すべきの事を爲し力屈し勢窮まり終に支へず以て倒産の否運に陥る

銀行破綻の原因は及之に及ぶるは之を比較して我國に有利なるなり

は恰も赴々たる武夫が亂軍の中に勇戰奮闘し衆寡敵せず終に斃るゝが如き概ありて強ち無理ならず時に或は已を得ざるものなしとせず然りと雖も外部の壓力に逢ふに非ずして内部の不始末甚しく加ふるに不正の行爲ありて之が爲に破るるが如きは眞に容假す可らざる事に屬す而して其原因役員が直接間接に種々の事業に關係し銀行の資本を使用し甚しきに至りては投機事業を試むるにあるに至りては其不都合之を命名するに由なし曾て米國に於て役員貸與の問題大に起り銀行の資金は一切之を役員に貸付く可らず又行員の手形は之を割引す可らずとの説起り廣く實況を調査せり然るに幸に米國に於ては如上の諸弊は實際其弊の如く大ならず其比例は銀行破綻總數の一割九分に止まりしを以て少しく禁止の聲焰を鎮め將來に向て注意問題と爲すに止まれり又之を英國の實況に徴するに近年破産及困難に陥りし事業整理の付きたる者の數左の如し

第十七表

銀行	西歷千九百五年	同千九百六年	同千九百七年	同千九百八年	同千九百九年
一	一	二	二	なし	なし
二	なし	なし	なし	なし	なし

建築及材木事業	一三〇九	一二〇二	一二三六	一一九七	九六四
化學及藥品事業	一四七	一六二	一二九	一五〇	一七〇
石炭及鑛山事業	二二六	二四四	二四四	二五六	二四三
穀類家畜及種子事業	四四六	四四四	四七一	四五四	四三二
吳服絹類毛物類事業	一二九六	一二七六	一二五四	一二五七	一一七二
陶器及玻璃器事業	八三	七二	七八	七四	四四
農業	五四二	四二五	四二九	四三七	四二七
家具及全上損料事業	二六四	二二六	二二六	二六六	一九五
八百屋及飲食品事業	二四二二	二二三三	二〇七一	二二三九	二二五一
金屬器具事業	三二八	三七二	三二五	四一七	三五二
鐵及鋼鐵事業	三〇四	二五六	二五六	二九二	二三六
金銀寶石及小間物事業	四八六	四一二	三九八	四六七	四〇五
皮革及車事業	五七五	四八五	四五三	四三四	四七三
商買仲買及辨理者	四〇三	三六六	三五六	四〇四	三四〇

三六

保證金

印刷及文房具事業	二二二	二二八	二六七	二二二	二二二
酒類及煙草業	—	—	—	—	四七八
雜業	九九二	九四五	九四九	九八一	九五三
合計	一〇七七四	九九九〇	九六〇六	一〇、一九六	九、三八九

斯の如く好況を呈するに拘はらず英國に於ては軌近銀行をして尙ほ其業務に忠實ならしめんが爲め少なくとも二萬磅の國債證券を政府當局へ寄託するを要すとの説ありて、元來此寄託説は數年前或保險會社の不正行爲の爲に起りし説にして過般の「イコノミック」銀行の閉店の爲め再炎せしものにして一考の値なしとせず、卅八年七月倫敦銀行雜誌參觀其寄託金高の如きは固より議論なき能はずと雖も資本額、預金高の相當の比例を保たしめば或は實際に適するを得ん、是れ亦將來に立法問題の一端たるなきを得ざるなり

第二目 我國の近況及株主の不心得

我國軌近の實況破綻内部より生ずるもの頗る多く大に戒めざるを得ざるものあり、勿論我國銀行事業は之を歐米諸國に比較し尙ほ幼稚にして或は恕すべきもの

廉なきに非ざるべきも之を始に慎まざれば其終を全ふする能はざるは天下の通理なり慎まざればある可らず今哉銀行も株主及一般公衆も數回の經驗を經一回は一回よりも留意する所ありて今後は多少其面目を改むる所あるべしと雖も今之れを歐米諸先進國に比するに我國の銀行は只に幼稚なるのみならず其發達を異にし開落共に差違あり進んで一層の注意を加へ我金融界をして速かに健康強大の地位に立たしめんこと冀望の至りに堪へざるなり方今我國銀行界の振はざるは人情の浮薄智識經驗の不足等種々其原因あるべしと雖も株主が株主たるの觀念に乏しく只管ら割賦の多からんことを冀ひ而かも會社に向て其監督の缺如するも亦之か一因たらざるを得ず將來是等の點に鑑み層一層の注意を加へば庶くは誤なきに近からん乎尙ほ此點に就ては後に論究する所あらんとす

第三目 銀行員の法規に疎きの弊

株主の株主たるの觀念に乏しきこと斯の如し然るに銀行員の智力亦完全と云ひ難し抑々方今文明諸國に於ては商事に關する法律の規定頗る周到にして會社重役の職務權限並に其義務及制裁等に關する條項亦大に備はる我商法の如きも

銀行の株主たるが
主たるが株主たる
念たるが株主たる
なきが株主たる
ありの形跡

銀行員の
法規に對
する責任

其第六十四條以下に取締役第八十條以下に監査役に關する事項を規定し第二百六十一條以下に罰則を設け銀行條例亦其第九條以下に罰則を規定し細大漏す所なし然りと雖も世人の法規に通曉せざるは殆ど意外の點にあり茲に奇なるは獨逸裁判所の如きは會社の役員は法律の規定を知らざるを理由とし其責任を免るゝことを得ず其事業に關係する法律の條項を知るも其責任の一たりとの判決を爲せしことあり我國に於ては法令第一條に

法律は公布の日より起算し滿二十日を経て之を施行す但法律を以て之に異なりたる施行時期を定めたる時は此限に在らず
臺灣、北海道、沖繩縣其他島地に付ては法令を以て特別の施行時期を定めることを得

と規定し別に獨逸の如き判決を要せずと雖も抑々斯の如き判決の必要ある所以のものは世人が法律を知らざるの結果たらざるはある可らず一見甚だ奇異なるが如しと雖も事實は即ち事實にして又蔽ふ可らず事業の當事者にして法律の關係條項に精ならざるの致す所と云はざるを得ず斯の如きは亦其義務の効力を薄

ふするの一因にして、無用の干渉を招き營業の自由を妨げられ不經濟の結果を來すことなしとせず、銀行をして誤りなからしめ監督の必要を減せんと欲せば、必要に法規を煩密ならしめず、可成簡易にして彼等をして容易に之を精通せしむるを好しとす是れ誤を未然に防ぐの術にして其結果監督の勞を省くの一助たるを得べき哉疑を容れず

第九章 交互計算

第一節 普通交換及英米に於ける交換 同盟銀行の比較

第一目 諸文明國に於ける交換の實況

交換所とは通例銀行が其交互計算より生ずる相互の負債を決算する所にして其順序方法及金融界に有する効力の如きは夙に世人の熟知する所にして之を噉々するを要せず然れども其金高の如きは輒近非常の巨額に達し頗る世人の耳目

を惹くものあり其實況左の如し

第十八表

西曆	英	佛	獨	米
一九〇一	倫敦地方 九五、六一〇〇	百倫 四四、七三〇	百倫 一四、四六一	紐方 一五八、八五六
一九〇二	倫敦地方 一〇〇、二八七	百倫 四八、〇九二	百倫 一四、九八四	紐方 一五二、六五六
一九〇三	倫敦地方 一〇一、一九八	百倫 四九、九八五	百倫 一五、五六八	紐方 一三一、九四五
一九〇四	倫敦地方 一〇五、六四二	百倫 六一、一二九	百倫 一六、三一一	紐方 一三七、六二九
一九〇五	倫敦地方 一二二、八七九	百倫 六五、五四二	百倫 一七、九七四	紐方 一八七、六四三
一九〇六	倫敦地方 一二七、一三三	百倫 七五、六九一	百倫 二一、〇一〇	紐方 二八一、三四八
一九〇七	倫敦地方 一二七、三〇四	百倫 七六、六五七	百倫 二二、六五〇	紐方 二八四、二八〇
一九〇八	倫敦地方 一二一、二〇四	百倫 七二、九一六	百倫 二二、九八〇	紐方 二八四、二八〇
一九〇九	倫敦地方 一二四、三一二	百倫 七二、九一六	百倫 二二、九八〇	紐方 二八四、二八〇

由是觀之輒近諸國に於ける交換高の巨大なる實に驚くに堪へたり然るに獨逸國は其商工業の偉大にして進歩の速かなるに拘はらず交換高は比較的微細にし

に呈示して荷物の交付を受けるを以て順序とす。是れ一見便利なるが如しと雖も、斯の如くなるときは倉庫證書の譲渡毎に代金の授受を要し、此場合に於ては同一貨物の三回の賣買に金參萬五百圓を要す。此間小切手使用の便あるべしと雖も、只是れ一の手段たるに過ぎざるなり、而して倉庫證券は其裏書授受の間紛失、盜難等の危険なき能はず、依て是等の不便を除かんが爲め歐米先進國に於ては左の如き方法最も行はる即ち

倉庫の側に特設の清算所を設け倉荷證書は之を此處に保管せしめ、甲は別に賣渡證書即ち「フィリエ」と名くる小札付の證券を發行して、其寄託貨物を乙に賣却し、倉庫證書は清算所に預けたる儘、此「フィリエ」に代價一萬五百圓にて乙に賣却したる旨を記載し、且つ代價及乙の姓名、讓渡月日等を小札に記入して之を切取りて自ら之を保有し、「フィリエ」は之を乙に送付す。乙は其貨物を丙に壹萬千圓にて賣渡し、其代價賣渡し日附等を小札に記入して之を切取り、「フィリエ」を丙に交付す。斯の如く順々に賣渡人の手元に代價讓渡人の姓名賣渡月日等を記入したる小札一枚を残して漸次「フィリエ」を最後の買受人に交付す。

物産交換の方法

賣渡證書の期限

清算所の清算日通例「フィリエ」發行の日より六日目に到達したるときは甲、乙、丙は其保有せし小札を、丁は「フィリエ」に丙より代價九千圓にて買受けたる旨を記入し、代價を添へて之を清算所に送付す。然るときは清算所は其小札と「フィリエ」の記入とに依り甲、乙は若干の受取勘定を有し、丙は損失の拂込を要するを知るを以て其出金を促し、丙は小札と共に損金を拂込むを通例とす。丁の拂込の九千圓と、丙の拂込の二千圓とにて甲の貨物の代價一萬五百圓、乙に其賣買益金五百圓を支拂ひ一萬一千圓にて取引を結了す。若し其便法なくんば甲、乙、丙、丁の取引に三萬五百圓を要すべしと雖も、此便利の爲め同額の取引を一萬一千圓にて爲すを得、取引の安全なると共に貨幣を節用する鮮少に非らず、而して丁は代價の拂込と共に「フィリエ」を清算所に送付し之と引換に倉荷證書を請求し、又は其送付を受け、之を以て倉庫より荷物を請取ることを得べし、尙ほ續て預け置かんとするときは該荷物は既に自己の所有に歸せしを以て、倉庫證書は自己の名義を以て其儘之を清算所に預け、而して新に「フィリエ」を發行するも可なり。前例の如く甲、乙、丙、丁賣買關係人僅かに四人に過ぎざるも貨幣を節用すること既に前記の如し、然るに方今取引の盛なる

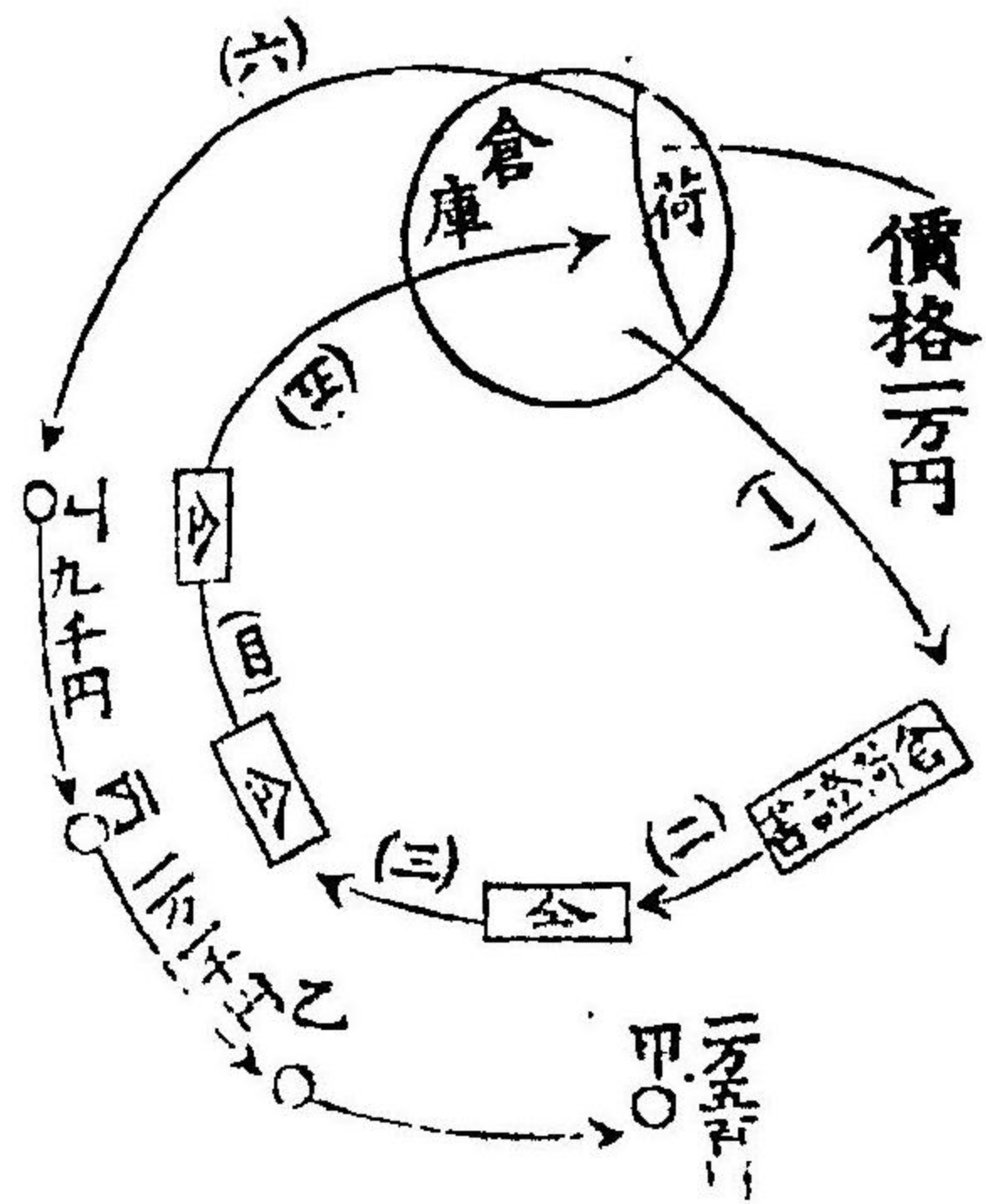
同一物品にして百回五十回の賣買轉帳を見ること少しとせず其効用の大なる知るべき耳、然るに此機關の發達はに止まらず、百尺竿頭更に一步を進め其間一の機關銀行を設くるときは毫も現金の授受をなさずして幾回の賣買も容易に之を結了することを得べし

機關銀行は通例清算所と並立し、清算所は勿論前記甲、乙、丙、丁等の商人は孰れも此銀行と當座勘定を開き、取引上に生ずる過金は直ちに之に預入し、不足は少切手を宛て之を支辨す、即ち前記の場合に於ては最後の買受人なる丁は此銀行に對す

る小切手にて九千圓を清算所に拂込み、丙は二千圓の小切手を清算所に交附す。然る時は清算所は右銀行をして是等小切手の金高を丙丁の勘定より自己の勘定に移記せしめ、而して甲及乙に對しては其所要の金額を機關銀行宛小切手にて支拂を爲し、甲、乙は之を銀行に送り、清算所の勘定より自己の勘定に移

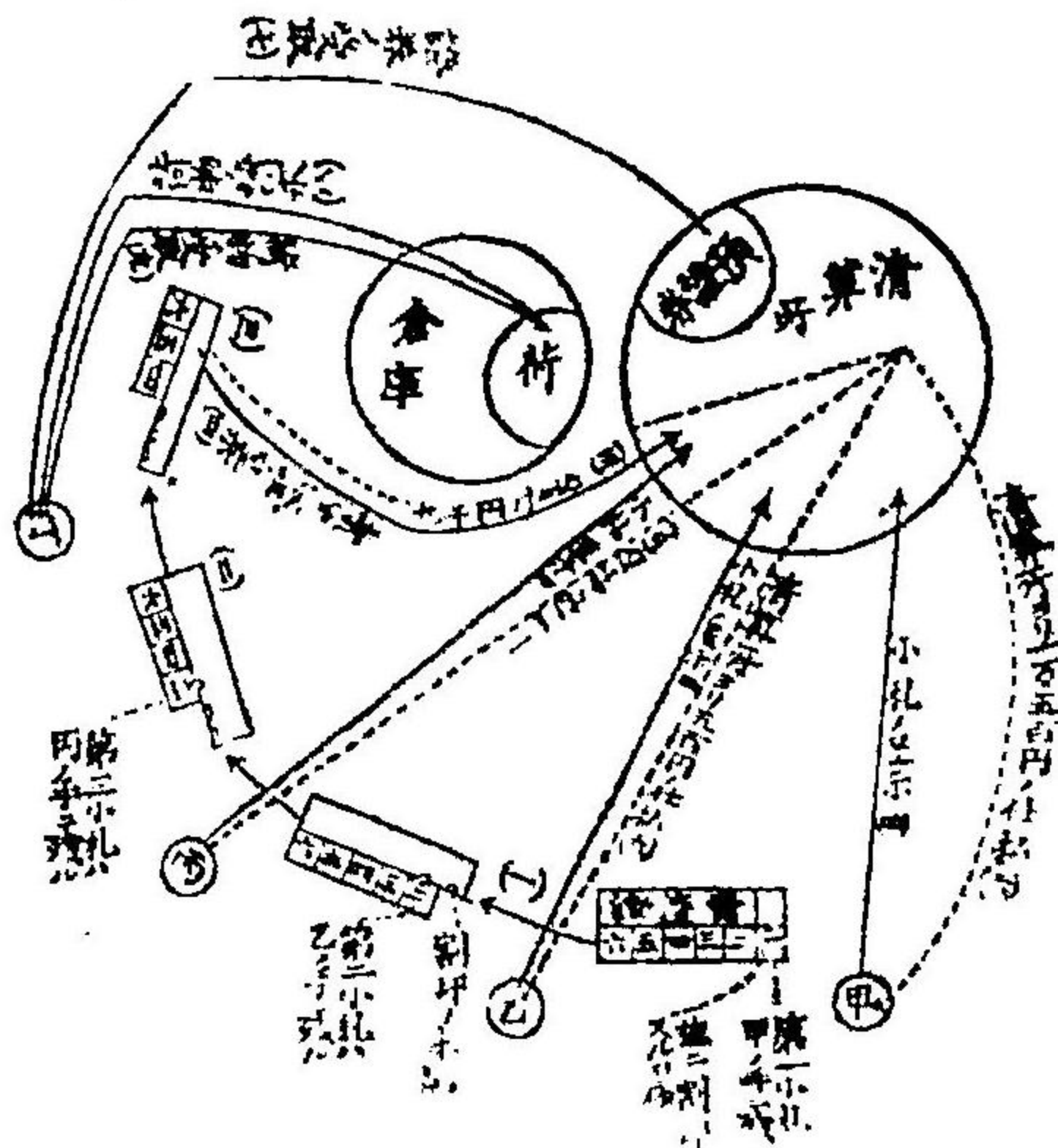
機關銀行の使便

圖四第 (法方の通普)



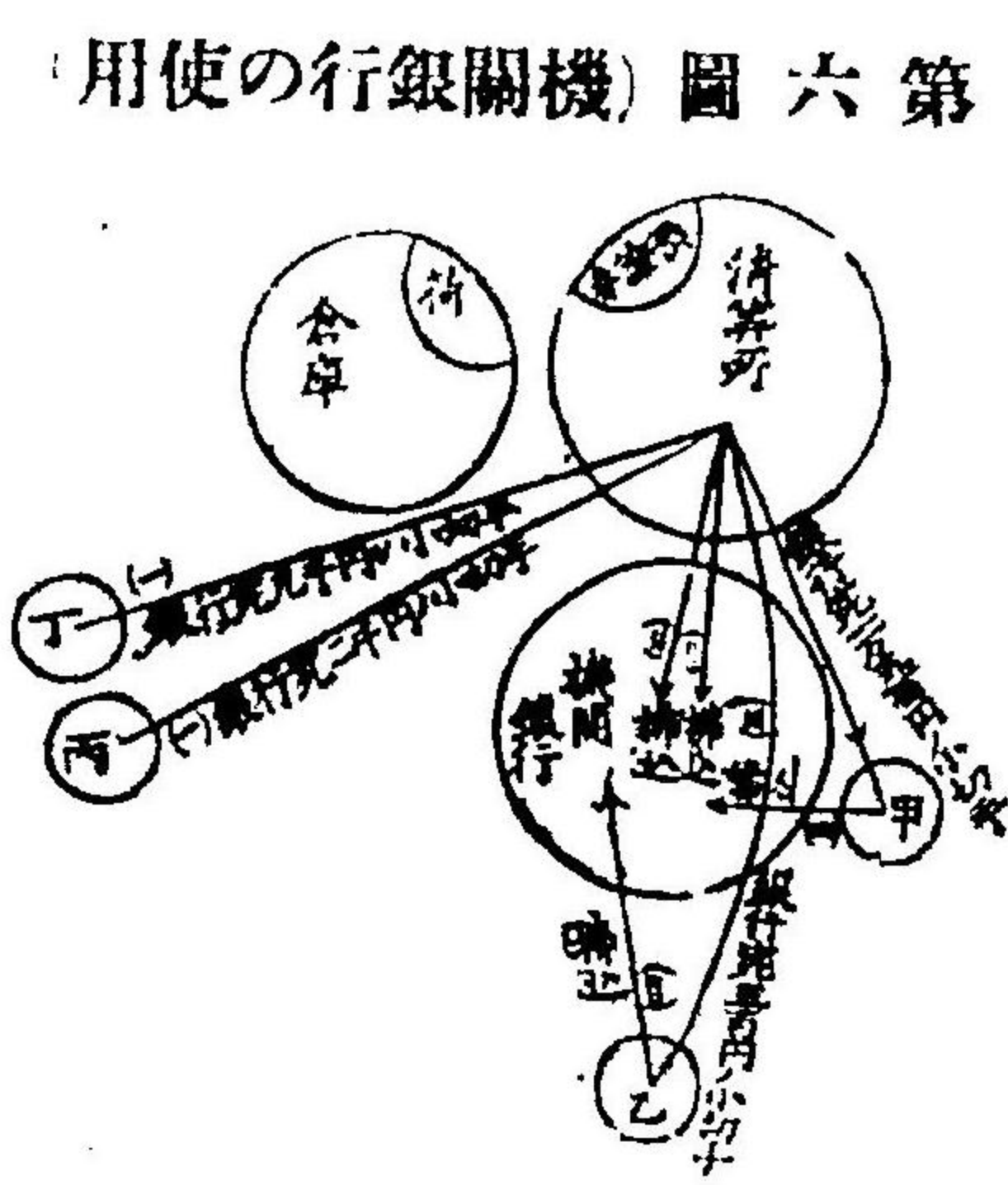
記せしめ、毛厘の現金を要せずして巨萬の取引を爲すを得べし、然るに又實際は小切手を用ふるに及ばず、丙丁は清算所へ拂込むべき金額に對し、銀行に向て移替命令を發し、銀行は之を清算所に通知し、清算所は甲、乙の爲め移替命令を發し、甲、乙は

圖五第 (換交産物)



移替の通知を得、代價及利潤が自己の勘定に入りたるを知り、別に手数を要せず、斯の如くして賣買の回数愈々多ければ、現金使用の省略愈々多く、物産交換は實に至妙至便の機關と云はざるを得ず、今其手續及効用を明瞭ならしめんが爲に、左に第四圖、第五圖、第六圖解を掲出す

第五圖解は賣渡證書發行の場合を示す者にして、甲は其所有の倉荷證書は之を清算所に預け置き、更に賣渡證書を造り此證書は讓渡の起る毎に(一)(二)(三)と轉轉す而して期限來る時は甲、乙、丙は各々(四)の線に従ひ小札を丁は(四)の線を経て賣渡證書を清算所へ呈示す。之と同時に丙丁は各々(五)の



點線を経て清算所へ拂込をなし、清算所より(六)の點線を経て甲乙へ支拂を爲し、丁は(七)の線を経て倉荷證書の交附を受くる然るときは丁は之を以て(八)の線を経て倉庫に荷物の交付を請求し、倉庫は(九)の線を経て丁に荷物を交附す、丁は新たに、フリエを發行するも可なり、實際通例は更新す。

第六圖解は機關銀行を設けたる場合を示す者なり、即ち丙、丁は各々(一)の線に依り機關銀行宛の小切手を清算所に送付す。清算所は之を受取りて(二)の線に従ひ之を銀行に送附し(三)の線に依り銀行宛の小切手を甲、乙に送付す、甲、乙は各々(四)の線

有價證券交換

に依り是等小切手を以て銀行に拂込み一錢の現金を動かさずして事結了す。右の外移替命令の如き便法あれども別に圖解を要せず。

第二目 有價證券交換
「ストック、エキスチエンデ、グリヤリング」即ち有價證券交換と稱し有價證券の買買に前記同様の方法を用ひ代金及貨物を相互に相殺す、其金融上に及ぼす所の便益物品交換の如く偉大ならずと雖も授受の手續を省き貨幣を節用する上に於て多大の効用なしとせず。

第三節 鐵道交換及商賈間の貸借決算

第一目 鐵道交換

鐵道交換とは數鐵道會社間に、共同運輸を爲すの結果より生ずる所の債權債務を互に差引決算する方法にして是れ亦貨幣を節用する爲に大功あり、北米合衆國の如き鐵道事業の最も發達せる國に於ては無數の線路、幾多會社の間に聯絡相通じ縱横するが如く盛況實に羨むべき者あり、即ち例へば紐育より鐵道の便を借

鐵道交換

らんとする者あらば、其人の目的の何地たるを問はず、苟くも鐵道の通じ居る所に
行んと欲せば、假令他會社の領分と雖、其地に到る迄の通切符を購買するとを得、假
令線路の岐るゝ所に有ても、概して乗替を爲すの必要なく、其目的地に達するとを得、
得べく、又乗替を要する場合に於ても、多くは切符の買繼を要せず、故に諸會社間に
無數の貸借勘定を構成するは、自然の數なり、然るに一々之が貸借勘定を授受する
時は多數の手續と巨額の貨幣とを要するを以て、其間に巧緻なる決算方法を設け、
互に其負債を相殺し、非常の便宜を得之を鐵道交換とす、我國の鐵道事業尙ほ幼稚
の域に有と雖、其發達は期して俟つべく、其進歩に伴ふて、大に是等の便宜を開くの
必要あり、近時共同運輸の事既に世上の問題となる、豫め研究を要するや、論なき耳

第二目 商賈貸借決算

既に小切手の項に於て略陳せし如く、輓近交互計算ある商賈は、規約を定め相互
に貸借の起る毎に小切手の受授を爲さず、例へば一週間若くは二週間に其貸借勘
定を取纏め、貸借表を作り、之を銀行へ送り、其預金の記入替にて取引を計算するの
習慣を生ぜり、是れ即ち交換の擴張なり、右等商賈が同一銀行と取引するときは、此

事は實に容易に行はるへし、又假令彼等が取引銀行を異にするも、銀行間に「コルレ
ス」の規約あらば、銀行間の交換を以て容易に之を行ふを得べし、此振替勘定は、只に
貨幣を節用するのみならず、銀行をして華主の取引の真相を知らしむるの便あれ
ば、獨逸帝國銀行の如きは、大に其發達を獎勵し、西曆千九百二年に於て獨逸に於て
行はれたる此種の振替勘定の高は、凡そ一億七千萬馬にして、同千九百四年には約
一億九千萬馬の巨額に達せり

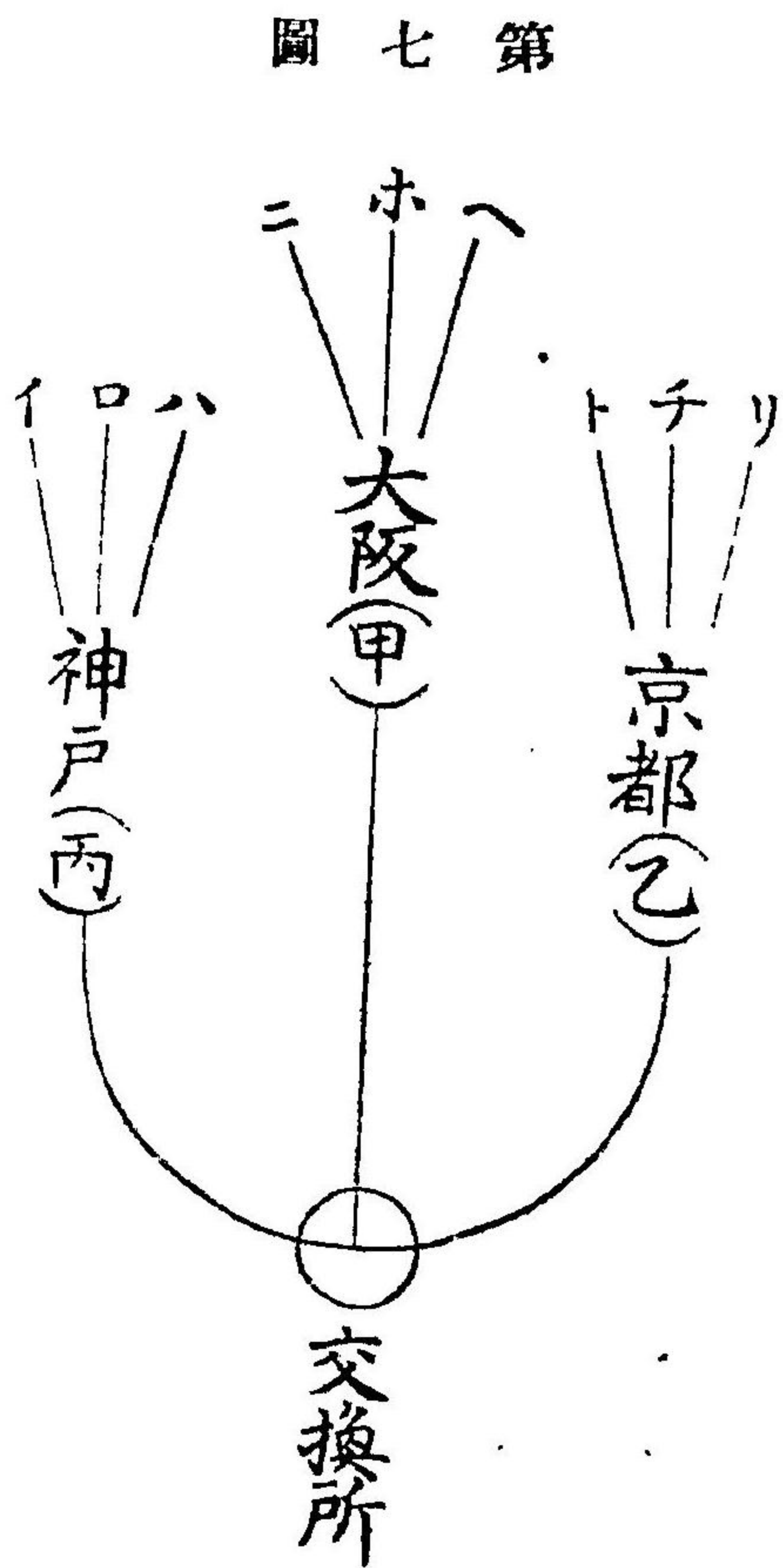
又輓近銀行事業の競争劇甚なるよりして、成るべく顧客に便利を與へんとし、部
分拂にて代價の支拂を要する場合に於ては、賣手より代價支拂の期日を記したる
賣渡證書を買手に送り、後者之を承諾し、其取引銀行に之を送るときは、買手の銀行
は期日に至り買手の勘定より賣手の銀行へ代價を拂込べきものとし、以て一たび
契約の成立する以上は、賣買兩手共代金の授受に面倒を見ずして、自然に取引の結
了するを目的とす、方今人事の繁多なる事、大小となく、機關に依り、之を爲すこと、凡
そ斯の如し、事債務の辨濟に係り、交換の範圍に屬せずと雖も、聊か本日に因縁なき
に非ざるを以て記して、以て後學の便に供す

代價拂の
爲に於て
替勘定の
移

第四節 地方交換内國及國際交換

第一目 地方交換

地方交換とは例へば大阪の如き繁榮なる場所を中心とし、附近の主要なる取引場所例へば京都、神戸等を聯絡して取引の繁閑に従ひ、一週に一回若くは二回中心地に集會して相互の負債を交換する方法なり。今英人ジエボンズ氏の圖式に據



り其要略を示せば左の如し
圖面「イ、ロ、ハ」は神戸の丙なる銀行の華主にして、「ニ、ホ、ヘ」は大阪の甲、「チ、リ」は京都の乙なる銀行の華主と假定し、「イ、ロ、ハ」に送金と「チ、リ」に送金とを要するときは、「イ」は丙宛

の小切手をリに送り、リは乙より支拂を受け、チよりロに送金するときは、チは乙宛の小切手をロに送り、ロは丙より支拂を受け、乙、丙の間に互に貸借の關係を生ず、ロより、ニに小切手にて送金し、ホより、ロに送り、チより、トに送る等種々の取引を生ずるときは、甲、乙、丙間に互に貸借關係を構成す、換言すれば、甲は乙、丙の爲に其小切手を支拂ひ、乙は甲、丙の爲め、丙は甲、乙の爲め、互に小切手を支拂ふなり、故に甲、乙、丙は互に送金の上決算を爲すの勞を省き、時を期して中央地點の交換所に集會し、相互の負債を交換決算するなり、是れ亦通貨の使用を節減するの功ありて頗る便利なる方法なり

第二目 内國交換

内國交換とは國中の銀行組合を組織して東京、倫敦又は紐育の如き中心を選び互に互の小切手を支拂ひ、其支拂ひたる小切手を右の中心に在る交換所に送り、交換所は其振向け銀行の本支店又は、コルレスの銀行より取付け、支拂銀行の爲に其金高を預り、コルレス銀行等は其小切手を振向けられたる銀行より取付けて決算し、交換所は種々の預金を彼是れ相殺して決算し、金融の圓滑を圖るものなり、方今

未だ此種の交換所の發達を見ずと雖も其便利なる論を俟たず米國に於ては紐育に「ナショナルクリヤリンシステム」即ち内地交換所を開設せんとするの議既に熟し、遠からず之が設立を見るの勢あり

第三目 國際交換

國際交換とは既に爲替の項に於て論じたるが如く國際の取引に於て甲地へ手形を宛つべき場合に於て乙地へ宛て之を發し又は甲地へ支拂を爲すに乙地宛の手形を用ふるが如く、倫敦の如き商業盛大なる所は實際世界の交換所となり國際の決算を爲すを云ふ而して又茲に一種の怪力を顯はすものは彼の國際動産なりとす。元來歐洲大陸間の大鐵道の株券債券又は埃及、チュニリス等の公債の如きは募集の當初より諸國の資本家が投機的に之を應募し、世界の市場に於て能く見識せられたる證券なるを以て是等は國際に資本を移すに最も便利なる器具なり、其價格表は何れの市場に於ても行はれ金の必要あるときは何時にても甲國より之を乙國に賣り其代價に對して手形を發行し自由自在に國際の貸借を決算することを得べく方今金融の便宜完備する實に驚くべきものあり

世界の交換所

第十章 定期取引

第一節 定期取引の發達及其賣買取引の方法

第一目 發達の順序及目的

定期取引の金融に影響する哉論を俟たず而して前章第二節の物品及有價證券交換も其決算の一方に過ぎざるなり故に今大體に就て一言するは敢て無用の業に非ざるべし、請ふ少しく之を辯ぜん

抑々經濟世界一般の發達に狩獵牧畜及農業の三時期あるは世人の熟知する所たり商業界に於ても亦物々交換より貨幣經濟に進み更に市場時代より取引所時代に進む等自然の發達あり蓋し取引所の設置は少額の資金を以て多額の賣買を行ひ取引をして簡易ならしむると同時に之が統一を圖り完全なる商業の發達を目的とす、而して我國現行法に於ては取引所に於て認むる所る取引は直延、定期の三種とす、法律第十八條直は五日、延は百五十日、定期は三箇月以内に其契約を履行するものとす、二十六年勅令第七十四號第十二條、夫れ商業の發達は自然の進化に

從ひ國民經濟程度の進歩に於て大勢上舊式を墨守する能はず進んで前記の第四期即ち取引所時代に入るは自然の理勢なり豈に敢て之に抗するを得ん哉

第二目 取引所に對する攻撃

然るに新規の事業方法は舊式の隋力の爲め多少の障礙と攻撃とに遭遇するは又是れ事物の進行上免れ難きの勢にして取引所の場合も亦此例に漏れず曰く取引所は投機空商を奨進す、曰く公衆を誘惑す、曰く資本を徒費す、曰く徒らに貨物の運搬を増加す曰く徒らに貨物を藏置し市場の供給を減ず、曰く農産物の價格を減殺し農業の利益を損害す是は取引品立物の品位分量の單位等を定むるの方法嚴格なるを嫌ふ者の言なり等批難百出殆ど枚舉に遑あらず是等は皆取引所に於て行はれ易き弊害の特發と之に出入する人物の性行特に或は高尚ならざる傾きある等單特進發の事情事實を或半面より見半は感情に驅られ半は悲觀的の觀察に沈み達觀以て之を大勢の趨向に鑑み冷靜以て之に應ずるの方策を講述せず徒らに皮想の見に迷ひ杞人の憂に陥るものにして世に寸益なし正に沈思默考大に講究する所なくんばある可らず

第三目 一般商取引との差違及取引の方法

取引の方

情々惟みるに取引所の必要は商業及金融界の發達に伴ふ所の自然の需用に起り利ありて益なし夫れ取引所に於て行はるゝ定期取引も亦一の商行爲にして收利を目的とするは一般商取引と異なることなし唯其異なる所は前者にありては同種物品の取引が連続して行はれ後者に於ては其必要なのみ、而して取引所に於て賣買せらるゝ物品は米穀砂糖等の如き一定の物品にして所謂特定物たるを要し其賣買には品質の標準、數量の單位受渡の期日手數料證據金、免許料の徵收其他必要の規定ありて前記勅令參觀之が原則をなし擅々に當事者間の合意に依り隨意の條件を附するを許さず、以て取引の敏活と確實とを期す、其偶々投機獎勵の觀を呈する所以のものは罪制度に非ずして之に出入する人物の性格にあり察せずんばある可らず、今他國の例を見るに繁を避けて唯獨逸國二三の例を擧ぐ獨逸に於ては例へば小麥の重量の標準は一リートル七百五十五グラム以上にして、數量の單位は五十噸とす、單位の大小は人口の多少に依り斟酌決定すべし、而して受渡期限は當初二箇月なりしと雖も後ち之を短縮して一箇月と爲せり、危險の多少

外國の例

に由り長短を異にするを要す其他催告賣主が買主に向て發する引渡の催告重量差違の宥恕五十噸に付き二噸半品質の鑑定代價の支拂延期當事者一方の仕拂停止仲裁々判等細大規定して殆ど餘蘊なし是れ皆取引を敏活ならしめ其履行を確實ならしむを以て目的とせざるはなし立法の注意周到なりと云つべし

第二節 定期取引の効用

第一目 總論

取引所に對し種々の非難攻撃あるは前陳の如しと雖も其實際に効力多くして文明の利器たる哉疑を容れず抑々世運の進歩は諸般の事業をして一局部若くは一國內に限局するを許さず商業の如き殊に然りとす其地方貿易より漸次に發展し四海貿易となるに當りては需給の關係最も其精を究めざる可らず試みに農業を以て之を論ぜんに植付地の段別其地方の氣候氣象收穫の單位代用品及類似品産出の難易生産地に於ける消費見込高内外市場需給の狀況及相場の見込輸出入の難易自他各市場に於ける金融運搬通信機關及倉庫等各商業機關設備の精粗等

一般の効用

苟くも當該事業に直接間接の關係あるものは之に精通せざるを得ず斯の如き世界的智能は個人の力を以て能く之を收め得べきに非ず必ず哉有力なる公設の組織を要する哉論を俟たず取引所は之を利用すれば前記の事項を明にすることを得べく而して其公定相場は能く商界の晴雨計寒暖計たるを得べくして効用の偉大なる論を俟たず

第二目 賣放及買埋

又定期取引は市場を廣くし取引をして圓滑自在ならしむるの利あり例へば大阪に一商人ありてセイントルイに於て若干の棉花を購入し同時に大阪に於て定期にて賣りたるに偶々リバプールに於て相場上騰し之を大阪へ輸入するよりリバプールに於て賣却する方利益なるの市況を呈するときは其棉花は之を大阪へ輸送せず中途スウェス通路を取るものと見てリバプールにて賣放ち定期受渡の爲には大阪に於て買埋めを爲す方大に利便なるべし然るときには右の大阪商人はセイントルイに於ては現品の直買人となり大阪に於ては定期賣人となりリバプールに於ては直賣人となり而して大阪に於ては買埋の爲め直取引人となり同

一取引より四個の取引を生ず其間巧に奔走注意するときは所謂之を廉きに買うて之を高きに賣るの實を收め以て資本の効用を増加し商業の面目是處に存す。今前記の取引より定期の原素を控除するときには商賣の利益は單にセイント、ルイより棉花を輸入し同所の買入價格と大阪に於ける賣却價格との間の差違に止まらるべく定期の間に廣く四海市場の情況を洞察し機に乗じて其宜を制すること能はざるべし、抑々定期が取引業を敏活にして其駆引をして巧妙ならしむる斯の如し俊禿敢爲、百戰練磨の士之を利用せば以て大功を奏する哉疑を容れず、凡そ事に精ならんと欲せば須らく先づ其器を利せざる可らず、假令梓匠輪輪の巧あるも規矩準繩其精を得ずんば夫れ將た何に依て乎其伎を演ふるを得ん西諺に曰く、最上の器具は即ち最廉の器具なりと宜なる哉若し夫れ天下の名器に至りては固より之を凡庸の士に委するを得ず、商界其人を得るを要するに論なき耳、然りと雖も又之を他の一方より觀るときは人士凡なるが故に殊更らに生産分配の器具を鈍にすべきの理由なく或は之を磨くの必要更に大なるの場合なきを保せざるなり、要は只之を天下の大勢に鑑み之を一國の情況に照し人文發達の程度に應じ其宜きを

制するにあり、抑々取引所の事たる其關する所廣且つ大なり一節の論固より其証細を盡すを得ず、只其梗概を述ぶる耳定期取引の事漸やく天下の耳目を惹く敢て所信を記し以て江湖に質す請ふ諒せよ

第三目 倫敦に於ける特別の事情

取引所の効用斯の如く偉大なるに拘はらず、世界第一の大市場たる倫敦に於て近年に至るまで農産物の定期取引を行はず直取引のみを以て満足せし事實を引きて穀物等農産物の定期取引を不必要とする者なしとせず、然れども是れ同市に於ける特別なる事情を知らざるに座するものにして固より堂に登るの說に非ざるなり、蓋し倫敦に於て久しく穀物の定期取引あらざりしは蓋し同市は四海貿易の中心にして四通八達交通の便他國市府の企て及ぶ所に非ず、加るに英國は世界の最大債權國にして其元利支拂の爲め四海の貨物重に農産品債務國は主として新開國なるに由る招かずして集まり倫敦市に集る所の穀物の種類毎年裸麥三種、玉蜀黍七種、燕麥十種、大麥十四種、小麥三十三種の多きを致し農産物の爲に取引所を設置するの必要なく且つ品位の標準、數量の單位等を定むるに便ならず、世界

の諸方より種々の品質を有するもの數量の多少を問はず來るに由る且つ英國の富強なる多少の不便は尙ほ之を忍ぶを得しに由る然れども同國西岸のリバプールには既に之あり而して倫敦と雖も方今の太勢四海の商權を専らにすること能はず物産交換の如き方法を設け清算所を設置し以て定期取引に便す即ち知る倫敦物産交換所は資本五十萬磅の株式會社にして其營業甚だ盛なり

第三節 定期取引と投機との關係

第一目 定期取引の素質

定期取引は大體に於て商界を利すること前陳の如く夫れ大なり然りと雖も抑々定期取引は固より直接需用の爲め物件を賣買するものに非ずして未來に於て利益を期する所の豫期行爲なるを以て其素質投機に屬する議論を竣たず拙著經濟史眼第十六章第一款參觀故に一びた其則を踰るときは弊端百出收拾す可らざるに至り大に世を益害す戒めずんばある可らず何を乎其則を踰ると云ふ曰く之を大にしては内外市場の情況を究めず之を小にしては自己の資力を計らず漫に

買進賣叩を試み甚きに至りては當初より現品の受渡を目的とせず買方は賣方の物件調達を妨害し賣方は買方の金融の道を杜絶し以て違約を促かし其間轉賣買戻の方法を濫用し以て一攫千金の利を收めんとし奸計百出其止まる所を知らず又恣まゝに蜚語流言を放ちて市場を惑亂し虚に乗じて巨利を博せんとする者なしとせず

第二目 投機取引の形跡

今一步を進めて之を事實に徴するに不幸にして定期取引は現物の受渡比較的に少く所謂鞘取引買其多數を占め紐育市の一例を以て之を見るも西曆千八百八十五年より同千九百年に至るまでの間同市の取引所に於ける小麦の賣買出來高は八十五億八千二百萬ブッシェル(一ブッシェルは凡そ二斗)の巨額に達せしに同時間中米國各地より同府に仕送りたる小麦の量は一億六千二百萬ブッシェルに止まり賣買出來高は實に着荷の五十三倍に達し西曆千八百九十二年の米國棉花の產出高は六百七十萬俵方今約千三百七十萬俵一俵五百英斤入なりしに紐育の出來高は六千九十萬俵即ち一に對する凡そ九の比例を示せり斯の如きは決して

米國に止まるに非ず獨國の實況亦然り即ちハムボルトに於ける西曆千八百八十八年九月乃至十二月の四箇月間の珈琲の受渡高は四十一萬二千袋に止まりしに出來高は八百七十七萬六千袋に達し一に對する二十一の比例を示し其翌年一月乃至四月に於ける受渡高は八萬七千袋なりしに出來高は二百六十萬一千袋即ち一に對し約二十五の比例を示せり其他倫敦リバプールシカゴ等の實況皆伯仲の間にある(拙著經濟史眼第十六章第一款參觀斯の如きは即ち其則を踏るものにして志士の憂ふる所なり然れども凡そ一得一失は宇内の通義にして天下何物か其數を免るゝを得ん哉只其弊害大なるに及んで須らく之を制すべきなり現制に於て取引所が取引履行の保證に立つが如きは法律第二十二條所謂過ぎたるは猶ほ及ばざるが如きの感なきを得ず他國に於ても精算所が賣買兩者に對し契約履行の保證に立つ場合なしとせず是等は尙ほ大に考慮を要し或は他口の論點たるなきを保せざるなり

第三目 寬恕及豫約の方法

取引所の實況凡そ斯の如し然りと雖も定期取引は市場を廣ふし取引を自在に

研究すべき要點

し隨て資本の運轉を微滞ならしめ延期選擇等の方法を利用し所謂小額の資本を以て大額の取引を爲すを得せしめ之を利用せば以て商業繁榮の媒たるを疑はず蓋し延期とは賣買濟の有價證券若くは物品の受入若くは引渡を一期間延滞するの權利にして買延期及賣延期の二種あり前者は英國の「コンチニエーション」又は一層専門的に「コンタンゴ」(出所不明大陸の所謂「レポール」なる者にして買手が資金の不足又は或事情の爲め受入を爲す能はず又は之を爲すを不利益と思惟するときは買入値段に對し若干の歩合普通の利率より少々高きを通例とす例へば西曆千九百六年十一月廿五日即ちクリストマス)の決算日に於て普通利率は七分なりしに「コンタンゴ」率は九分乃至一割六分に達し平均一割二分の高率を示せりを支拂ひ次期まで受入を延期し次期に於て同一價格を以つて受入を爲すを得るの方法を云ひ後者は英語の「バックワルテーション」又一層専門的に省略して單に「バック」大陸の「デポール」と稱する者にして賣手が同様の事由により若干の歩合を支拂ひ同様の條件にて次期まで引渡を延期し得るの權利を云ふ選擇とは英語に所謂「オプション」にして之を分ちて三種とす即ち其一を買選擇「コール」と爲し若干歩

選擇

合を支拂ひ一定の相場を以て或期間或種の有價證券若くは貨物を購買し得るの方法を云ひ其二を賣選擇「ブット」とし前記同様の義務を履行し同様の條件にて賣却し得るの方法を云ひ其三を賣買選擇「コール、アンドン、ブット」とし前記同様の義務及條件を以て賣買孰れにても其選擇に任ずることを得るの方法を云ふ

第四目 利用及濫用

利用

是等の方法は之を利用せば延期は取引を圓滑ならしめ選擇は之を確實にして以て商取引をして安全ならしむるの効力あり、則ち製造者が未來の爲め巨多の原料品の購入を要し又は其製品の代價を豫定することを要する等の場合に於ては頗る有効のものとする、則ち棉花の如き原料は意外に變動多く西曆千九百五年二月八日には英一石六片四二なりしに二十七日には六片三二となり同六年三月までは最高五片三〇にして最低は五片七三なりき、而して同四年末には三片七七の低價を示し同九年十月上旬には七片一五、同年十月上旬には更に上騰して七片九一となれり、然れども素と是れ直接の需要に充當する爲に要するに非ずして畢竟投機を目的とするものなれば事一たび其則を踰るときは不測の禍を生ず慎まざる

濫用

んばある可らず、我國に於て行はる買進、賣叩、轉賣、買戻の如きは濫用の傾きありて投機の媒たるの弊なきを得ず、則ち表面に於て銳意買進を爲し殊更に高價にて裏面に於ては販賣者をして引渡を爲す能はざらしむる爲め百方妨害を爲し以て之を苦しめ陽に引渡を迫り其死地に陥るるに及んで轉賣を申込み其差分(例へば買十圓を以て約束し相手方をして引渡を爲す能はざらしめ十二圓を以て轉賣して差分二圓を僥倖するの類)を利し若くは新代價の金額を收得し諾せざれば乃ち違約金を徴し以て陰に舌を吐き、又陽に巨額の賣叩を爲し殊更に低價にて陰に購買者をして引取を爲さしめざる様百方其金融を妨げ期日に至り引渡を強ひ其代價の支拂に窮するを見て買戻を申込み其差額を利し例へば賣十圓にて賣約束を爲し相手方をして代價を支拂ひ能はざらしめ八圓にて買戻を申込み差違二圓を取るの類諾せざれば乃ち違約金を徴して以て得々たるの場合なしとせず戒めずんばある可らざるなり

第四節 差額取引

右の外獨逸民法の認むる所の差額取引即ち「チェッフェレンツゲシフト」なる者あり、是は販賣者が現物を引渡す代りに契約當時の價格と受渡し當日との相場の差違を賠償的に支拂ひ其義務を免がるゝものなり、而して又實際に於ては賣買當事者が當初より現物の受渡を目的とせず前記の差違のみを投機的に受授するを契約するものあり、獨逸の所謂「ライイテ、ヂッフェレンツゲシフト」なる者即ち是なり、是は其性質賭博に屬するを以て古來今日に至るまで甲論乙駁殆ど其止まる所を知らず、斯の如き取引は實際之を禁斷するを得ず寧ろ賠償解合とし公然之を許し已む事を得ざる事情の爲め引渡の不可能なる事實を生ぜしときは差額を支拂ひ解合を申込み得るの權利を認むる方却て害薄かるべし、然りと雖も兎に角相場の下落に赴くは賣主の利益となり、其騰貴に赴くは買手の利益に歸すべきを以て動もすれば投機に陥り易し、故に是に對して自由に融通を爲すときは多大の弊を生ずるなきを保せず、金融機關たる者は前記の延期と共に是處に注意し參加利子等を利用し巧に市場の冷熱を制せざるを得ず、理世の道固より容易に非ざるも豈に又術なしと云ふを得ん哉

第十一章 市場に於ける投資者の意向

第一節 總論

投資者の意向は千差萬別固より端倪し得べきに非ず、管見纒かに以て其梗概を窺ふに足る耳、然りと雖も其間人情の機微を漏らすと同時に利慾迷想の爲め事物當然の關係を忘れ不測の災害に陥り進退維れ谷まり煩悶の狀見るに堪へざるものあり、今退て之が原因結果を探究し冷靜以て之が觀察を下すときは爲に悚然として他日に對する警戒の一助となるものなしとせず、然れども又時と所に依り稍々一定の方針運行あり、其差違は素質に存せずして度合に在り、請ふ少しく之を辯ぜん

抑々資金投下有價證券の場合に二種の目的あり、一は利殖の爲にする者にして之を真正の所有と云ひ、一は其投資せし有價證券價格の昇降に乗じ輸贏を決せんと欲する者にして之を投機的所有とす、夫れ然り果して然らば前者は變動少くして基礎確實なる者例へば富強なる國家の發行に係る國債證券の如き者を好み、公

資金投下の目的

債と雖も貧弱國の發行に係る者は確實なる株式より却て變動多し後者は會社株券の如く變動多き者を尙ぶは蓋し其常情なり然りと雖も人性誰か慾望あらざらん又時として市場に一種の傳染質の嗜好を惹起し老若男女貴賤僧俗億兆皆同一の物を同時に得んと欲するの事情を發生し附和雷同妄想狂奔事體常套を脱却し收拾す可らざるの混亂を生ずることなしとせず彼の有名なる「チエリッソ」投機「ミシシッピー」經畫、南海泡沫の場合の如き誠に之が好例なり往時に於て既に斯の如し况んや方今諸國に於て巨大にして且つ火急なる公債、國債、地方債、其の増加、蒸氣及電氣の使用の爲め生じたる工商未曾有の發達及株式會社の増加の如きは資金の放下及投機器具の供給を増加せしこと實に往年の比に非ざるに於ておや、投機境域の廣大なる又昔日の比に非ざるなり、大勢斯の如くなるを以て有價證券の取扱ひ自然に専門的となり、市場に有價證券仲買なる者顯はれ公衆の爲め其性行地位に適應する所の證券を最も有効に得んことを勤む、則ち例へば或金高を以て或期間中最大の歳入を得んと欲する者の爲には年金證書を選び、靜かに後年の謀を爲んと欲する者の爲には利率輕きも確實なる公債證書を求め投機的顧客の爲に

有價證券の増加

放資の選擇

は株券、此種の顧客は最も鑛山株券に金銀鑛に傾くを需む

第二節 意向と實利との關係

以上説く所のものは投資大體の情勢なり、然り而して時勢の趨向に依り又投資の趨勢を異にす、今西曆千八百七十年以來佛國投資の情況を見るに當時佛國政府の公債募集巨額なりしが爲め公衆は其所有の有價證券殊に外國有價證券及鐵道株を賣却し八十二乃至八十四の割合にて五分利公債に乗替へ、西曆千八百七十七年露土戰爭に際しては七十三の割合を以て巨額の露國五分利公債に應じ、當時佛人は伊を露に乗替へたり兩者の間に利子に於て一歩弱の差違の存するを示す、而して後年佛國は五分を三分に露國は五分を四分に借替へ又一歩の差を示し、由是觀之佛國公衆が自國の公債と其同盟國たる露國の公債との間に差違を置くの梗概を知るを得べし、元來公債價格は自國に於て高く外國に於て低きを當然とす、彼の米西戰爭の當時四分利付西班牙外國公債は巴里に於て三十に下落し三分二厘内債はマドリッドに於て四十五の價格を保てり、即ち前者一割三分三厘三毛後者

佛國に於ける投資の變遷

内外債に對する國民の意向

心情は利
益の觀念
は勝つ能
はず

は七分一厘一毛の利に當り其逕庭亦甚しと云つべし然るに我國公債が常に外國市場に於て内國に於けるより高價を占る所以のものは彼我利率の常恒の差違あると我國の信用が四海に普きを證するに足れり。輒近露佛の間には一種の關係ありて露國の信用は他國に於けるよりは佛國に於て高きは其常體なりと雖も心事の傾向は利益の觀念に勝つ能はず以て深く恃みとするに足らざるなり則ち知る彼の米國南北戦争の起るや佛國の意向は固より南方にありしと雖も其事實は北方の六分利公債の應募を妨げず佛國人民は之に應じて好箇の利益を得たり又一種の恐怖心は高利の甲國より低利の乙國へ資本を移すことあり即ち西曆千八百九十三年北米合衆國に於て銀黨大に跋扈し貨幣本位の基礎危殆に陥るや合衆國資本家は自家所有の弗の價格下落せんことを恐れ之を磅に切り其資本を倫敦に移せし者少なからず然れども西曆千九百年三月十四日の法律を以て金本位確立せらるゝに當り多くは米國へ復歸せり

元來佛國市場は之を外國に比し倫敦は主として内外事業に放下し伯林は投機的にしてハムボルクは倫敦に彷彿たり中正保守の性質を帶ぶと雖も前記の如く

市場の變

危險の始

資金を低利なる自國の公債に放下し而して地方債亦比較的に低利にして殆ど貯蓄を維持獎勵するに足らざるに至り資金自から會社殊に古參の銀行及保險會社の株式其他社債券に向ふの傾を生ぜり蓋し是れ市場の常情なり事是所に止まれば即ち可なりと雖も今一步を進んで諸會社の新設新事業の開設に及ばんとするときは特に注意を要するの期に達せしものなり彼の總組合ゼネラルユニオンセクシタン銅組合リオチント鑛山會社等其終を全ふせずスエス運河及鐵道株も亦豫期の利益を生ぜず西曆千八百九十五年以來大に流行せし「ラフ」「エフ」「スキ」等の諸會社も非常の不結果を生じ終に第二十三表に示すが如き否況を呈し市場漸やく其情弊に懸き再び中止の態度に歸り常體に復せり

第三節 豫期の勢力

元來有價證券の價格は其生ずる所の利益の多少に依て決せられ其重き者は從て需用多く其輕き者は隨て需用少きは當然の理なりと雖も公債の場合に於ては其發行者の貧富強弱情況等に由り自から其價格に異同あるは論を俟たず株式の

場合に於ても其事業の成否の豫想、會社管理の巧拙、基礎の強弱、特權の有無程度等自から割賦外に其價格に影響するものなしとせず。今之を事實に徴するに、ドーアッ鑛山會社の如きは西曆千八百九十七年以來未だ曾て一厘の割賦を爲さずと雖も明治三十八年二月には五百法の株券は千百法を價し、其他佛國興業銀行、巴里エチソン電氣會社等の實況左の如し

第二十表

佛國興業銀行	西曆千九百一年	同千九百二十年十月	同千九百五年
エチソン電氣會社	割 二六 賦 三五	株式 七四五 價格 六八五	割 二七 賦 四〇
アルヂリ銀行	賦 三三	價格 九八五	株式 七二〇 價格 七七〇

由是觀之西曆千九百一年には利廻り第一に於て三分五厘、第二五分一厘、第三三分四厘、四厘四毛、同千九百五年には第一三分七五、第二五分二〇、第三三分にしてアルチリ銀行の信用は實に佛蘭西銀行を凌ぐの勢力あり、豈に盛ならずや。又獨逸、俄國の實況を見るに左の如し

第二十一表

社名	西曆千八百九十九年		全千九百二年	
	利廻り	株式價格	割賦	株式價格
ウエストフアリヤ「ポートランド、セメント」及石灰製造會社	二五、〇〇	三一、七五	九、〇二	〇
梵印獨逸ポートランド、セメント」製造會社	二五、〇〇	二九、〇〇	八、六二	〇
ステツチン、クリースト「ウエル」ポートランド、セメント」製造會社	二二、〇〇	一六五、〇〇	七、二七	〇
ウキツキング「ポートランド、セメント」及石灰製造會社	一三、〇〇	一九一、八〇	六、七八	〇
ノイス製鐵會社	二四、〇〇	二二〇、〇〇	一一、〇〇	〇
ナイブチヒキル株式会社	二二、〇〇	二五八、〇〇	八、五三	〇
サンゲルハウシエル機械製造會社	二二、五〇	二九八、五〇	七、五四	〇
ドツセルドルフ機械建築會社	一六、〇〇	二一三、七五	七、四六	〇
ルーシヤス及アリーニク色素製造會社	二六、〇〇	四〇六、〇〇	六、四〇	〇
マイルル化學品製造會社	一四、〇〇	二二〇、〇〇	六、三六	〇
ランドシヨッフ及メールグルーナツ化學品製造會社	一二、五〇	一八六、〇〇	六、七二	〇

由是觀之割賦の輕重は大體に於て株式價格を左右するの原因たるべしと雖も又以て之が唯一の原因と爲すを得ず投機の術亦難い哉

第四節 投機と資力との關係

又投資の選擇方法は其當を得るも資力缺乏の爲め多大の損失を被る場合あり請ふ少しく之を辯ぜん、曾て佛國に少壯有爲機敏にして而して且つ偉大なる觀察力を有する某投機者あり、市場の趨勢を洞察し西班牙鐵道株の騰貴購入價格より倍となれり、に乗じ之を賣却し巴里里昂地中海線株の巨額の先物を購入せしに果せる哉購買株は三倍の騰貴を見たり、然るに購入巨大に失し期日に至り金融の道を得ず其差分を拂ふ能はずして事終に失敗に歸せり、抑々投機は多大の危険を包含するは論を俟ずと雖も買進の危険夫れ斯の如し、若し夫れ賣却の如きは更に一層の危険を増すものと云ふべし何となれば前者の損失は自己の支拂ふべき金額に止まり其停止する所を知るを得、而して其株式は零價以下に降るを得ずと雖も後者は自己所有以外の物件を賣却し而かも其物件は流用代替を許す能はざる所

投機と資力との關係

の特定物なれば其損失の程度何邊に止まるやを知る能はざればなり、演まらずんばある可らず

第十一章 恐慌

第一節 恐慌の豫防及之に對する處置

第一目 豫防

恐慌の遠因及近因に就ては諸家の論ずる所粗々其要を盡せり、故に今一步を進めて其豫防策に就き一言するは敢て無用の業に非ざるを信ず、西諺に曰く救濟の萬滴は豫防の一滴に若かずと宜なる哉、大公曰く消々たるを塞がずんば將に江河と爲んとす、熒々たるを救はずんば炎々たるを奈何せん、と眞なる哉、夫れ投機の應を起すや果、當初投機は物價變動の果なり、より因、後昆恐慌の因となり、に入り市場生死の域に迷ふ而して起應の始めは行因の刹那なり、一髮の間禍福を分つ察せずんばある可らず、抑々恐慌に際會し銀行の最も苦む所のものは預金の引出にあり、而して公衆の憂ふる所のものは預金最後の損失に非ずして必要に應じ之を引出

合衆國於ける説

すの難易にあり故に預金引出の請求に應ずること容易なれば銀行は恐慌を感ぜず、公衆亦疑懼の念を抱くなし。輒近來國に於ては國立銀行中相當の規定を設け自己の過失に非ずして不時の取付に逢ふときは預金を他行へ移し共同の力を以て之を支ふべしとの説あり、又以て一考の値なしとせず、然れども移替を以て債權者の利益を害するの結果を生ぜしむ可らず、其間合意の成立するを穩當なりとす。抑々預金の取扱に就ては本章第九節に於て少しく之を述べ稍や其要を盡せりと雖も、其所論の如きは主として平時に處するの道を講ぜし者にして事變に應ずる爲には尙ほ一層の注意を要するは勢の然らしむる所なり。元來預金事務に就ては銀行は其根底に於て他の事業に於て付て見ざる所の一種の特色を有すと然るに世之を怪まず、銀行亦深く此の點に留意せざる者の如し、請ふ少しく之を辯せん。今定期は暫く之を措くも當座は請求次第之を拂戻さざるを得ず、然るに銀行は之を期限付割引貸付に放下し義務は即時となり權利は有期となり兩者の間氷炭相容れざるもの有りて存す、然るに只實地の必要と銀行の精巧なる平時に於て拂戻に差支を生ぜざらしむるとの事實に依り世人深く之を咎めず、然りと雖も元來

預金取扱の特色

改良の方

恐慌は事變に屬す豈に常時に處するの道を以て之に應ずるを得んや、然らば則ち之に備ふるの道如何今劇かに預金をして盡く定期たらしめん乎、是れ世の需用に應ずる能はず銀行の用其半を失ふものにして事實爲し得べきの業に非ざるなり、果して然らば其放下をして盡く通知貸即ち一呼現金に替る者とせん乎、是れ亦爲し得べきの業に非ざるなり、是に於て乎近時此兩者を折衷斟酌し定期は之を六箇月若くは一箇年とし少しく其利子を高ふし、當座は成るべく之を通知貸、デマン・ローンに放下すべしとの説起れり、是れ我國に於て行はるゝ所と主義に於て多く異なることなしと雖も今一步を進めて定期の利を厚くし當座の利子は大に之を減じ、當座預金は成べく低利なる通知貸又は短期の割引割引は再割引を受けるの便あり然れども之れ未必條件なるを以て短期に止むべきものとす、貸付に使用し定期預金の放下を以て銀行の維持固本の基を立て當座を以て業務の發達伸張の術を講ぜば、是其所を得以て恐慌に備ふる一層厚きを加ふべし、然りと雖も抑々通知貸なる者は其素質上緩急に非常なる差違ありて利率に於ても多大にして且急劇なる變動あるを免れず、請ふ其概況を左に表出せん

第二十二表 各年一月に於ける通知貸最高利率(米國)

西曆年次	利率	西曆年次	利率	西曆年次	利率	西曆年次	利率
千八百七十年	七 ^分	千八百八十年	三 ^分	千八百九十年	四 ^分 _五	千九百年	一 ^分 _二
七十一年	九〇	八十二年	六	九十二年	九	一年	六
七十二年	六五	八十三年	五 ^分	九十二年	五	二年	一 ^分 _五
七十三年	九〇	八十四年	一二	九十三年	七	三年	一 ^分 _五
七十四年	一一	八十五年	三	九十四年	一五	四年	六
七十五年	五	八十六年	一五	九十五年	一五	五年	三 ^分 _五
七十六年	七	八十七年	五	九十六年	一〇	六年	六〇
七十七年	一一	八十八年	八	九十七年	二	七年	六
七十八年	九〇	八十九年	六	九十八年	六	八年	六
七十九年	六		八	九十九年	六		一 ^分 _八

米國概況
 輓近米國に於ても信託會社中には其資金の大部分を會社の整理及起業の爲に

放下するを危険とし定期に比較的高利を約し前記の方針を採る者少からず中央及西部諸州の銀行此方針を採る者多し近時英國に於ても亦郵便貯金の一口五十磅以下及労働組合の預金(西曆千八百九十二年に於ては前者五千二百二十萬磅後者六百萬磅)には二分五厘(西曆千九百三年以降の公債利子と同率なり)其他同年に於て八千七百八十萬磅)には二分の利子を付し以て小額多數(五十磅以下八百七十萬人、五十磅以上八十六萬人)の預入を奨励し預金の基礎を固ふせんとするの議論あり、共に預金取扱に一步を進むるものと云ふべし

第二目 恐慌に處する大體の方法

預金の取扱に注意すること既論の如くなれば恐慌の災を輕ふすることを得るは疑を容れずと雖も抑々市場に恐慌あるは猶ほ人體に疾病あるが如く時に或は免れ能はざる所のものなり苟くも其徵候の起るあり又は實際に破流の發するあらば各々其原因を探究し豫防若くは救治の策を施さざるを得ざるは論を俟たず元來恐慌なる者は之を人體に例ふれば神經過敏、劇發、狂騷等の如く各々狀を異にし度合を同ふせずと雖も應急手段に於ては殆ど一定の方法ありて當初先づ鎮壓

劑を用ひ神心を鎮靜せざる可らず、即ち其初期に於ては銀行の利率を高め、中央銀行の如きは其効驗を大ならしむる爲め利率を引揚るに先ち市場より資金を借入るゝことあり、以て投機者流の跳梁跋扈を抑制し、附和雷同無辜無識の輩の深淵に臨むを防止し不幸にして事破れ勢窮り緩急を問ふの途なく玉石共に碎くるの境遇に際會しては中央銀行及其他の有力なる銀行は特に各會社各人に付き其確實なる哉否哉を探知し救ふべきは之を救ひ、助く可らざるは之を自然に放任し以て淘汰を施すの必要あり、然らざれば百萬圓の資産を有する商賈と雖も一朝僅々五萬圓若くは十萬圓の負債併濟に差支へ支拂停止の悲運に遭遇することなきを保せず、若し銀行、保險會社等の如き者にして斯の如き不幸に陥ることあらん乎、其影響の及ぶ所廣大にして事情紛糾收拾す可らざるの混亂を惹起すは之を史乘に徴し歴然として争ふ可らず、故に不幸にして破綻の生ずることあらば中央銀行其他の大銀行は玉石を甄別し、利率は固より高きを得ざるも大に門戸を開き其助くべきは之を救援せざるを得ず、今一例を引きて利率變更の急劇なる事實を示さん、西曆千九百五年十一月中には紐育に於ける通知貸の利率は平均一割なりしに

中央銀行
の借入

時最高二割五分乃至二割七分に達し同時に六十日期の貸付利子の最高は八分に於て十二月に於ては通知貸利率一時十二割五分に上騰し同日六分に下降せり、其他の例證は普通の銀行論等に材料滿々たるを以て復た之を茲に噉々するを要せず、拙著銀行論及經濟史眼第十六章第二款參觀と雖も、英獨等二三の國に於ける實驗を瞥見する亦無用の業に非ざるべし、請ふ少しく之を述べん

第二節 英國の恐慌

第一目 西曆千八百十年の恐慌

英國は古き貿易國なるを以て恐慌に關する材料甚だ多し、然れども古今自ら其勢を異にし遠く數百年前に遡り之を論ずるを要せず、西曆第十九世紀中に起りし者を略陳するを以て足れりとす、其第一の者を西曆千八百十年の恐慌とす、此恐慌は南米諸國の獨立の爲め市場新たに開け之に對する投機事業の破綻より生ぜしものなり、當時西葡萄牙國ナポレオンの壓迫を受け國勢振はず南米領土の人民之を機とし西曆千八百七年獨立を唱へたり、英領商賈奇貨措くべしと爲し新地に對し

非常の投機を試み、上下之に沈酔し諸銀行の如きも全く其處置を誤り甚きに至りては僅かに百磅の資力を有する使用人雇傭人等に五百磅乃至千磅の融通を爲し以て大に投機を煽動せり。是に於て西曆千八百十年終に破綻を生じ同年八月に至り曾て基礎鞏固の名を得たる西印度商先づ倒れ其取引先銀行終に支へず其支拂を停止し商となく工となく多少の影響を受けざるはなく收拾す可らざるの情況を呈し投機の一目的物たる西國羊毛の如きは實に五割の下落を示せり

第二目 西曆千八百二十五年の恐慌

次に述ぶべき恐慌は西曆千八百二十五年の其なり。前記恐慌後十數年間は市況頗る平穩なりしも晴雨相次は宇内の常勢にして往年の警戒を忘れ西曆千八百二十四年に至り投機漸やく萌芽を發し大に其勢を逞ふし鐵道、運河、鑛山、瓦斯、事業等に狂奔し、一朝にして結社六百二十有四其公稱資本額三十七億二千萬圓の多きを見るに至り物價の騰貴甚しく怖るべきの情況を呈せり。然るに銀行は警戒を加ふるの模様なく却て其紙幣を發行して投機者流を援助し終に支へず非常の取付に遭遇し勢ひ収金す可らず、英倫銀行も之を見て狼狽措く能はず急に其門戸を閉ぢ

玉石を識別せずして一般に手形の割引を拒絶せしを以て融通頓に塞かり西曆千八百二十五年十一月二十二日ブリモスのエルフォルド銀行其支拂を停止し次でヨークシャのウイントウールス會社倫敦のホール會社等亦立たず、其他三四の倫敦銀行の倒産を生じ地方銀行の斃るゝ者六十有三の多きを見るに至れり。是に於て事の容易ならざるを見、中央銀行も政府の勸誘に應じ玉石を區別し融通を計り西曆千八百二十五年八月流通高千九百萬磅より翌年二月流通高二千五百萬磅まで漸次紙幣の發行高を増し開放主義庫中の一磅紙幣を發行せしは此時なりを採りて銀行商賈等を援け穩かに市場を鎮定するを得たり。因に云ふケムブリヂ、オックスフォード、ノルfolk等に於ては銀行が店頭に於て見せ金を爲せしのみにて恐慌治まれり

第三目 西曆千八百三十七年及九年の恐慌

前記恐慌後市場頗る平穩なりしが西曆千八百三十六年に至り市場漸やく活氣を呈し終に其則を踰へ同年より翌年に亘り銀行、保險、鐵道、運河、瓦斯、鑛山等の事業の爲め結社の數約四百に達せり、而して西の方米國を望めば投機最も劇しく次で

銀行商業等倒産する者約二百五十に達せり、當時英倫銀行の處置最も其法を得ず株式銀行の裏書したる手形は總て其割引を拒絶し、其在リバプール支店に訓令して米國取引に關する商賈の手形は總て之を割引すること勿らしめたり。是に於て恐慌益々甚しく中央銀行の正貨在高西曆千八百三十四年の九百五十萬磅より減じて同千八百三十七年二月には僅かに四百七萬七千磅となれり。當年の傷痕未だ癒へざるに爾後凶歲引續き、加ふるに米國の市場尙ほ靜穩なるを得ず西曆千八百三十九年に至り復た一小恐慌を來し同年九月に至り英倫銀行の正貨在高僅々二百八十一萬餘磅となり佛國より二百萬磅の借入を爲すの奇觀を呈し、年初以來三分半の利子歩合十月に至り六分となるに至れり。

第四目 西曆千八百四十七年の恐慌

爾後十數年市場頗る平穩にして遊資の放下を需むる者漸く増加し中央銀行の正貨在高二千萬磅を超過し、公債證書は平價となり西曆千八百四十五年十月には利子歩合二分半となれり。是に於て投機漸やく萌芽を發し盛に鐵道熱を生じ、鐵價の如きは西曆千八百四十三年の一噸六磅九志四片より漸次に増加し十磅十五志

十片、四十五年より六年には一〇六、八、八年には六、二、一〇に下落せりとなり、棉花の投機殊に甚しく、加ふるに馬鈴薯の不作の爲め穀物の輸入大に増加し頓に其價を降下し當該商賈の倒産する者甚だ多く中央銀行は、大藏省證券其他の有價證券擔保の金融を拒絶し市場鬻擔銀行の破綻頗る多く終に銀行法の停止を以て總かに市場を救を得たり之を停止の始めとす

第五目 西曆千八百五十七年の恐慌

次の恐慌は西曆千八百五十七年に起れり、當時前記の恐慌より歲月漸やく隔り所謂咽下一降其熱きを忘るゝの譬に漏れず棉花、生糸、砂糖、製茶、煤油の如き商品に對する投機漸やく盛にして、米國亦同様の情態を呈し銀行の倒産する者百十五を數へ、餘波忽ち英國に延及しリバプールの「ボロ」銀行先づ倒れ一條の導火線となりて英國金融市場の秩序を爆發せり。是に於て英倫銀行は西曆千八百五十七年十一月四日利率を八分より一割となし八月廿九日に五分半より八分となせり。等て十二日に至り銀行法の停止を請ひ有價證券擔保の貸附を二千四十萬餘磅より三千百三十五萬餘磅に増加し、割引を年初の八百八十五萬餘磅より千七百七十八萬

除磅十一月四日には千百餘萬磅、十一日には千三百萬餘磅に増加し僅かに市場を鎮定することを得たり、而して此恐慌の程度は翌年一月前記商品の價格に於て二割乃至三割の下落を示せしを以て之を下するに足れり

第六目 西曆千八百六十六年の恐慌

前記恐慌以後西曆千八百五十八年より市場漸次に恢復し、同年より同千八百六十六年に至るまで大小結社の數三百にして公稱資本五十億四千萬圓に達し、内同六十六年の開設に係る者七十五社、公稱資本六億一千萬圓にして銀行十七個、金融會社十二個、保檢會社九個、航海會社二十四個を含めり、右の新銀行は主として外國貿易に關係し、其成功は専ら外國商況の如何に依りて左右せられ、金融會社亦顧客を選ぶの違なく各種の事業の爲め盛んに其手形を取扱ひ、所謂走りて地を視ざる者は頗へるの戒に漏れず有名なるオバランド、ゴールネイ會社を先きとし、次で英國株式銀行、東亞商業銀行、ニュージブランド銀行會社等銀行の倒産する者都合十有四の多數に達し、其他工商の倒産踵を接して起り、信用地に墜ち金融の請求英倫銀行に集まり、三週以前には五百八十四萬四千磅なりし準備金僅に七十三萬磅となり

なり、如何ともする能はず終に銀行法の停止を請ひ、利率を一割五月二日の六分より漸次七分八厘、九分一厘と増加し、二十三日に至り本文の割合と爲せり、増加し爾後八十八日間同步合を保ち、正價證券擔保の貸付は千八百五十萬餘磅より三千三百四十四萬餘磅に増加し、割引は初年(二月廿八日)の七百二十五萬餘磅より千六百五十一萬餘磅に増加せり、五月三十日以後は恐慌の如何に劇甚なりしを證するに足れり

第七目 西曆千八百六十六年以來の景況

右の外西曆千八百七十八年のグラスゴウ銀行の倒産、英國西部銀行資金停滯資本七十萬磅にして鑛山及製鐵事業に五十萬磅を固定し困難に陥れり、同千八百八十二年の凶作、同千八百九十年アルゼンタイン共和國への貸付等に付き多少の動搖を惹起し、同年のバリーソン會社の支拂停止は事體頗ぶる重かりしと雖も、英倫銀行の處置其宜を得、西曆千八百六十六年以來は銀行法の停止を見ず、而して近年に於ては往時に於ける如く非常劇烈なる恐慌を生ぜず、稍々市場不穩の徴を示すも不景氣若くは商業沈滯等の現象を惹起するに止まる、又以て一進歩と云ふを得べ

第三節 獨逸に於ける近年の恐慌

第一目 日獨兩國經濟事情類似の點

近時獨逸に於て起りたる恐慌は世の注意を促すもの少しとせず加ふるに該國經濟上の情況は頗る我國に類似し參考すべきもの甚だ多し。抑々該國諸般の經濟施設は事概ね創業に係り、會社員に兼務多く商業銀行にして事業會社の新設擴張に關係するも亦少しとせず。恐慌前に於て殊に然りとす事情複雑禍根此所に伏在し、表面繁盛の狀を呈せしと雖も早晚破綻の生ずべきは私かに識者の豫期せし所なりき。果然其徵候は西曆千八百九十九年下半年に於て顯はれ、同年十二月帝國銀行は其公定利率を七厘なる未曾有の高率に引上げ、取引所法改正以後専ら世人の注意を惹く所と爲れり。蓋し定期取引の束縛、取引所法第五十條を以て鑛山及製造企圖に關する會社株券の定期取引を禁じ、其他の證券は會社の資本二千萬馬以上の場合のみ之を認許し、其他造紛機械及穀物類の取引所的定期賣買を禁止せりは

我邦に於ける限月改正の結果と等しく其當然の結果として大に取引市場に打撃を加へ、西曆千九百年四月を以て最高に達せし諸株式等の相場も爾來下落の一方に傾き、同年下半年に於ける獨逸經濟界は正に恐慌の狀態に陥れり。是に於てか西曆千九百一年普國政府は議會開會の初に於て恐慌の危懼を過大ならしめざるの注意を與へしと雖も時期漸やく後れ勢ひ既に成りて終に之を如何ともする能はず。市場萎靡して振はず、國初以來最も安全鞏固なりと信ぜられたる「ファンクトブリ」市場も「ランドシマフト」即ち地主組合の發行に係る債券の市場と雖も尙且つ動搖を免れず、況や其他の證券市場に於てをや。

第二目 恐慌の原因

元來恐慌の原因は内外兩様の差あり、蓋し外部の原因とは例ば戰爭政治上の變動又は革命等の如き經濟界以外より來るものを云ひ、内部の原因とは例ば生産の方法、貨物及所得の分配、貨幣及信用の關係等の如き經濟界内部の一般の組織及作用と相關係するものを云ふ、而して獨逸今回の恐慌の内部の原因其主位を占むと雖も、亦全く外部の影響なしとせず、即ち南阿及米西戰爭、北清事件等は直接間接に

獨逸市場に影響し、獨逸政府の外國に對する政策殊に通商貿易の關係上に來したる變動の如きは外部の原因を構成す、今回の獨逸の恐慌に就て重要な内部の原因は固より種々の事情ありと雖も之を約言すれば左の如し

- 一 生産超過
 - 二 過度の投機及之に伴ふ過度の投資
 - 三 過度の信用擴張
- 又之を事實に徴すれば

- 一 工業の擴張及銀行の未熟
 - 二 土地經濟が受けたる影響
- 等はなり

今工業に就て之を見其例證として試に鑛業に就き其概略を述べんに西曆千八百九十五年一月一日より同千九百年四月一日に至る五箇年三箇月間に發行せられたる新鑛山株は四億千九百五十萬馬即ち凡そ一箇年八千萬馬の巨額に達せしに拘はらず株券の騰貴著しく、西曆千八百九十五年一月一日に於ける伯林取引所

に於て公認せられたる鑛山株の現在高は額面六億六千万馬にして其價額七億七千七百萬馬なりしに、前記の五箇年三箇月の間に於て凡そ七億馬の騰貴を示し西曆千九百年四月一日には十四億七千五百萬馬となり、前記新發行に係る四億千九百五十萬馬も亦二億八千一百萬馬を騰貴し西曆千九百年四月一日には七億五十萬馬の價額となれり、是等の騰貴は主として投機に基づき、右二口合計九億八千万馬即ち約十億萬馬にして五箇年三箇月の期間に於て單に鑛業に關するのみにても全く投機の爲に需要せられたる金額は一箇年に凡そ一億八千万馬に達せし割合なり、今之に前記新鑛山株發行高一箇年の平均額凡そ八千万馬を加ふれば右の期間に於て鑛業の爲に資金の需用を増加したる平均年額は實に二億六七千万馬の巨額に上るの計算なり、由是觀之當時同國に於ける事業の膨脹並に投機の盛なりし一斑を知るに餘りあり、蓋し工業と投機とは親密なる關係を有し、工業株券の如きは動もすれば投機の目的物となり、其賣買及所有に依りて行はるゝ所の投機は廣く一般公衆の間に行はれ、投機取引中頗る重要な範圍を占め、工業株券の相場は以て盛衰を卜するに足るものとす

第三目 株式相場と工業との關係

斯の如く工業株券の相場が工業の状況に依りて左右せらるゝと同時に工業も亦工業株券の相場高低の影響を受け爲に浮沈を免れず即ち工業株券の投機買賣繁昌を極め其價格騰貴するときは之が爲に或は新會社の設立を促し或は既設會社の増株となるを通例とす。然れども其目的事業の擴張需給の調和に非ずして單に拂込金額と市價との差益を得んとするもの。又は英語に所謂ウヲートリン、ストック即ち株式水膨れの如き悪弊は到底其終を全ふする能はざるは論を俟たず不幸にして當時獨逸に於ては是等の事例に乏しからず其結果配當の増加を要し従つて營業範圍の擴張を求めざる可からざるの事情を生ぜり。然るに収益は漫然之を増加するを得ず投機の時機に際しては競争盛にして收利少く到底眞實なる方法に依りて其目的を達するを得ず情窮まり勢屈し遂に破綻を來し恐慌を生ずるに至るは殆ど其定數なりとす。是れ増資の場合のみならず新株發行の場合に於ても亦屢々見る所の現象なり。當時獨逸が是等事情の下に使用したる資本及信用は非常の巨額に達したるは既述に依りて事を想像することを得而して此處に注意

株券及増資の結果

すべきは資本及信用の使用をして工業の膨脹より來るものたらしめば之が爲に生産の増加を生じ其過度なるに方りては供給に過剰を來し其價格下落して新需用を生じ自然に需給の調和を誘發すべしと雖も過度の投機に基ける資本及信用の使用に至りては毫も斯くの如き實質的結果を生ずることなく信用の使用一たび膨脹せば其濶縫の爲め愈々其度を強むることとなり然れども其經濟界に及ぼす所の終局の結果に至りては相類して大差なし

第四目 生産超過

今又生産過度の點に就て之を見るに其之を來たすべき場合は概要左の如し

- 一 過剰生産の處分に苦むこと
- 二 消費力の減少
- 三 需給の關係調和を失ふこと

等是なり。當時獨逸に於ては是等の原因盡く具備せり而して是等の事項は互に因となり果となり實際に於ては事情頗る錯綜す。例ば生産者が其生産物の過剰を處分し得ざるの結果は其収益の減少となり以て事業の縮少を來すべく、事業の縮少

は労働者の需用を減じ其消費力を減少し併せて生産者の消費を減ず而して是等消費力の減少は更に生産物の過剰を來すに至ること必然なり

斯の如く經濟上の變動は一進一退前後相伴ひ諸般の事情相合して其勢を急ならしむるの傾向あり例へば市況の上向に方りては世人は單に其上向を見るに止まり其他を顧みず買手群出して大に市價を昂騰す之に反し下向に方りては買手群出して賣崩の勢を劇烈ならしむ而して市場の狀況は向上に對する冀望より向下に對する恐れ一層甚しきを通例とす故に下向に方り生産者争ふて其貨物を賣却せんとするも容易に之が買手を得る能はず是れ必ずしも其貨物に對する需用者なきが爲に非ずして買はんと欲する者が其貨物を引き取るに方りて其買入價格を以てしては勿論假令其價格を引下ぐるとも尙ほ或は再買者を得る能はざるに至らんことを恐るゝに因るなきを得ず是に於てか向下期に於ては商業の最大要素たる信用行はれず其結果延ひて實際生産の過剰を生ぜざる工業と雖も尙且つ其影響を免るゝことを得ざるに至るは蓋し免れ難きの數なりとす今回の恐慌に際し獨逸の織物業化學的工業製紙業等の如きは即ち其好例なり元來斯の如き場

合にありては假令實際に於て需用供給其平衡を保ち得る者と雖も市場に於ては兩者の關係に調和を失す況んや事實需給の平を得ざる者に於てをや是に於てか企業心の崩壊となり之に伴ふて銀行の引締りを來たし更に信用の動搖を惹起するに至るは必至の情勢なり即ち今回の恐慌に於て是等事項併發し互に因となり果となり有名なる獨逸恐慌となりしは世人の認て疑はざる所なり

第五目 恐慌の結果

當時獨逸恐慌の原因概ね斯の如し今一步を進めて其結果に就て之を見るに諸般の事業多少の影響を受けざるものなし今其主要なる者の配當の實況左の如し

第二十三表

事業	西曆千八百九十九年			同千九百二年		
	無配當	五分マデ	五分以上	無配當	五分マデ	五分以上
「セメント」製造及電気事業	三〇	一〇	一五	二二	一〇	一〇
「セメント」會社	三〇	一〇	一五	二二	一〇	一〇
機械製造會社	四	六	三二	二八	一八	二〇
電気事業會社	一	一五	八	〇	八	〇

次に主要なる会社の株式価格の變動を見るに左の如し

雜業及飲食物	建築	造船	紙類	麻類	毛織物	金屬製品	陶磁器及玻璃業	鹽業	鐵山及鐵業	石炭坑	其他各種事業	化學品製造事業及同盟	化學品製造事業
〇〇二	一〇二	二七一	二〇五	二〇二	二二〇	〇〇一	一一一	二六六	一三〇	四〇一			

印刷	木材	燃料	鹽業	製糖	麥粉	皮革類	紙類	麻類	毛織物	金屬製品	陶磁器及玻璃業	鹽業	鐵山及鐵業	石炭坑	其他各種事業	化學品製造事業及同盟	化學品製造事業
三一	一三	〇七	二一	二四	七〇	〇〇	四三	一一	二二	六二	二二	六二	二二	六二	二二	六二	二二
七九	五八	二六	三六	四四	五五	〇五	三八	一五	一〇	五三	一八	甲種	五				
一一	一六	二二	三三	四二	五二	〇二	一〇	二〇	二六	一〇							
〇〇	〇四	二〇	一一	〇二	四三	一一	七三	〇二	五四	〇							
四三	二四	二八	三二	五二	一一	一七	三〇	二五	四〇								
三三	三三	三〇	二四	八二	一一	一一	二七	六	一								
五五	一一	三三	五七	六三	三三	六三	三〇	四	二								
一一	三二	一一	〇三	二〇	四三	〇二	五	四									
〇〇	〇三	一〇	〇〇	一一	〇三	一〇	三	八									

右の外綿及麻業以下大同小異なるを以て畧す

當時の恐慌が直接經濟上に影響せしこと斯の如し今又間接に犯罪の種類に如何なる變化を來せしやを見るに頗る興味すべきものあり請ふ之を左に掲載せん

第二十四表

西曆年次	贓品取扱		竊		盜		金錢私借		其他の普通犯		風紀犯	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一八九九	四九三	二四六	六九八	三三〇	一六七	三、四五	四〇八	一四七	九一	一六三		
一九〇〇	四八九	二四三	七一八	三、九四	一六五	三、四八	三九一	一三、七八	一〇九	一五九		
一九〇一	五〇九	二、六七	七、〇三	二、四六	一七、二九	三、五三	四、三九	一、四七	一、四九	一九二		
一九〇二	五、四八	二、三六	七、九三	二、四九	一八、三五	三、八八	四、八二	一五、三八	一、七五	二、五九		

由是觀之表中の初年に對し末年には竊盜凡そ一割三分を増し(男以下準之私借に於て凡そ一割を増加し普通犯に於ては約五分の増加に止まる末段風紀犯の如きは實に異狀の惡徴を呈す古人曰く衣食足つて後ち禮節を知ると宜なる哉此言哉事實の能く之を證するあり又吾人を欺かざるものと云つべし

第二十四表

業種	会社名	西暦千八百九十六年同千九百二十年		業種	会社名	西暦千八百九十六年同千九百二十年		
		株式	債格			株式	債格	
「セメント」製造業	ウエストフアリア「ボートランド」セメント及石灰会社	三三一、七五	一一一、二五	マツセン 鐵山会社	マツセン 鐵山会社	一六八、〇〇	一〇七、八〇	
	「セメント」製造業	二九〇、〇〇	一〇五、〇〇		ヒベルニヤ 鐵山会社	ヒベルニヤ 鐵山会社	二二一、六〇	一七八、二〇
	「セメント」製造業	四二二、〇〇	二六三、五〇		シユワイレル 鐵山組合	シユワイレル 鐵山組合	二四〇、〇〇	二二四、一〇
	「セメント」製造業	二二一、〇〇	九一、五〇		鐵山及鐵業	鐵山及鐵業	五八八、〇〇	三四五、〇〇
	「セメント」製造業	一六五、〇〇	三五、〇〇		シヤルケル 鐵山及鑄鐵会社	シヤルケル 鐵山及鑄鐵会社	五八八、〇〇	三四五、〇〇
	「セメント」製造業	一九一、八〇	七四、九〇		蝶番、換金等製造会社	蝶番、換金等製造会社	三六四、五〇	一四八、〇〇
	「セメント」製造業	三〇七、七五	二〇一、五〇		ガスウアイデル 鑄鐵会社	ガスウアイデル 鑄鐵会社	三一六、二五	一四二、五〇
	「セメント」製造業	一四六、〇〇	四〇、〇〇		フリーンセバヒ 鐵山会社	フリーンセバヒ 鐵山会社	二〇八、〇〇	四八、〇〇
	「セメント」製造業	二六四、二五	一一七、四〇		ロムバール 鑄鐵会社	ロムバール 鑄鐵会社	二七六、七五	一五〇、二五
	「セメント」製造業	一九二、二五	五二、五〇		ハルゼル 鑄鐵会社	ハルゼル 鑄鐵会社	二〇四、五〇	七八、五〇
機械製造業	「アルキミデー」式機械製造	二六二、五〇	二六二、五〇	ビスマルク 鑄鐵	ビスマルク 鑄鐵	二〇七、二五	九九、〇〇	
	「アルキミデー」式機械製造	二六二、五〇	二六二、五〇	ウエストフアリア 鋼鐵会社	ウエストフアリア 鋼鐵会社	二一九、〇〇	一一二、〇〇	
	「アルキミデー」式機械製造	一九二、二五	五二、五〇	フリードリヒウキルヘルム 鑄鐵会社	フリードリヒウキルヘルム 鑄鐵会社	二八〇、五〇	一八二、一〇	
	「アルキミデー」式機械製造	二八九、五〇	一六〇、〇〇	カールロツテン 鑄鐵会社	カールロツテン 鑄鐵会社	二二二、〇〇	一一九、〇〇	
	「アルキミデー」式機械製造	二一三、七五	七五、〇〇	ミロウイセル 鑄鐵会社	ミロウイセル 鑄鐵会社	一八〇、二五	十六、三〇	
	「アルキミデー」式機械製造	一四五、〇〇	四三、〇〇	ヘルデル 鑄山鑄鐵組合	ヘルデル 鑄山鑄鐵組合	二八一、七五	七九、九〇	
	「アルキミデー」式機械製造	四二五、〇〇	二八五、〇〇	ライン、ツツリ 鐵山会社	ライン、ツツリ 鐵山会社	一六一、〇〇	八七、〇〇	
	「アルキミデー」式機械製造	二五八、八〇	九〇、七五	ウイツテチル 鑄物会社	ウイツテチル 鑄物会社	二二五、一〇	一四一、七五	
	「アルキミデー」式機械製造	四一一、〇〇	二四六、〇〇	鹽業	鹽業	二五九、〇〇	一五三、〇〇	
	「アルキミデー」式機械製造	二二〇、〇〇	一〇一、七五	鹽業	鹽業	二二四、五〇	二〇四、五〇	
電氣事業	オツテンス 製鐵会社	一七四、五〇	七二、五〇	集合 鹽業	集合 鹽業	二二四、五〇	二〇四、五〇	
	オツテンス 製鐵会社	一七四、五〇	七二、五〇	イゲストルフス 製鹽業	イゲストルフス 製鹽業	一四一、〇〇	一三七、八〇	
	オツテンス 製鐵会社	二九八、〇〇	一七〇、二七	アツセルスリーベン 鹽業	アツセルスリーベン 鹽業	一五七、〇〇	一四五、五〇	
	オツテンス 製鐵会社	二二一、〇〇	〇、四〇	チーデルハール 製鹽会社	チーデルハール 製鹽会社	一一六、〇〇	九八、七五	
	オツテンス 製鐵会社	一九一、〇〇	八、〇〇	陶磁器及玻璃業	陶磁器及玻璃業	一一六、〇〇	九八、七五	
	オツテンス 製鐵会社	二四七、六〇	七〇、二五	アンナーホルヒ 磁器製造	アンナーホルヒ 磁器製造	一三三、二五	七二、五〇	
	オツテンス 製鐵会社	一三四、〇〇	一八、五〇	獨逸磁器製造	獨逸磁器製造	九〇、二五	四四、二五	
	オツテンス 製鐵会社	二六七、八〇	一六三、三〇	シツチエンドルフ 陶器製造	シツチエンドルフ 陶器製造	八四、〇〇	二四、〇〇	
	オツテンス 製鐵会社	一三二、二五	三五、二五	金屬製品	金屬製品	八四、〇〇	二四、〇〇	
	オツテンス 製鐵会社	二〇九、五〇	一二四、〇〇	家具文房具製造組合	家具文房具製造組合	二六〇、〇〇	七二、二五	
化學品製造事業	ライメール 会社	一四七、二五	六七、〇〇	條鐵車輪等製造会社	條鐵車輪等製造会社	二六五、七五	一〇八、七五	
	ライメール 会社	一四七、二五	六七、〇〇	獨逸銃砲器製造会社	獨逸銃砲器製造会社	二九三、〇〇	一六五、〇〇	
	ライメール 会社	一五〇、二五	八〇、〇〇	ウオルヘルム、チルマン 建築鐵材	ウオルヘルム、チルマン 建築鐵材	二〇三、五〇	八三、五〇	
	ライメール 会社	一四三、〇〇	六八、〇〇	ライン金屬器具機械製造会社	ライン金屬器具機械製造会社	一九三、七五	七五、〇〇	
	ライメール 会社	一四三、〇〇	六八、〇〇	證印金 製造会社	證印金 製造会社	一八三、五〇	七二、五〇	
	ライメール 会社	一七三、〇〇	一一五、六〇	ハイン、リーマン 株式会社	ハイン、リーマン 株式会社	二五四、一〇	一四六、〇〇	
	ライメール 会社	四〇六、〇〇	三六〇、〇〇	毛類業	毛類業	二五四、一〇	一四六、〇〇	
	ライメール 会社	二二〇、〇〇	一八一、〇〇	毛類業	毛類業	二五四、一〇	一四六、〇〇	
	ライメール 会社	二六〇、〇〇	二二三、〇〇	フリーメン 毛類取引所	フリーメン 毛類取引所	三三九、〇〇	二〇二、五〇	
	ライメール 会社	一八六、〇〇	一五〇、〇〇	北獨逸羊毛及毛絲製造会社	北獨逸羊毛及毛絲製造会社	二〇七、九〇	一三九、〇〇	
石炭 坑	化学的物産製造同盟	一六七、五〇	一三七、七〇	スチール 毛絲製造会社	スチール 毛絲製造会社	一九一、七五	一四三、〇〇	
	化学的物産製造同盟	一六七、五〇	一三七、七〇	サガリーネ 毛絲会社	サガリーネ 毛絲会社	七五、〇〇	四〇、〇〇	
	化学的物産製造同盟	一〇五、〇〇	五八八、〇〇	サガソン 毛絲製造	サガソン 毛絲製造	九〇、七五	五五、五〇	
	化学的物産製造同盟	二九四、七五	一五八、〇〇	ベツトボルグ 毛類業	ベツトボルグ 毛類業	一三〇、〇〇	九〇、〇〇	
	化学的物産製造同盟	四〇二、九〇	三五三、〇〇	ワンケンファールツアロコ毛布製造会社	ワンケンファールツアロコ毛布製造会社	五五、五〇	八、五〇	
	化学的物産製造同盟	四三〇、〇〇	三七四、〇〇	ワンケンファールツアロコ毛布製造会社	ワンケンファールツアロコ毛布製造会社	五五、五〇	八、五〇	
	化学的物産製造同盟	一〇五、〇〇	五八八、〇〇	ベツトボルグ 毛類業	ベツトボルグ 毛類業	一三〇、〇〇	九〇、〇〇	
	化学的物産製造同盟	二九四、七五	一五八、〇〇	ベツトボルグ 毛類業	ベツトボルグ 毛類業	一三〇、〇〇	九〇、〇〇	
	化学的物産製造同盟	四〇二、九〇	三五三、〇〇	ワンケンファールツアロコ毛布製造会社	ワンケンファールツアロコ毛布製造会社	五五、五〇	八、五〇	
	化学的物産製造同盟	四三〇、〇〇	三七四、〇〇	ワンケンファールツアロコ毛布製造会社	ワンケンファールツアロコ毛布製造会社	五五、五〇	八、五〇	

(財政と公債)

第六目 銀行の不注意

次に論ずべきは銀行の不注意是なり。當時工業の進歩及投機の勃興は著るしく資本の需用を増加し手形の割引及制限外兌換券の發行高亦非常に増加せり。元來斯くの如き時に方りては利率を引上げ不健康なる信用の膨張を抑制し外國より資本を吸収し、且つ外國に對する債務の辨濟を延引するは機宜を制するの最好手段たるは論を俟たず、是に於てか帝國銀行は西曆千八百九十九年十二月を以て其公定利率を七分に引上げたり。抑々利率引揚の事たる世上既に一定の説ありて今更之を喋々するの必要なかるべしと雖も、内國市場の逼迫するに際し外國に對する債務の辨濟は重大の事項に屬し頗る趣味ある問題なり、請ふ少しく之を陳述せん

方今資本家が其資本を外國に投ずるに方り容易に之を回收し得るの方法を以て之を爲すを通例とす、今獨逸が恐慌前に外國の資本を吸収したる方法も此例に漏れず、今其主要なる形體を擧ぐれば左の如し

一 銀行の手形振出即ち、フィナンツウエクセルと名くる融通手形の振出し

て諸種の方法中此方法に依るもの最も巨額を占めたり

二 當座勘定借り

三 公債證書を質とする借入

是なり外國に對し長期の貸付を爲すは方今既に過去の歴史となりたり然れども斯の如く短期又は流動的の形を以て外國資本を使用するの危険なるは獨逸に於ける恐慌に際し充分に經驗せられたり、即ち是等の債務は獨逸の經濟界が最も資本に缺乏し最も資本を需用する時に當りて頻りに回収せられたり、是れ固より獨逸自身の恐慌に基きたるものなりと雖も、尙ほ他に外來の原因なきに非ず、彼の南阿戰爭の如きは即ち其一にして其結果獨逸は西曆千八百九十九年の秋以來既に倫敦に於て融通手形(フィナンツヴェクセル)の切替に困難を感じつゝありしに搗て加へて一面に於ては恐慌の進行するに從て外國資本の取付を急ならしめ一面に於ては南阿戰爭の進行するに從て倫敦に於ける資金の需用愈々増加し、流石の英國も單に自己の資本のみにて其需用を支辨すること難く、外資を招くの必要を生じ、巴里の資本を吸収するに至り、獨逸は此兩面の原因に基づき單に英國より

り借用せし資金を回收せらるゝのみならず、巴里より借用せる者も亦之を返却せざる可らざるの否運に際會し、遂に「フィナンツヴェクセル」の逆流を來し、著しく外國手形の需用を生ずるに至れり、斯の如く獨逸の銀行は内外の需用を一時に引受けざるを得ざるの難境に陥り、西曆千九百年の初頃より非常の困難を感ぜり、蓋し當年の二三月頃は獨逸に於ける信用の膨脹其極度に達し、公衆の株式投機に投じたる金額未曾有の巨額に上りたるの時にして其如何に盛なりしかは前記鑛山株の投機に付きて之を察するを得べく、且つ單に内地に於ける株式の投機のみを以て満足せず、尙ほ指を倫敦に於ける投機株に染めたるの事實に徴しても亦之を知るを得べきなり

事情斯の如く伯林の諸大銀行は西曆千九百年の二月及三月に於て其得意先に對し債務を過大ならしめざるの警告を與へたり、然りと雖も時機既に遅れ、諸銀行は其手元益々逼迫し、遂に前掲の警告を爲したる後間もなく、即ち同年四月を以て急劇なる取立を行ひたるの結果市場を逼迫し、一層恐慌を早め、且つ重からしめたり、然り而して茲に一言すべきは當時公衆が甚だしく投機に従事したると其投機

銀行の
不
當
な
注
意
及
勘
定
の
過
ぎ
に
過
る
事
由
に
過
る

の大部分が銀行の融通に依り煽動されたることは是なり、即ち恐慌の原因は必ずしも投機其者に非ずして、寧ろ實力以上の投機を爲したること及當初銀行が公衆をして實力以上の投機を爲さしめ、一旦自己の囊中逼迫するに至りては急激に取立を行ひたるに在りと云はざる可らず、事是に到りしは一面に於ては銀行の不注目に基けるものなりと雖も、一面に於ては伯林の諸銀行に普通なる一つの勘定制度其者の自由に過るに基るすと云ふを得べし、其勘定とは「コントラント」と稱するものにして即ち得意先の爲に公債證券株券又は外國手形等を賣買するを以て目的とし、其貸方には得意先の爲に購入したる是等の證券の代價を記入し、借方には是等の證券を購入するが爲に得意より拂込みたる金額又は得意先の爲に是等の證券を賣却したる代金を記入し、以て兩々相對し、半年毎に之が貸借の決算を爲し其間に於ける差額に對して借越となりたるものより利子を支拂ふものなり、尤も利子の計算方は銀行に依り又得意先に依りて必しも同一ならず、投機熱盛にして株券等の市價騰貴し、資金の需用多き場合に於ては、銀行も其間に知らず識らず貸越をなすに至るは蓋し免れ難きの勢なりと云ふを得べし、而して獨逸政府は是

等及其他根本的原因を見ずして、單に取引所法改正の末に依り過度の投機を禁止せんとしたるは抑々亦一誤謬たるを免れず、鑑みずんはある可らざるなり

第七目 農業の被りたる影響

今本日を終るに臨み獨逸國の恐慌が如何に同國農業に影響せしやに就て一言せん、抑々今回の破綻は其端を工業界の投機と信用過度の膨脹とに發したるは既述の如しと雖も、恐慌の進行に伴ひ是等の工業又は銀行業と又趣を異にする他の方面に於て著しき動搖を來し、ファンダブリー「マルクト」即ち農業債券市場の崩壊を見るに至れり、元來獨逸國は久しき間農業國として存在し、土地に關する制度は夙に發達し之が金融機關の如きも頗ぶる整備す、其所謂「ランドシャフト」なる者は地主を以て組織せられたる組合にして營利的設備に非ず、而して其貸付を爲すの方法は所謂「ファンダブリー」自ら自己の發行したる債券を借主に交付するものにて是等の債券は常に取扱所の相場表に上り最も確實なる放資物件として信用厚く「ファンダブリー」を以て貸付を受けたる者は何時たりとも之を處分して所要の金額を調達することを得るものと信ぜられたり、是等の「ランドシャフト」

農業信用
の發達

都府金融
機關の差
異

坤 第二編 第一卷 商業信用

三〇

は往昔より存在し其目的は専ら農業地方に貸付を爲すに在り市街地の土地家屋に對する貸付は、ヒポテケンバンケン即ち不動産抵當銀行主として之に當り比較的新しき設立に係り且つ營利的の者にして其貸付の方法も亦、ランドシヤフトと異り現金を以て借主に交付するを原則とし、自から市場に向て債券を發行して其資金を得るものとす、而して其債券を以て貸付を爲すは借主との合意ある場合に限るものとす、斯の如く獨逸に於ては土地に關する金融機關發達し、土地に關する負債亦頗る巨額に上り同國人の調査に據れば西曆千九百年に於ては其金額實に四百二十億馬に達せり、是れ他國に於て見ざる所の類例なり而して、最近其増加毎年十七億五千萬馬なりと云ふに至りては更に驚くべきの現象と云はざるを得ず、果して然らば獨逸に於て是等土地の負債の爲に要する利子を四分二厘二毛と假定するときは利子支拂の爲め毎年凡そ十八億馬を要すべく、以て土地の負債が獨逸經濟界に及ぼす影響の重且大なるを知るに足れり

元來土地の負債は土地の改良耕作若くは家屋の建築等に起因する實地的のものあり又は單に土地家屋等の投機賣買の爲に起る空商的のものありて、恐慌以前

土地抵當
借入の巨
大なるこ
と

借入の種
類

増加の實
例

負債の辨
別は殆ど
皆無なり

兩者共に著しき増加を示せり、當時商工業の發達と共に市街繁榮し、地域の擴張を要し、土地家屋の需用を増加し、従ふて之が賣買及賃貸價格の騰貴するは自然の勢にして、爲に市街に於ける土地の賣買及家屋の建築等頻々として起り、是等に要する資金の需用大に増加せり、斯の如くして其工業の場合に於けるが如く、不動産の場合に於ても投機的借入主として市街の土地家屋に關するもの増加は遙かに農業改良等實質的負債の増加に超過せり、今バイエルン一國の例を以て之を見るも西曆千八百九十五年乃至九十七年に於ては前者の金額二億四千萬馬、後者の金額は二億八千萬馬の巨額に達せり、而かも後者は主として繁盛時期に於て起債せられたる者なり、元來是等の土地に關する負債は其實質的なるか否とを問はず、從來償還せられしこと甚だ稀なり、蓋し此種の土地所有者は概ね眞實に之を所有するに非ずして、目的地に存し、其土地の負債愈々多ければ愈々彼等の爲に便利なるものあり、是れ一見奇なるが如し、雖も獨逸に於ては土地の供給漸やく缺乏し、賣却の際其負擔を相手に譲ること比較的容易なるの實あればなり、斯くの如く負債永きに亘り其償還せられざる時は假令當初は實質的たりしも、之に依りて經營せ

第十二章 恐慌 第三節 獨逸に於ける近年の恐慌 第七目 農業の被むりたる影響

三一

投機的に
地價を昇
騰して之
を抵當と
するの危
険

られたる事業の消盡するに従ひて遂に其本質を失ふに至るなきを保せざるなり
輓近の事蹟に於て之を見るに獨逸に於ける土地負債の大部分が實質的のもの
に非ずして投機の爲に起りたるもの多きは殆ど争ふ可らざる事實なりとす蓋し
投機に依りて過度に土地の價格を騰貴せしめ其騰貴の度に從ひ之を抵當とし更
に負債の増加するときは所謂抵當なるものは畢竟投機的水泡に過ぎず斯の如き
抵當を基礎として營業する不産動抵當銀行は其基礎の薄弱なる論を俟たざるな
り然るに不幸にして此方面に於ても亦投機信用の膨脹甚だしきものありて貸付
に對し慎重の注意を缺き金融市場の逼迫するに伴ひて遂に破綻を來たし從來吾
人の曾て疑ふことなく最も鞏固なりと信じたる「フアンドブリーフマルクト」の動
搖を生じ世を驚かすに至れり慎まざればある可らざるなり

第八目 結 論

以上論述する所を以て之を見るに獨逸に於て最も重要な生産要素たる土地は
非常なる負債を擔ひ而かも之が償還は過去に於て其幾分を行ひたりと雖も其大
部分に至りては未來永劫に亘りて償還せられざらんとするの勢あり而して利子

は固より年々仕拂はざる可からず是に於てか一面に於ては人爲を以て其價格を
高め正當なる經濟行爲に依らずして其收入を増さんとするの情を生じ一面に於
ては強ひて其生産を増加せんとし禍因此處に伏在す近時有名なる獨逸恐慌の事
情概ね斯の如し而して其原因は既述の如く生産超過度の投機及水腫的信用の
膨脹等に在り然りと雖も其最も重要な勢力を爲したるものは蓋し過度の投機
及信用の膨脹なりとす抑々獨逸經濟界の情況は我國に酷似するもの少しとせず
近時少しく恢復の色ありと雖も之を西曆千八百九十九年の頃に比し株式會社新
設の爲にする投資額大に減少し同年の金額は約二十三億圓なりしに同千九百二
年には十七億七千五百餘萬圓社數三千五百九十六同千九百三年には十一億五千
六百餘萬圓社數三千六百九十二にして數に於ては少しく増加の模様ありと雖も
金額に於ては盛時の半額に減少せり是れ西曆千八百九十六年の會社法改正の爲
め投機的結社及投資の減少に依るものなしとせずと雖も亦以て獨逸經濟情況の
未だ全く回復せざるの徴なりと云ふを得べし蓋し前車の覆へるは後車の戒めた
らずんばある可らざるなり斯の如く利率増加せしを以て資金放下の額頗る減少

し大に市場の不振を感起せり其實況左の如し

第二十六表

	西曆千九百七年	同千九百六年
帝國政府	二七〇、五三〇	三三四、一八〇
外國政府	二四、九一〇	八一、五五〇
内國地方債	二四八、三三〇	二一四、八九〇
獨逸勸業債券	一一五、〇〇〇	一六八、五六〇
諸債券	八一、四七〇	一二八、六四〇
銀行株	四三、六五〇	一四四、八八〇
鐵道株(市街鐵道を含む)	二、三五〇	一、二四〇
工業株券	一一〇、一〇〇	三一、一四〇

資金放下の減少すると共に有價證券の取引も亦大に減少し西曆千九百七年の十一月三十日を以て終る所の取引に課する印紙税の實收は前年同時期には五百六十六萬圓なりしに本年は三百二十一萬圓に減じ新たに發行する所の有價證に

就ては等しく十一月三十一日に終る所の七ヶ月間の收入前年の九百七十九萬圓より五百六十七萬圓に減少せり然るに此間信用を極端に擴張せし結果信用取引に課する所の印紙税收入は七年一月より十一月末まで七百八十三萬圓と成り前年同期間の七百十三萬圓に比して七十萬圓の増加を示し之を平穩無事なりし西曆千九百四年の同期に比するに約三割六分の増加を示せり其結果は忽ち中央銀行の割引貸付に顯はれ七年十一月末日までの金高は預金に對し二億九千七百五十萬圓の超過を示し之を前年の超過額二億三千九百萬圓に比するに實に五千八百五十萬圓の増加を見るに至れり抑々中央銀行の割引貸付の増加は國家の慶事に非ず況や又其預金に超過すること斯の如く夫れ巨大なるに於てをや紙幣發行高殊に制限外發行の増加する亦故なきに非ざるなり今一步を進めて中央銀行手形函中割引手形の平均金高を見るに西曆千九百七年は五億五千萬圓なりしに前年は四億九千四百五十萬圓に止まれり今之を後者の中央平均利率は五分一厘一毛にして後者の其は六分三毛なりし事實に照すに頗る奇異の感なきを得ず而して其間十一ヶ月間金の輸出は六千四百六十萬圓の巨額(未曾有と稱せらる)に達し

純輸入二千百六十萬圓と成れり、然るに前年同期間の純入は一億二千四百七十六萬圓なりし、是等の事實は獨逸經濟上に頗る複雑の事情あるを證するに餘り、固より同國人は人士敏にして制度完備するを以て米國の如き狂體を呈はさざるは論を俟たずと雖も既にフランクフルトのハーレー會社の如き出來事あり、又投資額の減少前記の如きものあり而して製鐵事業の如きは最も打撃を被ひり、約其四分の一は事業を減縮し十二月中伯林のみにて二萬五千の勞力者は其業を失ひ、有價證券は其價格の四分の一を減じ禍根尙ほ滅せず、西曆千九百八年上半期に於ては結社七十七個其資本總額九千六百二十萬馬解社五十五個其資本總額七千八百萬馬純増僅かに千八百二十萬馬に止まり之を前年同期の三千七百六十萬馬に比し著しき減少と云はざるを得ず、又破産の數も七年の上半期の三千四百十七件に對し八年の同期間には三千七百六十五件に増進し、商工使用人百人の空位に對し求職の數七年八月比は百七人なりしに八年同期には百五十三人三分に増加せり、而して内外投資額の如きも公債の増加を見るのみにして其他は概ね減少せり、其實況左の如し

第二十七表

西曆千九百六年

同千九百七年

同千九百八年

同千九百九年

	國			
	內	外	計	國
國債 <small>帝國及邦</small>	六三七,〇〇〇	六三八,〇〇〇	五五一,〇〇〇	五〇六,〇〇〇
地方債	三六六,八三三	三六七,〇〇〇	四三〇,八六六	四三五,四〇〇
勸業債券	四〇四,五九九	四〇四,五九九	三三六,三三三	三三六,三三三
鐵道債券	九,五〇〇	九,〇二二	一,〇〇〇	〇,九九九
工業債券	一八三,三七七	一八三,一〇〇	一七〇,九〇〇	一七〇,九〇〇
鐵道株	一,七〇〇	二,二六六	〇,六二二	〇,六二二
銀行株	一八四,一九九	二八三,一九九	一〇八,八九九	一五三,四九九
保險株	一,五〇〇	一,八六六	三,〇六六	三,〇六六
工業株	三〇九,九四四	六三五,八〇〇	二八四,一四四	四三二,三三三
計	二,一七〇,五五五	二,五三〇,八三三	一,八七六,七九九	二,〇五九,六六六
				三,三三三,三〇〇
				三,五〇四,一四四
				二,九七六,七六三
				三,四四四,六六六

國債	三、七、五〇	三、六、二一	八〇、八〇	七六、〇三	一、四九、三六	一、四四、三三	一、五九、九四	一、〇九、〇六
地方債	二、〇、〇〇	一、八、七九	なし	なし	三、七、〇〇	三、四、八〇	五、七、〇〇	五、四、七二
勸業債券	六、七、五	六、七、五	四、〇〇	三、八〇	—	—	三、三、五	三、二、八一
鐵道債券	四、九、六	四、八、一八	三、〇〇	三、四、六	五、〇〇	四、九、八	一、四〇、四一	一、三、八、五九
工業債券	四、〇〇	四、一、六	なし	なし	三、三、五	三、三、三	—	—
鐵道株	三、〇、〇〇	三、四、五	八、〇〇	一、五、〇三	—	—	六、三、〇〇	一、一、二、二
銀行株	二、四、三五	三、六、一三	六、〇三	三、三、三	七、四、〇	一〇、八、四	二、一、六	四、五、四
工業株	三、八、八	三、八、三	なし	なし	九、六、八	二、九、五	一、四、一、四	一、八、九、三
計	一九四、〇四	二〇一、六九	一三三、八三	一五、六、六	二、四〇、〇三	三、八、〇、一	三、五、七、〇	三、四、八、七
總計	二、三、五、二、五	二、五、三〇、八三	一、九〇、九、六三	二、三、二、九三	三、四、六、三三	三、七、七、二六	三、三、五、四、六三	三、六、三、三、五

〔備考〕 各年の上段は發行高にて下段は市價なり、公債の市價高きに失するが如しと雖も暫く報告に従ふ

又恐慌前後の工業株及債券の各年の發行高を見るに頗る玩味すべきものあり
則ち左の如し(單位百萬馬)

第二十八表

西曆年次	債券市場	株券市價
一八九九	七四、〇二	八六一、三九
一九〇〇	一七八、七七	四六一、〇六
一九〇一	一九三、二九	一六四、二八
一九〇二	一八一、一〇	一八四、四七
一九〇三	六四、九六	一九五、三二
一九〇四	一一〇、一四	三五九、八〇
一九〇五	一一五、二四	五五二、〇九

由是觀之恐慌前の發行頗る巨額に達し事後一旦大に減じ漸やく恢復せんと欲し米國恐慌、近東事件等の爲め頗る抑制を受けしものに似たり

前記西曆千九百二年の恐慌は獨逸に於ける空前絶後の大打撃にして爾後數年間新事業の企圖は殆ど中絶せられ經濟情態一般に整理の域に入り此間工場設備、交通、運搬等の改良に着手する者多く隨て材料、勞力等の需用を惹起し、石炭、鐵類

西曆千九百零七年の恐慌の大小

坤 第二編 第一卷 商業信用

の價格先づ騰貴し漸次諸般の事業に延及し、資本一時に固定し流動資本は擧て之を銀行に抑がざるを得ざるの勢を呈し人心再び投機に傾けり。此時に當り諸銀行は須らく融通を慎み不當の擴張を戒め以て市場の狂熱を冷却するに力めざる可からざるは論を俟ざる所なるに進而其預金を流用し負債を以て事業を創め又は之を擴張し營業の収益は舊債償還の爲に使用せられず却つて新債を招くの好餌として用ひらるゝの情況を呈し高歩の金利を維持し以て外資を誘致し陽に市場の繁榮事業活潑の狀を呈せしめて陰に借債政略の窮態に陥り、一時に資本を固定し一たび外資の回收に遭遇し之に應ずること能はず更に利率を上騰して金の流出を防ぎ市場益々溢滞し各種の事業頗る困憊の情態に陥れり。今西曆千九百零五年以來中央銀行定率外の市場利率の變動を見るに左の如く五年々末以降常に向上の勢を呈し八年一月に最高度に上り其より少しく下向せしと雖も尙ほ平均四分八厘八毛の高率を保てり即ち左の如し

第二十九表

西曆一九〇五年 同一九〇六年 同一九〇七年 同一九〇八年

一	月	二、五 ^六	三、八 ^三	四、八 ^九	七、五 ^〇
二	月	一、九 ^一	三、八 ^三	四、六 ^六	六、〇 ^〇
三	月	二、二 ^一	四、〇 ^一	五、四 ^〇	六、〇 ^〇
四	月	一、九 ^三	三、四 ^五	四、六 ^九	五、五 ^〇
五	月	二、三 ^〇	三、三 ^八	四、四 ^四	五、〇 ^〇
六	月	二、三 ^二	三、六 ^六	四、六 ^七	四、五 ^〇
七	月	二、一 ^二	三、四 ^九	四、四 ^七	四、〇 ^〇
八	月	二、二 ^二	三、四 ^三	四、六 ^一	四、〇 ^〇
九	月	二、九 ^九	四、二 ^三	五、〇 ^七	四、〇 ^〇
十	月	二、九 ^八	四、八 ^二	四、九 ^〇	四、〇 ^〇
十一	月	四、六 ^二	五、二 ^七	六、六 ^一	四、〇 ^〇
十二	月	四、七 ^九	五、五 ^八	七、〇 ^九	四、〇 ^〇
平	均	二、八 ^二	四、〇 ^四	五、一 ^一	四、八 ^八

而して中央銀行は久しく公定利率を五分以下に降す能はず、米國恐慌起るに當り

七分五厘なる空前の高率に引上げたり。加ふるに西暦千九百七年の收穫前二ヶ年の如く裕ならず穀物の輸入大いに増加し荷重なる關稅は大いに生計の費用を増加し倫敦の勞働者は二十錢を以て白パン、四英斤を得るに反し伯林の勞働者は二十四錢を以て三英斤の黒パンを得るに止まり細民の生計に一層の困憊を加へたり

然るに一方に於ては帝國及列邦の歲出年に増加し歲入常に不足し西暦千八百九十年より同千九百六年に至るまで帝國は二十五億馬、普漏西は十六億馬の國債を増加し金融市場の逼迫を加へ普漏西の如きは十一ヶ年前に四分利の公債を三分利に借換ゆるの好況なりしに輓近市價下落して平價を保つ能はず、西暦千九百六年中大勢に逆らひ三分半利の公債を平價に復せんとする目的を以て、シンジゲルトを組織せしと雖も大勢支ふ可らず創立以來一年を保つ能はずして七年五月莫大なる損失を以て解散し普國政府は終に三分半を以て公債を募集する能はず、七年中復ひ四分を以て五ヶ年期の短期彌縫公債を發行し、後ち總額を定めず九十八半の價格を以て初め十年は四分其後の五ヶ年は三分半以後は三分なる減退利

付の公債を發行するの止むなきに至り、ハムホルヒ、フランクフルト等も四分以下を以て募集する能はざるの情況となれり、資金の缺乏推知すべき而已、蓋し西暦千九百六年及七年の上半期は過去數年繁營の餘力を存し諸會社の配當等尙ほ高歩を保ちしと雖も七年秋期に至りては資力殆ど盡き商賈銀行多少の動搖を感ぜざる者なく小資本の商工の如きは一割の高歩を以て穩かに資金の融通を受け殆ど收益の全部を擧て金利に投ぜざるを得ざるの窮境に陥り、急轉直下形勢一變し無謀の擴張より委縮恐怖の時代に入り萬業等しく振はず、獨り鐵道材料製造のみは政府の注文に依り尙ほ未だ活氣を失はず頗る異數の状態を示す、然れども是れ自然の需給如何に依るに非ず抑々人為は窮まる所あり豈敢て永久健全の現象とするに足んや、即ちハムホルヒのハッセル銀行の破綻に尋て同市に一小恐慌を生じ、餘波全國に延及し土地、建築、旅宿事業等大打撃を被むり織物業、化學品製造事業最も甚だしく殆ど一般の恐慌を惹起するの勢を呈せり、然れども獨逸に於て信用機關夙に整頓し殊に中央銀行の處置常に其當を得、今回も機に先ちて利率を上げ相當に制限外發行を爲して市場を調和し幸にして大破綻を生ずるに至らざりし

は偏へに制度文物の發達と運用其宜きを得たるの結果と云はざるを得ず
然れども爾後獨逸の經濟界は尙ほ常態に復せず各種の事業萎靡して振はざる
こと殆ど人意の表に出るものあり今最近西曆千九百九年上半年の各事業の成績
に就き之を見るに其無配當の多きに驚かざるを得ず今其百分比を示せば左の
如し

一 ボッターシ事業	七四・一
一 石炭	二二・二
一 軟炭(リグナイト)	二二・五
一 硝子	二二・二
一 鐵及鋼	二一・七
一 機械製造	二〇・〇
一 電氣業	二六・四
一 電氣機關製造業	一八・七
一 化學品製造業	一八・二

一 紙類	三〇・九
一 紡績業	一六・六
一 銅業	三二・二
一 酒類	一九・六
一 建築業	四〇・五
一 普通銀行	四・三
一 不動産銀行	二・七
一 保險業	一一・一
一 運送業	二六・九
一 殖民會社	六八・三

無配當會社の多きこと斯の如し而して其有配當中にも四分以下二分七厘に下
る者あり「ボッターシ」製造業の如き則ち此最低位に在る者なり配當一割以上に上
る者は前記數業中十一個に過ぎず鐵道の如きも僅かに四分七厘に止まり航海會
社は五分二厘市街鐵道は四分三厘而して銀行の如きも平均七分七厘にして殖民

會社の如きは三分八厘に止まれり、事業の振はざる斯の如く自國公債の利廻に及ばざる者少しとせず、運送事業及殖民の振はざる殊に甚し、市況斯の如くなるに帝國列邦、市町村の財政は年に龐大を加へ國民の負擔亦重を加ふ、乾第二編第一卷第八節第六目參觀、彼是れ相待つて獨逸の財界亦以て裕かなりと云ふを得ざるなり、又財政に就て之を見るに西曆千九百八年度の歳入歳出總豫算は共に二十七億五千萬餘馬にして前年度に比し一億八千五百萬馬の増加なり、然るに經常歳入のみを以て費用を辨ずる能はざるを以て大藏大臣は三億五千萬馬の短期公債を起すの權利を附與せられ政府は必要あるときは新税を起すの權利を保有することと爲し、總かに年度を彌縫せり、是れ亦貨幣市場に影響するの一因たらざるを得ざるなり、而して今前記増加の原因を尋ぬるに六千萬馬は海軍擴張の爲に要するものにして八年度に於ては總計三億四千萬馬の巨額を要し、内一億七千萬馬は製艦費の爲に要する者にして前記増額の大部は此費用に投ぜられ、該費の増加は前年に比し四千二百五十四萬馬なりとす、殖民省臨時費約四千六百萬馬にして前年に比し約一千萬馬を増加し、外務省臨時費は約千八百萬馬にして前年度に比し約

七十萬馬を増加し、之是等を始めとし、大小の増加數ふに暇あらず、獨り減少を示す者は殖民地補助にして其高六千三百四十餘萬馬、之を前年度に比較し約三百八十八萬馬を減少せり、是等の財政事項前記の經濟事項と相待て多少市場に影響する所なきを得ざるべし

第四節 露國に於ける近年の恐慌

第一目 總論

露國近年の恐慌は主として保護政策の爲め生産事業其序を失ひ、物價異常の變動を生ぜしに原因す、抑々同國保護政策は今日に始まるに非ず、其源を遠くピートル大王に發し、既に二世紀を経過し、輓近に至り世上の風潮に伴ひ漸やく其勢を増長し、爲に物價の騰貴を生じ、以て外資の輸入を促し、一時事業勃興の勢を呈し、射利投機の弊之に加はり、需給其調和を失し、市場紊亂して支へず、終に近年の慘狀を呈せり、夫れ然り而して其資を露國に投ぜし者を主として佛白兩國とす、佛は多く公債に投資し、其高都合凡そ百億法、白は多く鑛山及製造事業に投資し、其高凡そ十億

保護の二
方法

法と傳へらる。元來保護政策に補給政策及關稅政策の二種あり蓋し前者は政費の増加を來し加ふるに一部人士に厚うして一般消費者に薄きの譏を免れず後者は物價を騰貴し消費者の利益を害し隨て國民の貯蓄力を減じ國富の進歩を妨ぐと雖も事間接にして外面に顯はれず以て衆庶の環視を脱し加ふるに國家の收入を増加するの觀あるを以て施政家之を便とし各國多く之に依る。露國亦其例に漏れず主として第二の方策を採り西曆千八百九十一年の關稅率は實に未曾有の高度に達し就中綿業及製鐵事業に至りては實に絶大の保護を受け絹絲の如きは一留の課稅に止まるも綿絲は英三十八番の晒さざる者四留八十番同五十番以上の晒さざる者八留五十番晒し及染めたる者は更に數層の重を加へ二筋以上の織絲は十一留の重稅を負擔す而して二十六番以上の葉鋼鐵は一留二十九番以上の鐵針金は二留同上銅針金の如きは六留を賦課せらる以上は從量稅にして單位は一「プロド」なり一「プロド」は三十六英斤餘然るに亞細亞國境より輸入する物品は多くは無稅にして有稅品と雖も五分の低率を超過せず又砂糖の如きも粗糖一本十三貫五百四十七匁三分弱に付一磅九志七片精糖同上一磅十九志五片即ち殆んど我二

十圓の高稅を負擔す今之を英國の糖價甘采一本八志(三十九年三月までの最高八志五片二五最低七志十一片五〇)に比すれば稅金のみにて既に凡そ五倍なりとす英國も方今砂糖は有稅品にして五百七十餘萬磅の收入を生ず露の砂糖稅收入(同年度)は約五百五十五萬磅にして如上の高稅を課するも尙ほ英國に及ばず而して英の人口は約四千三百萬にして露は一億四千有餘萬なり加ふるに露は氣候の關係より喫茶を要すること英民より多し然るに砂糖稅を負擔すること斯の如し其困難思ふべきなり

第二目 航海鐵道及製造事業等の保護獎勵

航海事業も亦政府の保護獎勵する所と爲り或は露國船舶の輸入に係る貨物に對しては輸入稅を輕減し或は直接航海の補助となり西曆千八百四十五年以來小沿海貿易權を露國船舶に限り同千九百年に至り同權利を擴張して大沿海貿易に及ぼし更に進みてスウエス運河通行權を買得し航海補給は勿論政府直接に航海事業に係りし一會社に商船隊を組織せしめ之を海軍省の監督に附す所謂義勇艦隊なる者即ち是なり其他海運事業發達の獎勵細大漏るゝ所なく輒近尙ほ對外保

航海

護策を講じ商船管理の爲め一大中央局を設置せんとするの企圖あり而して皇帝自ら之に關與すべしとの説あり亦盛なりと云ふべし水運に於て既に此盛舉あり然るに元來露は海國に非ずして陸國なるを以て其本分を忘れず陸運に於ては其企圖更に驚くべきものあり請ふ少しく之を辯ぜん

抑々露國鐵道事業の盛大なるは夙に世人の認る所にして西曆千九百五年七月一日に於ける開業線路の延長は既に四萬二千三百三十三哩に達し内三萬六千五百一哩内二千十六哩はフヒンランドに在りは歐洲露領に在りて六千三百七十二哩は亞細亞線に屬す由來露國政府の企圖は甚だ遠大にして勇往邁進鬼神尙ほ且つ之を避く況んや亞北の氷雪に於てをや彼の有名なるサイベリヤ鐵道は實に西曆千八百九十一年を以て開業の業に就き既に全通開業す交通便なりと云ふべし而して露國鐵道は國有多く既に其全部の凡そ六割九分を國有に收む餘は九個の會社に屬す故に其開築買收の爲に巨大の費用を要し其費用は多く之を外債に仰げり未來の結果は暫く之を措くも亞細亞線路の如きは收支尙ほ未だ相償はず西曆千九百年には收入二千五百萬留にして營業費は三千三百七十萬留なりとす鐵道

収入の不足

収入全體に於ては輒近二千八百萬留の収入通行券收入其他類似のものを包含すありと雖も鐵道公債の元利支拂の爲め要する所の金額亦少しとせず今ウキツテ氏の報告に依るに西曆千九百一年に於ける鐵道収入の不足額は三千二百九十萬留同千九百二年は四千五百萬留を降らず同千九百三年に於ては五千一百萬留を超過すべく之に東清鐵道の不足額九百萬留に加ふるときは同年の不足額は六千萬留を超過すべし實際は七千三百萬留に達せり然るに西曆千九百四年に於ては東清鐵道収入の不足額は右に二倍すべく實際は約四億留に達せり然れども是は戰爭の爲めに生ぜしもの多かるべし同千九百五年に至りシトツポロゴイエ及オレンブルグタシケンドの兩線開通すべく然らば即ち更に一千五百五十萬留の支出を要すべくして該年の不足額は實に八千四百五十萬留の巨額に達すべく云々右はウキツテ氏の豫想なりしに實際は西曆千九百五年度の豫算報告に顯はれ露國鐵道は西曆千八百八十七年より同千九百四年まで同千八百九十六年を除くの外常に收支相償はず近年に至りて最も甚だしく鐵道の爲め國庫の損失する所は西曆千九百年には六千六百六十一萬留同千九百二年には一億一千四百萬留同千

九百四年には九千二百七十七萬留に達し而かも軍隊輸送の爲め陸軍省より支拂ひし高は収入に編入しあり是れ多くは外債を以て支拂ひし所なり由是觀之露國政府は一切の敷設費の外維持費の爲め年々巨額を支拂ひ前記十七ヶ年間に其高合計七億五千八百萬留に達せり露國政府の鐵道に熱心なる驚くに堪へたり是れ或は陸國の真相を表示するものに非ざらん乎

露鐵道収入の不足額の巨大なる實に驚くに堪へたり造作制に過ぐれば成と雖も必ず敗るとは夫れ是を云ふ乎然るに其運賃は之を獨佛に比して更に低廉なるは實に世人の意表に出づ元來比較的高利の外資及高價の材料を以て建設する所の鐵道にして運賃の廉價なる斯の如きは數理外に經濟事項の調和を求めざるを得ず燃料の價格興業費及營業費の多少營業日數人口及貿易の多寡貨物の種類等露國鐵道は果して獨佛に優るものある乎匈牙利に比して尙ほ廉にして合衆國の旅客率に比しては三割二分廉く實に穀物輸出の爲にはオツデサリガ等の海港に向て營業費以下にて運送することあり是等の點に對しては世上自ら目標の存するあり固より深く論究するを要せず其他露國政府は銳意國土の開發を力め

運賃

オルガの大平原に模範開墾地を開設し外國種を輸入して麥作の改良を試みホクハラの門に米國式の機械を設置し以て大に綿業の發達を計り鐵道の開通を以て農工業の開設を促すと同時に貨物の増加を以て鐵道事業の維持發達を期し彼是相持ちて以て國運の伸張を企圖す其結果の如何は暫く之を論外とし施設の雄大なるピートル大帝の遺業に耻ざるものと云つべし

製造事業

製造事業に就ては露國は既説の如く關稅保護政策を採り殊に綿業の如きは粗品製造品共高度の關稅棉花一プロトに付き二留十哥紡績絲は前記の如し織物は一「フント」十六平方「アーション」以上のもの一「フント」に付き一留四十五哥一「フント」は六千三百十九「グレイン」餘一「アーション」は二十八「インチ」を以て之を保護し方今棉花の需用高三分の一(西曆千九百一年の同品輸入高は五千七百二十三萬一千餘留なり)は國産を以て之を供給し綿製品の如きは上等品若くは新規の珍品に非ざる以上は殆ど國産を以て需用を充すに足るに至れり然れどもミルユーコフ氏の調査に據れば此保護の爲め露民が縮類に向て要する所の費用は一億二千三百一留を増加せり毛布類も品質分量共に非常の増進を爲し輸入税「フランネル」毛氈類は一

製糖事業の保護

「フント」(百九勿強)に付き、五十五哥敷物は「フント」に付き四十哥其他の毛布「フント」に付き十三哥より三留まで、絹製造所は西暦千八百九十年には一ヶ所なりしに爾後十年を経ざるに既に十有四ヶ所となり(絹絲の關稅率は前記の如し、手巾織物等は「フント」に付き七留五十哥、化學的藥品製造の進歩亦他業に後れず、殊に曹達(輸入税「フント」に付き九十哥)の如きに同時間に十倍の増加を示し、甘菜の耕作、製糖事業の如きも保護獎勵の爲め大に發達せしと雖も價格大に増加し其消費も之を外國に比して非常に少量にして獨の消費高一人一年二十七英斤、英は八十四英斤、而して合衆國は六十九英斤なるに露は僅かに十三英斤に止まる、抑も露民は世界第一の茶消費者たるに此異狀を呈す生計上蓋し已を得ざるの事實ありて存ざるに由る其税金の高きは既述の如く夫れ然り、然るに輸出は常に之を獎勵し輸出の爲めには一圓五十錢を償ひする同量同質の砂糖に對し内地消費者は二圓六十八錢を支拂ふを要す、而して茶も亦非常の高稅を負擔し磚茶英一斤は八片其他の茶は同上一志十斤、印度及セイロン茶には同上に一片を附加す、今之を英國と比するに英國に於ては茶は約六百五十萬磅の輸入税を負擔するに拘らず卅八年三月

までの最高市價は英一斤四片七五、最低は三片七五にして露の税金より遙かに廉なり其他礦山事業の如きも亦大に發達伸張せり

第三目 保護政策並に外資輸入

今露國實業界最近の實況を達觀するに西暦千八百八十八年より同千八百九十七年までは非常の進歩を爲し、其より事業漸やく投機に馳せ弊端百出支持するに由なく終に破綻を生じ、西暦千九百一二年に至り未曾有の恐慌を惹起するに至れり、抑々露國稅關率は製造事業保護の爲め非常の増加を來せしは既説の如く、其結果として綿花生糸、茶、珈琲、木實等を除き或種の外品の輸入大に減少し、機械器具諸地金屬類の如きは其最たる者にして其實況左の如し

第三十表

	西曆千八百九十九年	同千九百年	同千九百一年	同千九百二年	同千九百三年	同千九百四年
機械類	九九,四三五 <small>千哥</small>	七六,七〇三 <small>千哥</small>	五六,七〇三 <small>千哥</small>	五一,三五九 <small>千哥</small>	六〇,七七六 <small>千哥</small>	五五,二六五 <small>千哥</small>
金屬器具類	三六,三三三	三〇,五三六	二八,八五九	二六,五七七	二七,二二三	二九,八九五
諸地金	四五,五〇六	三六,六六〇	三〇,一五五	二八,六九六	二八,二二四	三二,〇六一

保護政策

石炭及骸炭 三〇、六六八 四二、二三八 二二、四〇八 二二、八八〇 二二、五五三 二四、二八一
諸色素 一三、〇三〇 一一、〇〇七 一一、五二一 一一、三三九 一二、二五九 一〇、八二八

由之觀之西曆千九百四年は戦争の爲め金屬器具類諸地金、石炭及骸炭に於て多少の増加を示すと雖も尙ほ往時に及ばず露國の保護政策は頗る其効を奏し該國へ輸出するに便利なる者は物品に非ずして貨幣なるの事實を呈せり。夫れ資本の利に就くは猶ほ水の低に就くが如く露國の内政保護に傾き物價騰貴し、佛白の如く資本内に充實し有益なる投資の道を求むるに汲々たる國の資本家の爲には露國は實に屈境の投資場となり、廿七八年日清戦争の結果は東洋に新局面を開き、露國サイベリヤ經營に一層の活氣を添へ餘響同國一般の事業界に及び外面頗る活潑の狀況を呈し物價爲に騰貴するに至り西曆千八百九十四年以來佛白の資本の輸入を誘致し、同年より五ヶ年間年次に千萬法、三千六百萬法、一億二千萬法、一億八千萬法、三億六千萬法の巨額を注入せり、而して此間露に入りたる外資總額は十四億二千餘萬留にして結社の數九百二十七に達せり、越へて西曆千九百一年に於ては佛白兩國人の露國に於て結社する者二百六會社内百六十六は白他は佛に達し、

外資輸入

資本額十五億法以上と註せらる而して内十億は白に屬し他は佛人の放下に係るものとす、其他獨逸人の施設に係る者三十英人に屬する者十九會社にして多くは西曆千八百九十五年以降に設立免許を得たるものとす

第四目 投機の發生及大破綻

情況既に斯の如し、投機の之に伴ふは勢の免れざる所にして當時露國會社の株式は歐洲大陸殊に佛白兩國市場に於て投機賣買の目的物となり、一時非常の好況を呈し異常の高價を示せり、然るに露國人口一億四千萬中歐洲文明流の物品を需用する所の者は其上流に位する二百萬乃至三百萬に止まり人口の約八割五分は所謂ムロックス（下級農民に屬し其購買力甚だ乏しく其他約三千萬の亞細亞種族は嗜好購買力共に缺如し新事業生産品の需用は前記少數の人民と陸海軍及鐵道事業の爲め生ずる政府の需用に止まり需給其平を失し保護の結果忽ち生産超過となりウキッテ氏は更に外債を起し鐵道を延長し此困難を救はんとせしと雖も、時勢一變し中央及西方歐洲諸國に於て商況漸次恢復し西曆千九百一年以降頗る盛況を示せしを以て資を露國に投ずる者大に減少し同年に至り流石の佛も無限の

所謂借債
政略

英に屬す、而して露國最上の有價證券と認められたる、ノール石油株及土地銀行の株式も非常に下落し前者は一株七十留後者は一株百四十四留を下落せり

第五目 善後策の困難

今回の恐慌に於て最大の悲境に陥りし者を製鐵事業とす此の所に其梗概を述べふるは敢て無用の業に非ざるべし、抑々露國の製鐵事業は特別非常の保護を受け(條鐵、蹄鐵用は一ブード六十哥、葉鐵同上八十五哥、餘は準之)一時著大の發達を爲し、西曆千八百九十九年は既に其盛時を過ぎ漸やく衰勢を顯出せしと雖も、同年以降西曆千九百一年に至る迄は尙ほ其面目を保ち其間各年上半期の銑の產出高は一億六千三百萬乃至七億七千三百萬ブートを維持せり。然れども西曆千九百二年に至りて大破綻を生じ勢終に支へず同年半期の生産高八千三百萬ブードに減少し二十六個所は全く事業を停止し、僅かに事業を維持する者も其所屬溶鑛爐中八十個の火入を止め、六製鐵所は債務の辨償を爲す能はずして司法處分を受け、其他アレキサンヅロウスク、プランスク等ウイテ取立の屈指の製鐵鐵道器具機械製造所十二個も大に動搖し西曆千九百二年一月には其株式七割乃至九割五分の下落を

示し、グレボフ工場の如きは全く倒産の悲運に陥れり是に於て政府も之を阻止するを得ず、西曆千九百二年十一月主要なる當業者を召集し救済法に就き彼等の意見を徴せり、然れども再力到らざる所河聲西に向て流れ一も採るに足るものなし、今其條項を擧ぐれば左の如し

所謂救済策

第一 生産高に制限を置くこと

第二 外國より原料品を輸入する製造所には一切注文を爲さざること

第三 爾後新に製造所の開設を許可せざること

等是なり、是れ豈に鶴を喰ふの狼にあらざらん乎咽喉一たび通ずれば狼何を思を知らん哉直ちに取て以て鶴を喰ふの恐れあり、然り而して斯の如きは政府をして事業に干渉せしめ國家の進運と事業の發達とをして互に相伴はしむること能はず、需給自然の調和を失し非常に有害なるや多辯を要せず、前には保護の結果徒らに供給を増加し以て生産超過の弊に陥り、後には漫に壺を吹きて生産を制限し以て供給の缺乏を來すを顧みず、國家の發達と衆庶の困難を度外視す、偏見の士往々斯の如きの説を爲す豈に戒めざる可ん哉、當時彼のウイツテ氏の如きは説を爲し

て曰く

ウイツテ
氏の説

保護政策が一時多少の犠牲を要するは實に已を得ずと雖も而かも政府は此犠牲を輕視せずして成べく速かに此過渡時代を經過する爲に最大の力を盡さざるを得ず(中略)事業者の或者が其生産品相場の下落の爲め損失を受け又は得べきの利益減少するに對して不平を唱ふるは多少恕すべきの情なきに非ずと雖も此物價の減少が國家經濟の爲に危険なりとの念慮を抱くが如きは甚しき誤謬と云はざるを得ず、抑々露國製造事業の發達及國內競争の結果が此下落を來すは政府の望む所にして其政策に伴ふ所の効果なり云々

當時露相の言斯の如し、是れ沒絃の琴のみ唯ウツ氏のみ能く之を彈ずるを得、豈に擊石拊木の調ならんや、而して其所謂一時の犠牲なる者或は永遠に渉るの慮なきを保せざるなり

由是觀之露國上下の近年の恐慌に對する意中の梗概は粗々之を窺知するを得べし、前陳の所謂救濟策の如きは固より採るに足らずと雖も、既に根底に於て其方策を誤り一部の供給超過を惹起せし以上は之を救ふに亦姑息の策を用ひざるを

或は姑息
策の必要
あるべし

得ず、外國に市場を求め又は一時生産を制限して異常の下落を防ぐも亦是れ隨機の方策にして蓋し事情の已を得ざるものなしとせず、然りと雖も方今各國各々其業を勵み殊に鐵類の如きは其最も努むる所にして多く他國品を要せず、鐵產品の如き重量多き物品を遠く千里の外に致すは固より容易の業に非ず、實際に於ては生産制限は殆ど唯一の方法にして、西曆千九百三年一月ウーラル地方の製鐵所も南部同業者の例に倣ひ一同盟を組織して其生産品價格の減少防遏の方法を講ぜり、抑々恐慌の原因は意外の邊に伏在す豈に鑑みざる可けん哉

第六目 恐慌後の情況

當年の恐慌幾かに治まり傷痕未だ癒へざるに戰雲漠々北亞の天に漲り農となく工となく商となく大に露國經濟界の秩序を亂し、ロイツブルン、ベッコフ、共にポーランドに在り等の工業地最も其影響を蒙むり小製造所は之を維持すること能はず既に廢滅に歸し、大製造所は其工程を減じ之を平時に比して僅かに八割乃至五割を保ちサイベリヤ地方へ長期信用を以て賣却せし製造品の代價は之を收容することを得ず、同所の農産物は軍用の爲め鐵道の便を得ること能はず食品

の價大に騰貴し肉類は五分乃至九分の上騰を示し其他の日常品は其以上に騰貴し、ピロウオスクに於ては千八百人、ウイデブスクに於ては三千六百人其他リガ、イバウ等北海々岸の市府に於て事業の沈滞最も甚しく庶民市に饑へて犯罪暴行に至らざるなく殆ど收拾する能はざるの勢を呈せり。加ふるに農民は乾第五編第一章第二節に記載せしが如き状態に陥り明治三十七年の農作亦豊穰と云ふを得ず、ベサラビヤ、イリサベスグラット地方の麥作の如きは皆無を報じ其他ホルタワ、ゲルソン等準者無若くは收穫不足等を告る所枚舉するに暇あらず抑々露國は宇内の強國にして其面積全世界の六分一を覆ひ前記少部分の凶嫌の如きは聊か留意するに足らざるに似たりと雖も其所謂六分の一の大部分は四季氷雪絶ゆるなく地亦稔確にして五穀を産せず、禽獸魚鼈亦棲生し難し、之に反して前記の數地方は豊饒膏腴を以て稱せられ所謂露國の選拔地なり豈に其凶嫌を以て寒心する所なしとせんや而して近時新聞紙等の傳ふる所に據るに三十八年亦稔らず歐露四十九月銀行の破産する者少からず就中ラシホー、ペトウシヤ、キヤン、アンヅ、レヅ、レエ

銀行の如きは其最たる者にして第一は清算上七百萬留の不足を生じ第二は其高千萬留に達するの勢にして目下債權者の調査中に係り、第三の實況は未だ之を詳かにするを得ず、其原因は投機にありと云ふと雖も亦戦争の影響たる哉疑を容れず加ふるに卅七年九月までの輸入は之を前年同期間に比して七十萬圓に減少し其主因は棉花の輸入に在りて前年の九百三十萬圓より八百五十萬圓に減じ而して輸出に至りては約四千萬圓の減少を示し爾來情況日に否なり、此等經濟事項にして其當然の結果を生ずるに於ては近き將來に於て一大恐慌を生ぜざるなきを保せず果せる哉三十八年の一月以來の騷擾となり事情紛糾殆ど收拾す可らず其何處に止まる哉之を知るに由なし、政治上の事は暫く論外とし露國經濟事情亦困難なりと云つべし

第五節 西曆千九百七年の合衆國の恐慌

第一目 恐慌の原因

今回の恐慌に就き倫敦經濟雜誌は其原因を論じて曰く

第一 南阿事件及日露戦争の結果として巨額の資本を蕩盡し尋て巨額の公債募集ありて軍事の費用を増加せしこと

第二 右の事項あるに拘はらず收穫豊富にして諸般の事業を膨脹し隨て實力以外に信用を擴張せしこと西曆千九百七年に終る所の三年間に米人の新證券發行高は約四十二億七千萬弗にして之に最終年の未發行高約七億九百萬弗を加ふれば三年間の企圖高及發行高は約五十億弗の巨額に達す

第三 過去十ヶ年間世界産金額西曆千八百八十七年の一億五百万弗より同千九百七年の四億三千万弗に進み世界の金貨在高は同時に三十六億二千四百萬弗より六十七億五千万弗に増進せり(の倍加したるは幾分乎物價騰貴の因を爲したるに間違なしと雖も事實の騰貴は其以上に昇りしこと米國では西曆千八百九十七年の最下と同千九百七年の最高等との間に六割の差増を示す第四 右の結果として諸般の投機を惹起し殊に土地鐵道株銅株其他工業株に於て甚しく加ふる新會社の設立多く巨額の新股を散布せしことハリーマン鐵道投機のみにては紐育へ地方より四億弗を引入れ歐洲市場殊に倫敦銀行も

巨額を米人へ貸付けたるを以て西曆千九百六年末英倫銀行は利率を上げて之を戒めたり又ハリーマン系統の者流は鐵道株投機の爲め銀行より八千萬弗を借入れたり是等巨額の反金取入の爲には一騒動起らざるを得ず

第五 投機熱斯の如く高度に達せしを以て銀行は自衛の爲め資金回收の策を探りしに忽ちにして市場を寒却し預金者及投資者に恐怖心を起せしこと

是れ頗る吾人の意を得たるものと云を得べし而して佛國のポリュエー氏の如きも事業の擴張及信用濫用の爲め一恐慌の來るを豫言し方今世界の貯蓄は如何に寛に之を見積るも一年四億八千萬磅を出でざるに西曆千九百六年には新事業の爲め六億五千萬磅を要し投機的事業擴張の風潮尙ほ止まず同千九百七年には主として米人の舉動に依り資金の需要蓋し前年より多かるべしと論ぜり實に至論と云つべし今實際に就て之を見るに西曆千九百六年に於ける米國人の投資計畫高は約十六億三千万弗七年に於ける同上は約二十一億三百万弗にして前年に比し四億六千五百萬弗を超過す然れども市場の情況全額の發行を許さず發行は約十三億九千四百萬弗に止まれり而して事業に就て之を區別すれば鐵道に關して

は企圖額約十五億六千九百萬弗、發行額約九億五千七百萬弗、工業の爲め前者約五億三千四百萬弗、後者約四億三千七百萬弗なりとす、實に非常の膨脹と云ふを得べし、又合衆國は過去六ヶ年間の貨物の純輸出約二十八億五百萬弗を有すと雖も其間金の純輸入は約一億二百萬弗に止まり、銀の純輸出は約一億二千四百萬弗にして貴金屬を失ふこと約二千二百萬なりとす、其貨物純輸出の多きは外國へ對する債務の支拂を表示す、豈に資金に豊富なりと云ふを得んや、夫れ資金の需給は瀑流の如し浪波相續て相踰越することなきを要す、然るに昨年以來の實況は後浪前波を踰ゆ、加之彼のサンフランシスコ及ワルパレイゾの震災、火災の如きは實に四千萬磅の資本を蕩盡せり、動亂の生ずる蓋し免れ能はざるの數なりとす、抑々近來の經濟界たる事情頗る複雑を極め三十九年臘月以來我國市場頻りに變調を呈し年初以降諸般の有價證券多大の下落を示し、尋てセノワ、埃及等の景況穩ならず、景氣頂上にありたる米國の諸有價券漸やく下落の兆を顯はし、中夏の比獨米兩國の貿易不振の流説ありて市場活氣を失ひ、銅株の如きは第一に否境に陥り、アムステルダム、ハムホルヒ、ポストン等の商況亦振はず、遂に生命保險會社の不始末あり、又市

街鐵道會社調査の結果は其内部の魂膽を露顯し、紐育の市民一般に資本家に對し疑心を抱き、人心恟々として薄氷を踏むの思を爲し、些少の事件忽ち導火線となるの勢を示せり、然るに「モルカンチル、ナショナル銀行の頭取なるオーグスタス、ハインチエ氏は其名の表示するが如く、獨逸出身の投機者にして指を種々の事業に染め、殊に輓近最も世界の注意を惹く所の銅業に揮身の力を盡め、坊間銅王の名を得、同類モールス及トゥマス兄弟と共に六個の國立銀行、十有二個の州立銀行及五六の信託會社等の大株主と成り、是等を其藥籠中に込め、縱橫市場に其怪腕を振へり、然るに風波常に順なる能はず、當時銅價大に下落し、銅業會社の株式日に向下の勢を示せしを以て如何にもして之を挽回せんと圖り、信用の濫用至らざるなく、有價證券取扱組合なるクロス及クリーボルグ商社を、使喚し、舍第オート、ハインチエの會社をして大に銅株の買煽を試ましめ、三十九の低價にありし銅株を一時十月十四日六十に引上げたり、然れども大厦の覆へる一木、豈に能く支へんや、十月十六日に至り、反動の爲め僅か十の低價となり、前記會社は之を受る能はずして閉店せり、是に於てクロス及クリーボルグ商社進退途を失つて如何ともする能はず、衆目、モ

銅價の變動

ルカンチル、ナシヨナル銀行本行は資本三百萬弗、積金五百萬弗、預金二千萬弗を有し、中流の一銀行なりしに、集まり流石不敵のオーグスタス、ハインチエ氏も勢屈し、情露はれ茫然自失爲す所を知らず、終に交換所に向て援助を求めたり、交換所は國立銀行の法定準備金其他地方銀行の爲替基金等を預り居るなり、西曆千九百七年十一月十六日には其高約二億千八百七十萬弗前年の同月同日には約二億五千二百七十萬弗を有せり、元來晩近銅價の變動は世界の一大事件にして西曆千九百六年の銅價最高は一噸百八磅最低七十六磅一五にして同千九百七年一月には平均百五磅六五にして其より漸次下落し九月十一日には六十七磅一〇となり同十六日には六十四磅半に下落し爾後引續て下落し四十一年二月には五十八磅八分の一の低價を呈はせり、銅株は西曆千九百六年にはリオチント株最高二、三二五最低一、六二四にして同千九百七年三月には二、七七〇なる未曾有の高價に達し其より急に下落し九月十一日には一、八〇と成り同十六日には一、八一八に下落せり、ボレヲ株も大同小異にして西曆千九百六年の最高は五六〇〇にして最低は三、〇〇〇を示せり、越へて同千九百七年引續て高價を保ち四月には五、九〇〇の高價に達せし

が其より急に下落し八月十四日には四、一六五となり九月十一日には一寸と跳返し四、二二〇となりしも同十六日には四、一五〇に下落し三月には英一斤二十六仙の高價を保ちし丁銅六月に至り十三仙半となり、尋で十二仙に下落せしと雖も尙ほ需用なく七月十四日には電氣精製銅(エレクツリクブランド)すら十五仙半に貨下落し本年に入引續き下落し昨年五月には一噸百一磅なりしに本年二月には五十八磅八分の一に下落せり、當時合衆國に於ける銅の供給五割五分を占めたる合同製銅會社甚しき困難に陥りモンタナ州所在の數箇の製銅所該州は合衆國中有數の銅産地にして西曆千九百六年には産銅總額九億千七百六十萬噸中約三億噸同七年の總額八億九千五百十萬四千噸中約二億二千八百萬噸を産出せりを閉鎖せり、綿業等亦振はず十月十四日に至り在シカゴノマーシヤル、フヒールド會社なる者頗る困難に陥り其製品價格を九分乃至一割五分方切下げしと雖も尙ほ市場を得る能はず棉花亦大に下落し十二仙一英斤の價格を保ちし、オツブランド種も二十八日に至り十仙八、ミルの低價を示し月末僅かに十仙九、ミルに引上げたり、而して中旬に於ては、チッロイト合同鐵道會社、トロント鐵道會社及電氣會社等非

常の困憊に陥り配當を爲す能はずして、モントリオール取引所に半恐慌を惹起し、加ふるに歐洲市場に於ける米國有價證券の價格銅株と共に非常なる不景氣を示し爲に米國に向て巨額の賣出を生じ紐育市の相場大に下落し事情複雑實に容易ならざる情況を呈せり、此時に當り銀行の倒産若くは支拂停止は非常の惡果を生ずべきは理の最も見易き所なるを以て交換所も之を他山の石視する能はず直ちに精密なる調査を遂げ幸にして基礎に於て疑ふべきものを發見せざりしに由り重役の辭職(十七日 ハインチェ氏辭職せり)を條件と爲し救濟の道を講じ一旦幾かに事なきを得たり

第二目 恐慌の發生

然れども抑々今回の恐慌たる一朝一夕の故に非ず禍因深く市場に蟄伏し十七日に至り ハインチェ氏の關係したる モントリオール市の ブート貯蓄銀行其門戸を鎖し ハムホルヒの ハイン社倒産の飛報到達し前記銅會社は其割賦を二分より一分に減却し市場頗る穩かならず、モールス氏と深密の關係ある北米國立銀行及新 アムステルダム國立銀行共に動搖し交換所の援助を得て幾かに支拂停止の

悲運を免かれたり、然れども モールス氏は普ねく士人の指彈を蒙むり其地位を退かざるを得ざるの事情となり トゥマス兄弟亦同一の運命を免れず事業界金融界より退隱して人心稍やく安途し市況平穩に歸せんとせしに禍根尙ほ滅せず二十日取引所の閉鎖後なりしを以て騷擾は明日に起れり紐育第三の大信託會社なる ニツカバカ會社の代理交換銀行たる商業銀行即ち ナショナル、バンク、オブ、コム モルスが該會社の重役中前記 ハイン氏の製銅事業に關係する者ありて其基礎爲に確實なるを得ずとの理由を以て代理を辭し尋て社長の辭職(後ち自殺したり)となり市場益々不安の念を生じ茲に始めて一場の波瀾を生じ翌日即ち二十一日に至り預金者二萬一千の大衆劇かに起り蝟集して稻麻竹葦の如く十重二十重に ニツカバカ會社を取圍み喧騒例ふるに者なく、會社も努力して七千萬弗是は多くは土地及債券下受の爲に固定せり)の預金中三時間に八百萬弗を支拂ひしと雖も勢屈して終に支へず二十二日支拂を停止するの已を得ざるに至り翌年四月三日に稍やく復舊開店せり)一波動ひて萬波之に従ひ全市の銀行及信託會社頗に信用を失ひ玉石を分つに違まなく市民一齊に起りて古今未曾有の大恐慌を惹起し

通知貸利率五分より一割七割となり信用全く地に墜ちたり。是より前々合衆國政府は市場漸やく不穩の狀況を示すを見救済の已む可らざるを察し八月二十三日國庫剩餘金二千六百萬弗を支出し極要の地方の國立銀行に分預するの議を定めたり。恐慌の起る哉之を默過するを得ず大藏卿コルテルユー氏は時を移さず紐育へ馳下り支金庫門前の高段に立ち顯はれ大聲に予は茲に在り政府は將に二千五百萬弗を市の諸銀行に預け入れ救済に盡力すべしと呼はりしに市民は大藏卿の出張を見て事愈々容易ならざるものあるべしと信じ一時一層の動搖を高めたり。然れども幸にして彼の有名なるモルガン氏等の關係するナショナル・シティ銀行は六分を以て巨額を貸出し救済に盡力し政府機敏の處置亦其効を奏し市場少しく穩ならんとせしに夕刻に至りメイエル會社なる者が百二十萬弗の負債を辨済する能はずして倒産せりとの報あり市場復た亂れ米國信託會社取付此取付はニツカバカの頭取バルネイ氏が支配人を兼ねしに由りニツカバカの取付の近因はバルネイ氏かコムモルシャルの重役モールス氏と關係ありしに因縁すに遭遇し五千萬弗の預金中先づ五百萬弗を拂ひ戻し幾に之を支へ漸次増加して拂戻高三千

四百萬弗となりリンコロン信託會社も亦取付に遭遇し兩社の拂戻高結局五千萬弗の巨額に達せり。元來此二會社は基礎確實にして無事難關を經過するを得たり。然るに亦他方面に於て一大破綻を生じウエスチンハウス製造會社同機械製造會社及ノルンスト洋燈製造會社の機關銀行たるピッツボルの燈券放下會社非常の困難に陥り正に死生の間在りとの飛報ありて愈々混亂を増し通知貸利率は十割となり市中近在の銀行及信託會社にして多少の動搖を爲さざる者なく災全國に延及し收拾す可らざるの勢を呈し二十四日に至り通知貸の率十二割五分の最高に達せり。茲に於て有力なる大銀行力を合せて救済に従事し政府も亦大に努力し恐慌の發生より四日間に三千五百萬弗を支出して必要に應じ諸銀行へ預入れ其高漸次増加して十一月十日に於ては諸國立銀行の政府預金高都合二億二千六百八十三萬六千二百三十七弗四仙の巨額に達せり。而してモルガン氏の率ゆる大銀行も亦「シンデケート」を組織し二千五百萬弗を支出して救済に盡力すべきを議決し、ロツクフェラ氏の如きは一千萬弗を融通せり。然れども禍根尙ほ減せず紐育市の四五の銀行支拂を停止しブルクリン即ち之が影響を受けブルクリン銀

行ジエンキンス信託會社等同市知名の銀行會社にして支拂を停止する者頗る多く、又ロードアイランド州の主府なるプロウデンス市の合同信託會社(預金二千五百萬弗)急劇の取付に遭遇し其他の信託會社亦同様の運命に陥り同市の金融界一般に動搖せり而して市場現金の缺乏甚しく紐育貯藏銀行同盟しては自衛の爲め預告法則ち法律に貯金の引出には六十日又は九十日前の通知を要すとの規定あるを奇果とし之を實行して現金支拂は目下必需の小額に止むることゝ爲せしに他市府も争ふて之に倣ひ二十七日に至りて紐育市の信託會社も同業中規約を定め預金の拂戻には特別なる事情あるに非ざれば交換同盟銀行に宛てたる保證小切手を使用し成るべく現金支拂を避るの方法を採るの決議を爲し之を實行せしに之に倣ふ者續々として輩出せり勢斯の如くなりしを以て紐育市は六分利付三千萬弗の公債を發行し埋没金を流出せしめんと欲せしと雖も應募額殆ど十分の一に達せずして失敗に終れり製造事業及鐵道事業も亦困難に陥り二千百萬弗の大資本を以て西曆千九百三年に數會社を合併して組織したるポープ自轉車及自動車製造會社は其普通株は之を無配當と爲し優先株に對し五十七萬四千弗の割

賦を支拂はざるを得ざるの義務有るに純收入は僅かに二萬三千八百六十弗に止まるの窮狀に陥り事情複雑終に如何ともする能はずして倒産し一二同種事業の仕拂停止尋て起り二十三日に至り西曆千九百二年以來優先株に五分の割賦を爲し來りし南線鐵道會社は之を三分に減し二十八日に至り西曆千九百三年以來四千七百萬弗の第一優先株に對し四分同千九百五年以來千六百萬弗の第二優先株に對し等しく四分の割賦を支拂ひ來りしイリノ鐵道會社が線路其他の改良の爲め臨時の費用を要するを理由と爲し割賦金の支拂を止め西曆千九百十七年に於て償還せらるべき四分の割賦證券を發行せり是に於て市場益々紛亂し人心恟々として安からず取引所亦非常なる困難に陥り殆ど有價證券の賣買を停止せざるを得ざるの勢を呈し遂に國立銀行の所有に係る二割五分の法定準備金を引出さざるを得ざるの窮極に陥り此等の準備の無効にして且つ有害なるの一例なり、モルガン氏亦大に斡旋する所ありて一旦無事なることを得たり然れども尙ほ根治の域に達せず十一月十六日勢漸く逼迫し將に取引所を閉鎖せんとするの悲境に陥りピッツボルク、ニューオーレン及ダルトスの取引所は勢支へず終に閉鎖の否

運に陥り、紐育取引所に於ても最も著名なる七十種の有價證券の取引高に減少し十月二十一日には其高三十二億五千二百萬弗なりしに十一月九日には十五億六千四百八十萬弗に減縮し、西部諸州即ちキャリフォルニア、ネバダ、オレゴン、オクラホマ及ワシントンの如きは銀行の臨時休業を決定するに至れり

第三目 救済最後の手段

是に於て十七日に至り合衆國政府は二分利付五千萬弗のバナマ運河公債工事の爲め目下の必要あるに非ず、及三分利付一億弗の短期公債額面五十萬無記名にして形ち紙幣に酷似し西曆千九百八年十一月二十日に償還すべきものを發行し銀行より引出し個人の手裏に埋藏せられ居る資金を開放せんと圖れりと雖も巨額の短期公債は紙幣増發の結果を來すの患あると償還の爲め多少の困難あるを免れざるを以て反對多く後者は僅かに一千五百四十三萬六千弗の發行に止め前者は二千四百六十三萬一千弗の發行に止まれり、國庫に二億五千萬弗の剩餘金を持ちながら起債を要するは銀行及貨幣法の不備なるが爲めなり

是より前き十月二十六日紐育交換所は最後の手段として交換所證券の發行を

公債證券の發行

交換所證券の發行

議決し尋いて其他人口十萬以上を有する二十有二の都會も此例に従へり、抑々交換所證券なる者額面は紐育市は五千弗一萬弗二萬弗を通例とす、然れども今回はシカゴ、チャールストン、デトロイト等は、一弗、二弗、五弗、十弗の小券を發行し、モンテゴメリー、アラバマの如きは二十五仙券を發行するに至り、小券の總額都合二千三百萬弗に達せり、は交換所が組合銀行より相當の質物を徴し相當の利子(普通六分)を付して發行し、組合銀行中貸借の爲め合法貨幣同様に使用せられ、組合銀行の爲め其丈けの金融を緩和するの力を有する者にして恰も不規則にして微弱なる日本及獨逸の制限外の發行の如き効用を有する者たるを以て合衆國に於ては西曆千八百六十年の恐慌以來屢々之が實施を試み願る機宜に適する者たり、今過去及今回に於ける發行高及流通期間等を示せば左の如し

第三十二表

西曆年次	發行初日	引揚濟年月日	發行總高	最高流通高
一八六〇	十一月廿三日	翌年三月九日	七、三七五、〇〇〇 ^が	六、八六〇、〇〇〇 ^が
一八六一	九月十六日	同年四月廿八日	二二、五七八、〇〇〇	二二、九六〇、〇〇〇

一八六三	九月十五日	同年二月一日	一一、四七二、〇〇〇	九、六〇八、〇〇〇
一八六四	二月廿九日	同年六月十三日	一七、七二八、〇〇〇	一六、四一八、〇〇〇
一八七三	九月廿二日	翌年一月十四日	三三、三五〇、〇〇〇	三二、四一八、〇〇〇
一八八四	五月十五日	不詳	二四、九一五、〇〇〇	二一、八八五、〇〇〇
一八九〇	十一月十二日	翌年二月七日	二九、一四〇、〇〇〇	一五、二〇五、〇〇〇
一八九三	六月廿一日	同年十一月一日	六九、一一一、〇〇〇	三八、二八〇、〇〇〇
一九〇七	十月廿八日	翌年四月一日	二六二、〇〇〇、〇〇〇	二〇四、九二五、三二〇

紐育市の發行最高額は八千八百餘萬弗にして本年一月廿八日大部分を引揚げ五百五十二萬弗を残せり今回の發行高は未曾有の巨額に達し其區域も亦之を往昔に比し非常に擴張し二萬五千以下の人口を有する小都會に及び殆ど全國に渡れり今之を史乘に照し其擴張の歩武を見るに頗る趣味あり即ち西曆千八百七十三年には紐育市及費府に止まり同千八百八十四年の場合の如きは單に紐育一市に止れり而して西曆千八百九十年は紐育ホストン及費府に擴がり同千八百九十三年の場合の如きは紐育ホストン、ボルチモール、費府及ピッツホルグに及び今回

は前記の如く殆ど全國に擴がり斯の如く交換所證券を發行したるは機宜に適するの處置たる哉疑なしと雖も之と同時に紐育市の諸銀行は眼を全局に注かず自家手元の都合のみに着目し貨幣を市外に出すことを制限し或は停止するべしと議決せしを以て地方銀行は紐育の援助を得る能はざるを慮れ力めて貨幣を自家の函中に埋没し其高二億三千乃至四千萬弗に達し大に市場の滯滯を來し交換所は更に交換所小切手なる者を發行するの要を生じ其高千四百萬弗に達し其他國立銀行は條例に禁令あるに拘はらず出納方小切手を發行し其高千四百萬弗に達せり而して商工業者及鐵道會社等は勞銀の支拂に差支へ支拂小切手なる者を發行し其高四千七百萬弗に達しピッツホルクに於て最も多額を占め四千萬弗を超過せり是等法律外の通貨發行一時都合三億三千五百萬弗と成り皆市場に歡迎せられたり以て當時如何に通貨缺乏したるを窺ふに足ると同時に合衆銀行貨幣制度の不完全なるを知るに餘り宜なる哉近時合衆國に於て幣制改革は輿論の中心と成り天下の耳目是に集まる又是れ自然の勢と云はざるを得ず事情斯の如く逼迫せしに諸般の計畫其當を得歐洲より漸次巨額の金貨金塊到着し十二

月には其高約一億弗に達し造幣局も大に努力せり元來紐育と倫敦は金の自由市場にして金利高ければ何人も之を送致するに躊躇せず然れども伯林巴里は前者は跋本位を後者は兩本位を楯とし其他種々の方法を講じて兌換若くは金の流出を妨ぐるを以て金の出入英米の如く自由ならざるの傾向あり今回短時日に於て斯の如き巨額の金が米國に流入せしも亦故なきに非ざるなり因に英國側の中央銀行正貨準備の増減を見るに十二月六日には約千八百磅に減ぜしに十二月二十一日には約二千四百萬磅に増加し越て翌年一月八日には約二千四百三十萬磅と成れり又有價證券の賣却に對し貨幣に最高四分の割増を付せしが爲め多少埋藏貨幣の流出を促し市場日に鎮靜に赴かんとす

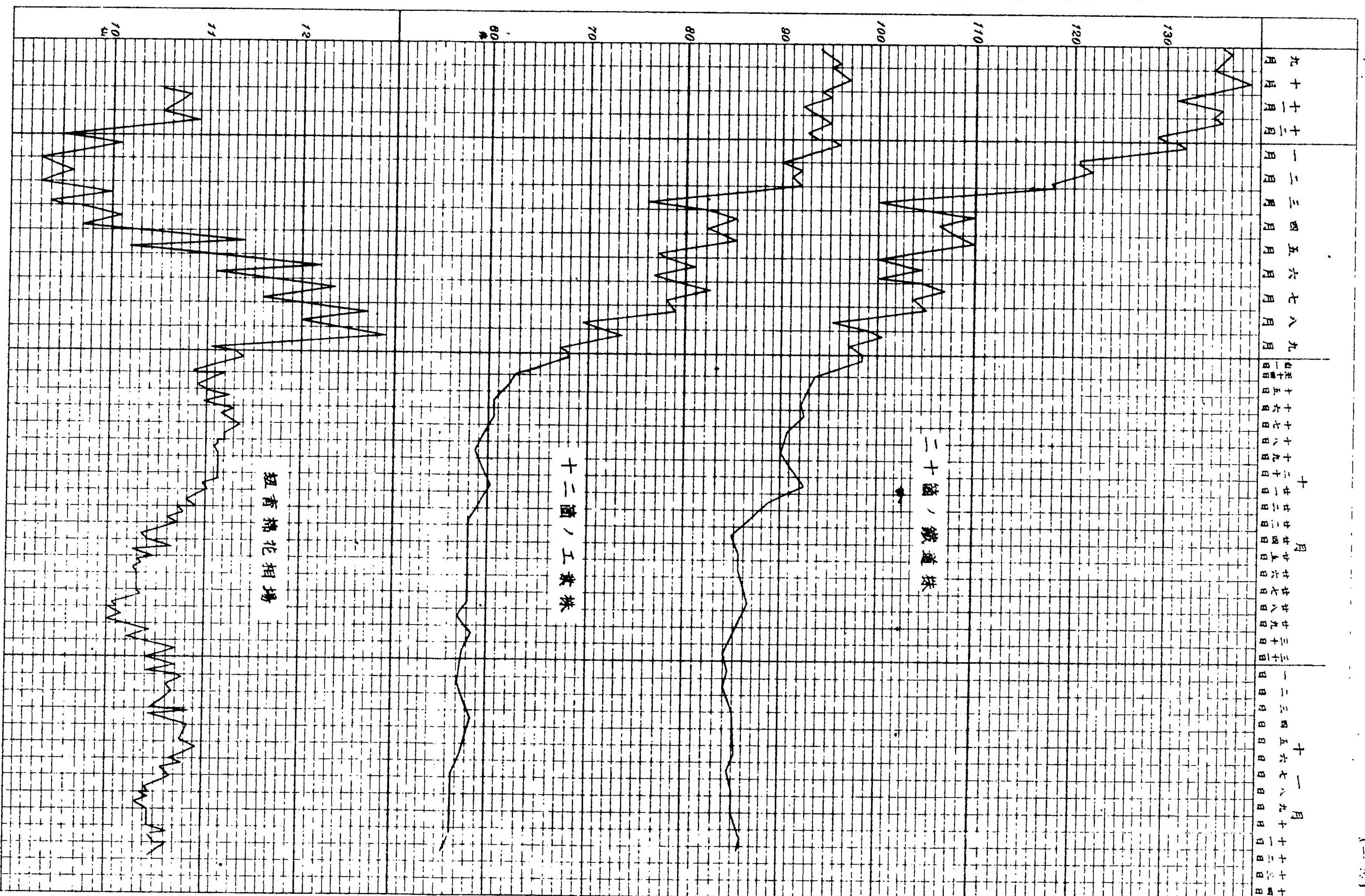
第四目 恐慌の結果

斯の如く市場漸次靜穩に歸せしも今回の恐慌は其關する所甚だ廣く銀行其他の金融機關にして倒産又は支拂停止の否境に陥りし者國立三十四其他二百十九都合二百五十三個の多に及び負債總高約二億六千百萬弗國立五千八百萬其他二億弗に達し之を近年の最小五十八個千八百萬弗(西曆千九百六年)に比し實に非常

なる多數額と云はざるを得ず然れども之を西曆千八百九十三年の恐慌に比し傷疾尙ほ輕きに似たり何となれば當年より十五年間に銀行は個數陪從し資本金額は十一億五千萬弗より十七億弗に増加せしに當年の倒産及支拂停止の數は六百四十二個にして負債金高二億千萬弗に達したればなり

又今回引出されたる金額は前者約一億二千五百萬弗後者約五億三千五百萬弗合計約六億六千萬弗にして其凡そ半額は空しく函中に埋藏せられ米國大藏省の調査久く跡を市場に斷ち又前年中有名なるハリマン系統投機鐵道株の投機即ち株券を購買して質と爲し資金を借り幾度となく繰り反へし終に銀行より八千萬弗を借入れたりの爲め地方銀行所屬貨幣にして紐育に集まる者約四億内約一億弗は今回地方へ引れたり而して五百人以上を使用する工場にして閉鎖したる者百二十五(同上)の爲め失職したる者十二萬五千人にして恐慌の發生以來三週間に職を失ひし勞力者都合約五十萬人に達し製鐵事業合衆國製鋼組合の産出の如きは十月の千七百萬弗より十二月には五百萬弗に減ぜり及鐵道事業最も打撃を被ひり前者の失職者は十萬の多きを數へ後者は五萬乃至七萬四千と註せられ而

して負債を辨濟する能はずして人手に渡りたる工場十四ヶ所にして自殺者及其死因を恐慌に歸し得る者十有八名の多きに及び商工(銀行を含有せず)の破産金額西曆千九百六年に於ては一億千九百萬弗なりしに同七年に於ては二億二千六百十萬弗の巨額に達し其四割一分は恐慌期なる歲末三ヶ月中に屬し八年に入りて尙ほ止まず今興信所の調査に據り八年前の十年間の一月中の商工業破産負債の實況を見るに八年は實に未曾有の高に達す請ふ之を表出せん



一 棉花八一英斤ノ相場ナリ

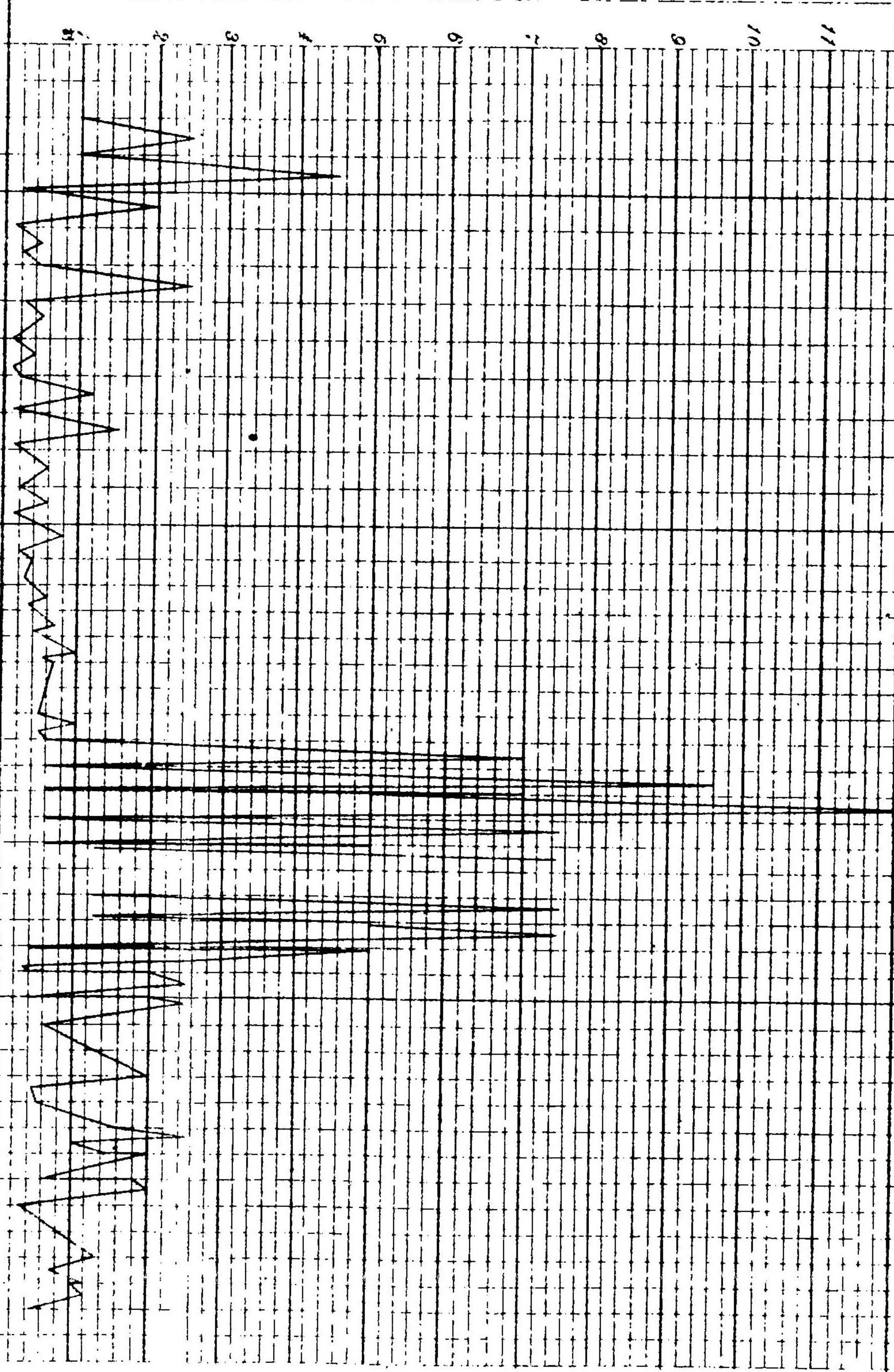
第十二表

九月	九月
十月	十月
十一月	十一月
十二月	十二月
一月	一月
二月	二月
三月	三月
四月	四月
五月	五月
六月	六月
七月	七月
八月	八月
九月	九月
十月	十月
十一月	十一月
十二月	十二月

布加古ノ麥價



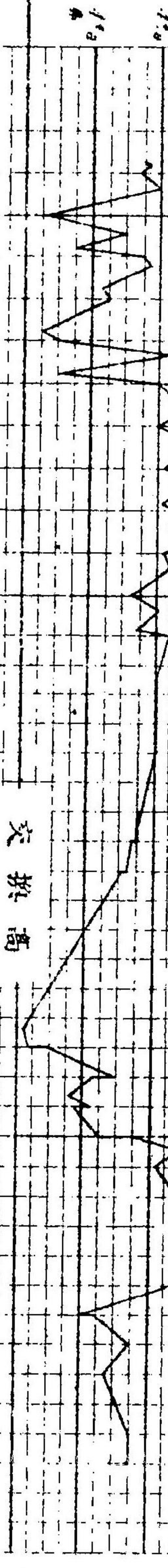
通知貸ノ利率



株式ノ賣買高



英為換



交換高



一 麥「ワセル」相場

第三十四表の一

毎年一月	破産件数	資 産	負 債
西曆一八九九	一、二五二	六、六六九、七四八	一四、三六九、五九六
同 一九〇〇	一、一三八	四、一六六、六三〇	一〇、二五六、二〇〇
同 一九〇一	一、二五三	六、六一一、二三八	一三、三三四、二二二
同 一九〇二	一、三四三	六、一一三、二八四	一四、五八九、〇六四
同 一九〇三	一、二一三	四、五三八、三四三	一〇、五二九、三七二
同 一九〇四	一、二二一	九、七〇五、八六七	一七、七六、五九五
同 一九〇五	一、一九九	六、〇五八、四六七	一一、一一三、九六四
同 一九〇六	一、二二三	六、六三六、二五〇	一五、三六、一八八
同 一九〇七	一、一〇〇	八、五九三、二三四	一八、〇七五、五九五
同 一九〇八	一、七三三	五〇、一三四、〇八八	六三、四一六、五八九

又最近二ヶ年の倒産期別を示せば左の如し

第三十四表の二

西曆千九百八年

同 千九百七年

期	西曆千九百八年		同 千九百七年	
	倒産數	負債高	倒産數	負債高
第一期	四、九〇〇	七五、七〇六、一九一	一五、四〇〇	三、〇七五、五六一
第二期	六、〇〇〇	八六、六八六、六〇〇	一三、二六六	三、〇七五、五六一
第三期	三、四五七	五五、三〇一、六九〇	一三、八〇八	三、〇七五、五六一
第四期	三、五五〇	四三、六八八、六二二	一五、九九七	三、〇七五、五六一
合計	一五、九〇七	二、三三三、五六一	四、一七〇	一、一七五、三三五

而して西曆千九百九年は市況漸やく復し左の如き實況を呈せり

第三十四表の三

期	千九百九年		同上平均
	倒産數	負債金額	
第一期	三、八五〇	四四、四六〇、九五〇	一一、五二二
第二期	二、九八一	四四、〇八〇、四二三	一四、七八七
第三期	二、八三六	二九、〇九四、四九八	九、七三七

期	倒産數	負債高
第四期	三、二五七	三六、九六七、五九四
合計	一二、九三四	一五四、六〇三、四六五

又恐慌前後の倒産業別を示せば左の如し

第三十四表の四 (單位百萬弗)

業	倒産數				負債高			
	西曆一九〇九年	同 一九〇八年	同 一九〇七年	同 一九〇六年	同 一九〇九年	同 一九〇八年	同 一九〇七年	同 一九〇六年
製造業	三、〇三〇	三、八二七	三、九三三	三、四九〇	五七	九七	一〇七	一〇七
商業	九、五五四	一一、二七三	八、四四九	七、八四三	六九	九三	五九	四九
其他	三、七〇〇	五九一	三、九三三	三、四九〇	三二	四三	三三	三五
計	一、二九四	一、五九六	一、二七五	一、〇六三	三五	三三	一九	二九
銀行	七	一八〇	一三三	五	四	一三	三	九
總計	一、〇〇一	一、五八七	一、二八七	一、〇七〇	七	一七	一	一八

而して恐慌の結果諸般の不景氣を惹起し建築事業に多大の減少を來し西曆千九百七年十二月には國中七十五の大都會に於て建築の爲に使用したる金高約二千

四百萬弗にして越へて同八年一月に於て更に減少し約二千二百萬弗と成り之を同七年一月の約四百萬圓に比するに實に同年の論に非ず就中其減少の大なる者をフレッドルフェヤの六割一分六厘サンフランシスコ五割九分紐育の五割シカゴの二割一分七厘等なりとす是れ合衆國の如き新國に於ては特に注意すべきの現象にして週年回復に至らず西曆千九百七年に於ける八十三都府の建築價格は約六億五千六百萬弗に達せしに八年に於ては僅に五億九千百萬弗に止まれり今恐慌前後に於ける合衆國建築事業の消長を見るに其實況躍然として顯はる即ち左の如し

第三十五表

	西曆千九百九年	同千九百八年	同千九百七年	同千九百六年
紐育其他百六十二都府	九四〇、九四二、二	六六〇、四八四、四	七四四、七六、六九	八〇五、五二、三八
紐育外の市府	六七、九五五、五六	五二、三九〇、八二五	五六七、一四〇、三九四	五四四、八六、八三
紐育 市	二四四、三三、二二	九五、五六、一七七	九二、七三、七九九	一三六、〇七、五五五
附近の市街	一、七六六、三三四	七、六四二、四三	一、五八四、九六	一、四九八、八八

移民の歸還者増加

不景氣斯の如く移民の情態に著しき變動を起し秋冬の季本國へ歸へる者二十萬人主として伊太里人に達し十二月には米國へ歸る者僅かに二萬七千二百二十人にして本國に歸る者遙に之に超へ西曆千八百八年に於ては十月の第一週に到るまでの間に來者は昨年同期の百十二萬四千四百三十四人に對し八十萬二千三百九十二人に減じ歸還者は昨年同期の三十一萬三千七百五人より五十五萬七千四百六人に増加せり輸出入貿易亦非常なる影響を受け西曆千九百八年一月を以て終る所の三ヶ月間の輸出總額は約六億千八百萬弗之を前年一月の輸出總高約五億五千六百萬弗に比すれば一割一分一厘の増加にして同三ヶ月間の輸入約二億八千九百萬弗に比すれば此間の輸出超過は實に約三億二千九百萬弗の巨額に達し更に之を前年同期西曆千九百六年十一月より同七年一月までの三ヶ月間の出超約八千二百萬圓に比すれば出越に於て約二億四千七百萬弗の巨額と成る恐慌が如何に合衆國の消費力に影響せし哉知るべきのみ就中寶石輸入の減少の如きは最も顯著なる事實にして西曆千九百六年には四千三百五十七萬五千弗の輸入ありしに同七年には總額三千百七十一萬三千弗と成り更に十二月の輸入高は

輸出の増

前年の四百三萬弗に對し僅かに二十七萬七千弗に減縮し實に三百八十二萬三千弗の減退を示せり、今西曆千九百七十八兩年一月の輸出入全體に就き其内譯を見るに合衆國經濟の真相を表示して遺憾なし請ふ之を左に掲出せん

第三十六表

米國に於ける西曆千九百七十八年一月の外國貿易比較

輸出入	西曆千九百八年		同千九百七年		減の割合		西曆千九百八年		同千九百七年		増の割合	
	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入
食品原料及家畜	九,九六一,三五三	一一,三二一,九一一	二〇,六	三三,三二六,五六三	一九,〇七七,三五二	四八〇	一五,〇七七,三五二	一五,〇七七,三五二	一五,〇七七,三五二	四八〇	四八〇	四八〇
製造食品	六,九四六,九〇五	一一,八四一,〇四七	四一,四	三三,〇〇〇,九〇三	三三,八五〇,七四一	〇,五	三三,八五〇,七四一	三三,八五〇,七四一	三三,八五〇,七四一	〇,五	〇,五	
原料品	二,六七〇,〇八一	四,八八七,六五三	四一,八	八,六〇三,七五七	七,七五九,七六八	一,一	七,七五九,七六八	七,七五九,七六八	七,七五九,七六八	一,一	一,一	
半成品	一一,三五六,三五四	三,三八七,〇四九	四,六〇	三,三八七,〇三二	三,三〇〇,二〇四	〇,三	三,三八七,〇三二	三,三八七,〇三二	三,三八七,〇三二	〇,三	〇,三	
既成品	二八,〇九八,五七七	三二,五四五,五七八	一,三七	三七,九六九,八五五	三八,四二七,五八四	一,〇	三七,九六九,八五五	三八,四二七,五八四	三七,九六九,八五五	一,〇	一,〇	
雜品	一,一九五,九三三	一,二三四,六八七	〇,三三	九四四,〇二二	五五九,〇二二	七,〇	九四四,〇二二	五五九,〇二二	九四四,〇二二	七,〇	七,〇	
内國品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
總計外國品	八四,九九四,一三三	一一,六五八,九三三	三,三九	二〇,六一九,九三六	一八,九二九,九四一	〇,八九	二〇,六一九,九三六	一八,九二九,九四一	二〇,六一九,九三六	一,一五	一,一五	

又最近三ヶ年度六月末日に終るの輸出入を比較するに左の如く未だ恢復の情を呈はさず

第三十七表の一

輸出入	西曆千九百五年度		同千九百六年度		同千九百七年度	
	輸	入	輸	入	輸	入
無税品	五四九,六三,八七八	六四四,〇九,七六一	五三六,〇三,三〇八	—	—	—
有税品	六七六,九六,五六八	七九〇,三九,一六四	六六八,七三,六八六	—	—	—
合計	一二二六,五九,四四六	一,四三四,四三,四二五	一二〇四,七六,九九九	—	—	—
内國品	一七二七,九五,三八一	一,八五三,七三,〇三四	一,八四八,二二,一〇八	—	—	—
外國品	三五九二,一一八	二七二三,〇四四	三五九六,九八九	—	—	—
合計	一七,四三,八六四,五〇〇	一八,八〇,八五二,〇七八	一八,六〇,七九九,〇九七	—	—	—
出超	五二七,〇二,〇五四	四四六,四二,九六三	六六,四四七,一〇三	—	—	—

更に一步を進め紐育港輸入貿易の状況を見るに西曆千九百八年六月三十日に終

る一年度間の輸入額を以て前年度同期間に比するに其鑑定價額に於て一億三千二百三十一萬七千四百四十四弗の減額を示し其他仕切書鑑定命令の數に於ても著しき減額を示せり即ち左の如し

第三十七表の二

一 仕切書及鑑定命令書の數

西曆千九百七年度	四二二、〇三八
同 千九百六年度	四五三、一三三
同 千九百五年度	四三七、七九七

二 検査したる荷物の箇數

西曆千九百七年度	七七四、六二七
同 千九百六年度	七七三、一三五
同 千九百五年度	七九五、四六五

三 鑑定價額

西曆千九百七年度	七一九、七三三、六三五、七一
----------	----------------

同 千九百六年度	八五二、〇五〇、七八〇、〇七
同 千九百五年度	七三六、五六二、七四二、一四

同年度中輸入したる寶石類眞珠貝の鑑定價額は一千五百五十五萬七千八百六十六弗四十七仙にして此を前年度の四千一百一十一萬二千三百七十壹弗に比すれば著しき減額なり又同年度輸入したる自動車は一千四百十五臺此鑑定價額四百拾一萬一千二百二十五弗四十三仙にして此を前年度の一千四百三十五臺此の價額四百七十二萬一千二百七十九弗一仙に比し孰れも減退せり而して同年度中旅客手荷物の鑑定價額は五百五十九萬四千三百六十八弗郵便小包の鑑定價額は合計六拾三萬八千五百十四弗二仙なりき

斯の如く輸入減少し出超増加せしは恐慌の爲め合衆國消費力の減少せるに依るものにして所謂恐慌後の沈滞を證して遺憾なし而して此事直ちに合衆國政府の收入に影響し前年度に於ては八千九百九十萬弗の歳入超過ありしに西曆千九百七年度(八年六月に終るは五千九百六十餘萬弗の不足を生ぜり是れ合衆國に於ては稀れの出來事にして内亂後西曆千八百九十四及九十九の兩年度にありし

の減少
の減少

鐵道收入の減少

みにして頗る世人の耳目を驚かせり、今西曆千九百七八兩年度の收入を比較するに七年度の總收入は約八億四千七百萬弗なりしに八年度に於ては約七億九千三百萬弗となり其間増減差引約五千四百萬弗の減少を示せり、其減少の重なる原因は關稅及内地稅にして前者は約三億三千二百萬弗より二億八千六百萬弗後者は約二億七千萬弗より二億五千二百萬弗に減退せり

鐵道收入も亦大に減じ左の如き實況を示せり

第三十八表

米國鐵道收入の前年に對する増減歩合

増減中の○は減、減中の●は増

月	西曆千九百八年	同千九百七年	同千九百六年	同千九百五年	同千九百四年	同千九百三年	同千九百二年
一月	七五	三三	一九	六一	三八	一〇一	七六
二月	九六	三〇	三五	三七	三	三三	三九
三月	一四五	八〇	九五	一〇三	五	一四五	六七
四月	一九九	一六〇	二二七	八七	四五	一四三	一一一
五月	一三八	二五一	二四七	七五	三五	一三〇	九〇

失業者の増加

又車輛の使用せられず空しく庫中に停滯し居る者の數を以て之を見るに西曆千九百八年四月には四十一萬三千個に達せしに同年十月には十五萬箇に減ぜり

諸般の事業斯の如く衰退せしを以て勞力者中失業者の數非常に増加し近年の最小は西曆千九百六年にして其數勞力者總數の五分九厘年中の平均なり、同千九百七八の兩年に於ては左の如き未曾有の増加を示せり

第三十九表 紐育州

月	西曆千九百八年	同千九百七年	同千九百六年	同千九百五年	同千九百四年	同千九百三年	同千九百二年
六月	三〇九	一三四	一三五	六三	六	一四一	八一
七月	一六〇	二四	二四	七四	二四	一三三	七五
八月	一五三	九一	一三一	五一	三四	九四	四六
九月	五八	八〇	九三	六三	四〇	七九	九六
十月	三七	六〇	二二	五九	四〇	五五	六六
十一月	三一	三五	四六	九一	九九	四〇	七三
十二月	五二	四五	五七	九九	八〇	四六	九四
全年	二二三	七七	二三七	六九	一四	一一五	八〇

西曆千九百七年

同 千九百八年

五八

一	月
二	月
三	月
四	月
五	月
六	月
七	月
八	月
九	月
十	月
十一月	月
十二月	月

一九八
一四四
一五五
八五
七七
六二
五四
七七
九七
一六一
二〇一
三〇五

三五、一
三五、九
三五、九
三二、二
三〇、六
二八、七
二五、二
二二、二
二二、〇
二一、三
二〇、〇
二五、九

事情斯の如くなるを以て里昂及サン、エチエンの夜會に於て著しく米客の數を

歐洲中央銀行の上

獨逸の動

減じ後者に於ては綿帶レイス製造甚だしき不景氣に陥り七割の労働者其業を失ひキヤレイ市は絹レイスの需用減退に苦しみ巴里の客舎は有福の米客少きを嘆つゝの實況を呈せり而して世界の三大中央銀行は忽ちにして其影響を受け各々自衛の爲め引き續き其利率を引上げたり即ち英國は十月三十一日に四分五厘より五分五厘に十一月四日に五分五厘より六分に同月七日更に六分より七分に引上げ佛も同日に三分五厘より四分に引上げ獨逸の如きは十月二十九日既に五分五厘より六分五厘に引上げ十一月八日に更に七分五厘に引上げたり是に於て佛國金貨にして英に流入する者約二億四千萬圓の巨額に達し獨逸の如きは最も其影響を受けハムボルヒに於ては一小恐慌を惹起し殆ど一般に傳播せんとするの勢を示せしと雖も元來獨逸に於ては諸般の設備大に整ひ當局亦其人に乏しからず幸に破綻を生ずるに至らざりしと雖も打撃決して輕からず西曆千九百八年一月に至りライオン、ウエスト、フアリア、骸炭製造組合の如きは不景氣の餘り其製造に一割減を爲すの否運に陥れり

伊太里も數年以來順境の結果事業不當に擴張し投機的事業中自働車の製造最

第十二章 恐慌 第五節 西曆千九百七年の合衆國の恐慌 第四日 恐慌の結果

三七

も甚く非常の困難に陥れり。元來自働車の如きは需用の範圍甚だ狭く加ふるに其製造は多額の資本を要する者なり、然るに西曆千九百四年には國中一製造所あるに止りしに僅々二年を経て六年には二十一ヶ所に増加し其收利を見ざるに既に市場の逼迫に遭遇し金融機關亦之に聯環し相率ひて失敗し市場の動搖を惹起せり、又埃及は近年人口大に増加し就中カイロの如きは十年間に五十七萬より八十萬人にアレキサンドリヤは三十一萬五千より四十一萬六千人に増加し歐人の數亦大に増加し前者に於ては十五萬後者に於ては十萬を數ふるに及び隨て土地家屋の投機大に起り甚きに至りては同一地面にして一日の間に數人の手に轉々賣買せられ二倍三倍の騰貴を見るの例少しとせず、加ふるに是等賣買の契約は代價一割の支拂を以て締結せられ殘金は年賦を以て之を支拂ふを得べきものなれば一層投機を獎勵し且つ賣買には種々の條件を附し共同申合の上之を爲すの場合多く利害の關係犬牙錯綜殆ど分知す可らず一旦事あるに常り相互に渦中に陥り名狀す可らざるの紛亂を生ぜり而して投機熱の昇騰は土地に止まるに非ず諸有價證券の取引上に亦是非の勢を示し前記兩方の取引所に上れる有價證券を發

行する所の會社は百十三個にして其資本拂込額七千九百六十二萬八千磅にして西曆千九百七年二月末日には其市價一億三千五十萬磅に止りしに六月末日に於ては一億三百萬磅に減却し四ヶ月間に平均二割一分の差減を示せり、今其業體に就て下落の等差を示せば左の如し

第四十表

會社の種類及數	株券及發起株	社 債	合計發行額	西曆一九〇七年二月末ヨリ六月マデ 株券及債券下落見積 下落の割合
銀行	二二	一八、〇四 <small>千磅</small>	二八、〇四 <small>千磅</small>	四六、〇八 <small>千磅</small>
上地	二九	一一、二〇一	二、二五三	一三、四五四
建物の	八	一、二二五	四六六	一、六九一
運輸	一六	五、九三七	一、九八七	七、九二四
水道	三	九〇〇	一三二	一、〇三一
旅宿	七	一、一四六	五二三	一、六六九
工業	二八	四、八四一	二、九三二	七、七七三
合計	一二三	四三、二九一	三六、三三七	七、九六二八
				二六、三七一

債券下落見積り

合計下落見積り

120

一〇七〇

三

二七四四一

由是觀之打撃を受ると最も大なる者は宿屋事業及土地建築事業に關する者に
して債券の下落割合に少きは能く其特質を發揮するものと云ふを得べし而し銀
行の成績亦好良と云ふを得ず就中アレキサンドリヤの割引及貯蓄銀行の如き一
敗地に塗り復た立つ能はず同所の割引所も爲に一時其門戸を開く能はざるの
境に陥り英國市場より巨額の金を誘致して纔に大破綻を生ずるの不幸を免れた
り之を西曆千九百七年の埃及小恐慌とす

和蘭も亦一般の風潮を免れず其殖民地の鐵山石油煙草等の事業に投機を試み十
月下旬に至り市場に一頓挫を來し此等事業會社の株式中七月末日には百十五の
高價を保ちし者八十一に降り百九半より四十六に降る者ある等多少の減少を示
さざる者なく殊に輓近合衆國の製鋼及鐵道株にして和蘭市場に歡迎せらるる者
頗る多く同國の恐慌は急ち多大の影響を及ぼし全國到る所に是等に關係ある銀
行に動搖を來し倒産する者少からず有名なるローデルダム貯蓄銀行も爲に火急

合衆國の
通貨は不
足せず

交換高の
減少

の取付に遭遇し一時頗る困難に陥りしも處置其當を得て幸に無事なるを得たり
世に今回の恐慌は通貨の缺乏にありと爲す者あり甚きに至りては之を金本位
採用に歸する者あり斯の如きは是固より俗流の謬説にして固より當に登るを得
ず抑々合衆國通貨の在 high は西曆千九百七年には一人當り二十五弗七十三仙にし
て同八年一月には増して三十五弗十八仙と成れり是れ恐慌の結果信用墜落して
現金の需用を増加せしに由るものなるべしと雖も之を英の十五弗十三仙獨の二
十五弗三仙白の二十五弗廿二仙に比して決して小額に非ず只佛の四十弗八十八
仙に及ばざるのみ抑々佛は舊世界の老成國にして而かも流貨の潤澤を以て名あ
り豈に合衆國の如き日新月歩の國と年を同ふして論ずるを得ん哉
交換高も引續き減少を示し本年一月の高は約百十三億五千九百弗にして昨年
の約百五十億五千五百萬弗に比すれば約二割四分五厘の減少なり又地方交換の
減少は一割四分九厘を示し減少の割合紐育に多きは實に事情の真相を顯はすも
のと云べし米國市場商業の回復尙ほ近きに非ざるは疑を容れず今其詳細を示せ
ば左の如し

第四十一表

米國に於ける手形交換高月別(單位百萬弗)

月	紐 育			其他の地方		
	西曆千九百九年	同千九百八年	同千九百七年	西曆千九百九年	同千九百八年	同千九百七年
一月	八、八八四	六、七五〇	九、六三八	五、〇三三	四、五二〇	五、二八六
二月	六、八八七	四、八九六	七、三三二	四、二四三	三、七六六	四、三三八
三月	七、四八六	五、五〇一	九、五六一	五、〇〇七	四、一九二	四、九九八
四月	八、六一四	五、四八七	七、六六七	四、九二七	四、九五	四、八九二
五月	八、〇九六	六、七〇〇	七、三三五	四、七八五	四、一一一	四、九六六
六月	九、一一一	五、六六三	六、三六九	四、九〇四	四、一六八	四、七三一
七月	八、三三九	六、六二九	七、三二二	五、〇一〇	四、四五四	四、九四五
八月	八、六八六	六、三三五	六、八九〇	四、六九七	四、〇三三	四、六〇〇
九月	八、四七八	六、七八二	六、〇三二	四、九一八	四、三二八	四、四一八
十月	一〇、〇三二	七、三三四	八、一九六	五、六四七	四、九〇二	五、四一三
十一月	九、〇三三	八、一九三	五、五〇一	五、五四六	四、七八五	四、〇六七
十二月	九、九〇六	九、二六六	五、三九九	五、五九八	五、一七	三、九七四
合計	一〇、三、五八二	七、九、三三五	八、七、八〇〇	一、四〇、六七四	六〇、三三五	五二、五四二

事態斯の如くなるを以て幣制及銀行制度の根底に關し議論を生じ議會へ二箇

貨制度改
正の議案

の法案提出せらるゝに至れり。フアラ案及オルドリッチ案即ち是なり。蓋し前者は方今の國立銀行發行紙幣を廢止し各行は其資産に對し紙幣を發行し國立銀行を一團と爲し九名の評議員をして之を指揮せしめ其流通資本(フリーキャピタル)限り紙幣を發行せしめ之に二分の税を課すものと爲し、後者は恐慌に際しては五億弗を限り州債及市債を基礎と爲し紙幣を發行し引當有價證券の七割五分を限度と爲し之に六分の税を課するものとす。爾來ウイリランド案提出せられしと雖も反對多く終にオルドリッチ案を折衷しオルドリッチウリランド案と稱し一種の修正案議會を通過するに至れり其内容左の如し

- 一 資本に缺損なく且つ二割より少なからざる積立金を有する國立銀行十個以上より成立し其積立金の合計少なくとも五百萬弗を有する者は、大藏卿の認許以て通貨協會を組織することを得
- 二 該通貨協會は大藏卿の監督の下に銀行券増發の基本として國立銀行の有する證券(商業證券を含む)類を充用するに必要なる凡ての權利を有し且つ此を遂行することを得

- 三 右通貨協會員たる銀行にして現に合衆國國債證券を擔保として其資本株の四割より少なからざる銀行券を流通し資本に缺損なく且つ二割以上の積立金を有する者は前記銀行券増發の爲め該協會の承認する證券を該協會に預入することを得
- 四 該協會の役員は右の預入を爲したる銀行の爲め預入證券の見積り價格の七割五分を超過せざる範圍に於て銀行券増發の認許を合衆國通貨監督官に出願するを得
- 五 通貨監督官右の願出を受けたるときは直ちに意見を附して大藏卿に進達するものとす而して大藏卿は該協會所在地の金融狀況を審査し果して銀行券増發の必要ありと認め且證券の性質價格を差支なしと認むるときは其相當と認むる額の發行を認許す但し其額は預入證券の市價七割五分以上に登ることなるべし又其増發したる銀行券の償還に關しては合衆國政府に於て保證を與ふるものなるを以て合衆國政府は該證券は勿論該協會の財産に對し債券を有するものとす

- 六 預入證券が合衆國內の市町郡又は他の自治團體の債券なるときは其市價の九割を超過せざる範圍迄銀行券を増發することを得
- 七 資本及積立金の三割以上商業證券を増發銀證券の擔保として充用することを禁ず本法に商業證券とは實際商取引を代表する證券にして二人以上の責任ある者の氏名を有し且つ其満了期限の四ヶ月以上に亘らざるものを云ふ
- 八 國立銀行にして現に資本株の四割以上合衆國國庫債券を擔保としたる銀行券を流通し二割以上の積立金を有する者は合衆國國庫債券に非らざる他の債券を預入れ前記の手續きに依り銀行券の増發を出願し大藏卿の許可を受けたるときは其額面額を超過せず且つ市價の九割を超過せざる範圍に於て銀行券を増發することを得但し其市價は大藏卿の指揮を以て審査決定するものとす
- 九 銀行券の流通額は如何なる場合に於ても合衆國國債證券及其他の證券を擔保としたるものを合せて發行銀行の資本及積立金を合せたる額を超過するを許さず
- 十 本法に依り發行する銀行券の額は如何なる場合に於ても五億弗を超過する

を得ず

五六

十一 本法に依る増發銀行券に對しては其現流通高の五分を大藏省に預入れ償還保證基金に充當するを要す

十二 大藏卿は各協會の資本及積立金の額に比例し全國各區の發行力を定め以て其配賦額以上に及ぼすことなからしむ、但し大藏卿は必要と認むるとき一區内の協會の有する發行除力を同區内の他の協會に流用許可することあるべし

十三 各銀行は本法に依る増發券に對し發行税として其發行の初月に平均流通額に對し一ヶ年五分に當る金額を納付し、爾後一年一割の割合に達する迄各月一年一分の割合を以て納付することを要し其後は平均流通額に對し一年一割の割合を以て納税するものとす税金は償還保證基金に編入す

十四 本文銀行券は大藏卿の指揮の下に合衆國通貨監督官に於て調製し出願銀行に配附す、其種類は五弗、拾弗、二十弗、五十弗、百弗、五百弗、一千弗、一萬弗にして何れも請求次第法貨と引換ふべき旨を記載するを要す

十五 本法に依り貨幣委員を常置し上院及下院より各九名を任命し貨幣制度又

は銀行及通貨に關する法令中改正變更を要する事項に付き精査したる上最近の時期に於て議會へ報告せしむることを規定し而して同委員會は議會の閉會に拘はらず隨時隨所に會合し其調査研究を爲す權能を有す

十六 本法は千九百十四年六月三十日限り其効力を失ふ

右通貨協會は全國各所に設立さるべきものにして其會員たる銀行は必ずしも同一州内の者に限らず隣州の者をも其會員となるを妨げず、然れども同一市内に一個以上の協會を設立することを許さず、其他合衆國政府が各協會の財産に對する權利、加盟銀行相互間の權利義務、擔保證券の増徴、交換、公賣銀行券の引上、償還保證基金等に巨細の規定あり

西曆千九百七年の米國恐慌の影響概ね斯の如し、然るに事情複雑頗る多岐に渡るを以て看官を煩はすこと少からず故に今適要的に其結果を示すは無用の業に非ざるを信ず、則ち左の如し

一 當年の十一月十二兩月の倒産數は之を前年の同期に比し三割倒産金額は十二割五分を増加し、其翌年なる西曆千九百八年の九月までの倒産數は前年同期に比

して五割五分倒産金額は十二割を増加せり

一當年十二月の鐵類の取引高は平年に對し三割六分減少し西曆千九百の上半期に於ける産鐵高は數年同期に比し五割の減少を示せり

一鐵道取引高は西曆千九百年に於ては前年に比し一割一分六厘二毛五金額二億千九萬弗を減少せり

二右同年小切手振出高は之を前年に比し約一割七分を減少せり

一織物業は西曆千九百八年三月に於ては生産品に二割五分、勞銀に一割市價に二割五分乃至五割の減少を示し失業者大に増加せり

第二編第一卷終

訂正
増補
第二十
版

財政と金融

坤

第二編 第二卷

農工信用信託事業

並に貯蓄事業

第二卷 農工信用、信託事業並に貯蓄事業

第一章 農工信用と商業信用との區別

第一節 長期信用及年賦償還並に資金の解放

第一目 長期信用及年賦償還

商業信用機關に就ては略ぼ之れを陳述せり故に今一步を進めて農工に對する金融機關に論及せん抑々農工信用は商業信用と大に其趣を異にし後者は所靜ダイナミックに屬し前者は所動(スタチック)に屬す而して農工商の三者は國家經濟上鼎足の勢をなし其長短を論ずるを得ず三者平行して鼎中の水甫めて其平準を保つを得べし然りと雖も其信用期限の長短に至りては固より同年の論に非ざるなり蓋し農工に投ずる所の資本は容易に其歸還を見るを得ず長期なるは三十年以上に亘る者なしとせず故に其償還は一時に之を爲すを得ず年賦を要するは數の方さに然らざるを得ざる所なり例へば牧場の開設葡萄樹の培養等を以て之を論ぜんに其投資より收入を得るに至るまで數年を要し其資本を償還するは更に數

星霜を閱せざる可らず、故に例へば資本金一萬圓の銀行を起して一旦其金額を農業に放下せば資金は土中に埋没して更に貸付を増加して其事業を擴張することを得ず工業に於ても資本の還歸商業の如く速かなるを得ざるは數の然らしむる所なり之を商業手形の割引と比し固より同年の論に非ざるなり而して我國に於て農業信用に對し償還に据置年限勸業銀行法第二十一條農工銀行法第十三條を設けしは眞に一頭地を抜くものと云つべし

工業に對しては國家の進運上主として株金拂込の爲め例へば一回拂込の株式を質として第二回拂込の爲め貸付を爲すの類便宜を與ふる所の機關なきを得ず例へば一製造會社の起るありて株金を募集し其四分の一の拂込を以て機關室を建て機械を据付け之を運轉して製造事業に従事し相當の利益を得たるを以て更に四分の一の拂込を爲し以て事業を擴張せむと欲するに當り株主をして盡く富有者たらしめば他より資金の融通を求むるの必要なべしと雖も株主と雖も盡く富有者たるを期するを得ず新規拂込の爲め融通を要する者なしとせず然るに茲に人あり其の四分の一拂込の株を質とし金融を得んと雖も商業銀行は既論

工業に對する特設の機關の必要

の如く株式に對するの貸付を便とせず故に斯の如き場合に應ずる爲め特設の機關あるを便とす此の機關は即ち動産銀行にして我國に於て興業銀行と云ふ者即ち是なり工業信用は農業信用の如き長期の者たるを要せずと雖も資金の歸還固より商業手形割引の如く速かなるを得ず故に農工信用殊に農業信用に於ては資金の停滯を解くを必要とす學術上にモビリゼーション即ち解放と稱するものは是なり請ふ少しく之を説かん

第二目 資金の解放

我國に於て農業信用特設の機關は勸業銀行及農工銀行の二者なり今勸業銀行が其資本金一千萬圓を貸付するとせば其歸還は長きは五十年短きも尙ほ五年以内にあるを以て其資本金額を貸付し盡すの後ち更に千萬圓の借入を請ふ者あるも之に應ずる能はず斯の如き事情に際會するときは債券を發行して資金を募集し之を貸付け以て農業の發達を圖り事業を擴張す其狀恰も曩に資本金千圓を貸付け爲に抵當としたる土地を債券に切替へたるの觀あるを以て之を解放と云ふ而して貸付の抵當の法律の規定に依り固より大に之を選ばざるを得ず斯の如く

必要に應じ幾回となく前回の貸付の爲め得たる所の抵當に依り債券を發し以て資金を解放し、農業の發達を補助し銀行の業務を擴張す、農業信用の發達と其効用の如何とは實に債券發行の難易如何にありて存す、故に諸文明國に於ても大に勸業銀行の債券に注意し之に對し特別の利益を與へ殊に割増金付債券の發行を許可す。元來割増金附加の事は德義の一點より之を論ずるは固より論義を免れざるべしと雖も國家全體の利益より之を論ずるは割増金付債券の發行は事情に由り有益の結果を生ずることなしとせず故に諸國皆此除外法を設く、我國亦此例に倣ふ、然りと雖も茲に注意すべきは其除外の理由なりとす。元來特設營造物なる者は特種の任務を帯びたる獨占的の機關にして、特別の必要ある場合に非れば之を開設すべきものに非ざるなり、若し夫れ之を競争の出來得べき普通の事業に與へん乎其弊害孰れの邊に達する哉計り知る可らず實に恐るべきの甚しきものあり、其之を他に許さずして之を勸業銀行に限るは抑々亦故あるなり立法の注意實に慎重なりと云つべし

割増金の
必用並に
之に對す
るに注意

第二節 農業信用

第一目 農業信用機關の關係

勸業銀行は日本銀行が商業界の中央機關たるが如く主として農業界の中央機關にして、日本銀行が他の商業銀行を率ゆる如く、勸業銀行も其地方機關として農工銀行を率ゆ、而して其關係は前者の場合より一層深密なり是れ其業體より生ずる自然の結果にして固より其所とす。元來商業界に於ては資金の運轉繁劇にして債權債務の關係が甲乙丙丁戊己等の間に速かに移轉し再割引ならば手形貸付ならば之れに對する相當なる擔保品は多く之を中央銀行其他の大銀行に占有することを得べしと雖も、勸業銀行の貸付は長期にして其抵當物は主として土地なるを以て抵當物の監視は之を其所在地の農工銀行に委託するを以て最も便利とす且つ哉債券募集に際しては農工銀行は勸業銀行の爲め其運動者となり、又農工銀行の債券は地方債に就て論じたと同様の不便あるに反して勸業銀行債券は全國の歡迎する所にして、兩者の間には國債證券と地方債券との間に成立するが如

勸業銀行
の關係は
日本銀行
の關係に
より一層
深密なり

き差違あり、而して勸業銀行も亦た自ら債券を發行し、其募集金を以て農工銀行の爲に其債券を引受くるときは其債券の爲に支拂ふべき利子と農工銀行より受る所の利子との差違を制するを得べく、兩者の關係實に深密にして其間殆ど親分子分の如き觀あり、殊に我國に於ては眞に責任代理店に付て論じたる如く農工銀行は勸業銀行の責任代理店として中央より資金を受取り、自己の勘定を以て貸付を爲し其利益を分配するを以て其關係一層深密なり

第二目 下級機關の必要

斯の如く我制度に於ては中央機關と地方機關との關係深密にして頗る巧妙なるが如しと雖も農工銀行も其營業區域一府縣に涉り小村落の末に至るまで其餘澤を及ぼす能はず所謂牛刀の憾なしとせず、故に農工銀行の下に尙ほ村落銀行と云ふ如き下級金融機關を設くるの必要あり、然れども百石の車を満たすに斗膏の粟を以てす可らず所謂下級機關は純然たる銀行よりは却て組合と爲すを適當す、或はライファアイゼンの土地同盟組合に則るも可なり、其名稱如何は敢て問ふ所に非ずと雖も、要は一村落若くは數個村を一團體とし其一區域内は農工銀行の下働

下級金融
機關は組
合組織を
便とす

を爲す所の下級機關を要するや論を俟たず、而して其資金は重に組合員の掛金より成る其高が若干圓に纏りたるときは之を持分に組替ふるか、又は掛金拂込人の望に依り、拂戻の方法を併用し、貸付事業と貯金事業とを併せ行ひ、一は以て農業の發達を幫助し、一は以て貯蓄を奨励する亦可ならず哉、而して掛金拂込には嚴重なる規約を設け、遅延若くは不拂の場合に於ては遅延利子を徴し、又は拂込済の資金は之を沒收する等種々の制裁を設くるを要す、又此場合は農工銀行其他より其名義を以て資金を借入れ、組合員に例へば其持分限り、若くは其倍數までを限り、之を轉讓し相當なる抵當物を取り直ちに右よりして左へ其抵當物を農工銀行其他の債權者へ移すが如き方法を設くるときは、大に農工銀行の事業を助け、其德澤小農に普及して遺憾なきに至るべし、其方法は現行の組合法に少しく増補を加ふるを以て足り別に新法を要せざるべし、今や我國高等金融の機關粗々定まる、然れども斯の如き下級金融の機關に就ては未だ遺憾なしと云ふを得ず、進て社會經濟に注意し、一は以て農業の發達を促し、一は以て村民の貯蓄を奨励するは實に方今の急務とす、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

下級金融機關は都市に於て其趣を異にするを要す

村落に於て斯の如き下級金融機關を要すると同時に、市街地殊に工業地方に於ても之に類似する機關の必要あり、然れども都鄙自ら其情勢を異にし、且つ前者に於ては人口常に移動し、後者に於ては數代相傳し移動甚だ稀なり、故に其狀態に伴ふて下級金融機關の組織も其趣を異にせざるを得ず、即ち前者に於ては組合員の利益が組合に附着したる財産と成らず、成丈組合員の身體に附着し、何時何地へ移轉するも差支なきを期せざるを得ず、之に反して後者にありては利益は成べく組合の共同積立金又は基本財産の如く組合に附着するものと爲し、組合員の身體に附着して賣買金融等に便利なるより寧ろ基本を養ひ永年に涉り漸次に生活の度を増進するを好しとす、獨逸に於ては組合分散の場合に於ても其積立金を分配することを許さず之を町村に預り置き他日同種の組合成り其基礎確實なるを待つて之を其組合に寄附することあり、若し又或期間に相當の組合起らざる時は之を町村の公益事業に使用する方法を設るの例少しとせず、又一考の値なしとせず、約言すれば都會に於てはシュツエーデイリツの方法に則り村落に於てはライフアイゼンの方法に則るを好とす

第三目 農業倉庫の設置

一 農業信用の發達と共に農産物の保護を行ふべし

農業信用の運用に下級機關の必要あるは既説の如し、然るに一方に金融機關を完成するも他の一方に之に依て生じたる貨物の保護缺くるときは機關の効用其半を失ふ、是に於て哉農業倉庫の必要あり、抑々農業は天候季節に依り其成敗を分ち、工商事業の如く人為を以て貨物の増減を左右する能はず、所謂出來秋後には供給増加し價格降下し、播種前には供給減少して價格昇騰するの傾向あるは時に或は免れ難きの數なりとす、而して其間奸商の輩之に乗ずるものなしとせず、農家貧にして資力に乏しく、加ふるに負債ある場合の如き殊に然りとす、豈に懼れざる可ん哉、然るに我國の實況農業者は全國の人口の大多數を占め其利害は即ち國家の休戚に關す、今此弊を防がんと欲せば前記下級機關の發達と共に義倉若くは郷會の如き組織を設くるにあり、倉庫は農工銀行及び前記下級機關と聯絡し收穫の後ち農産物賣り崩しの弊起らんとするときは其收穫物を倉庫に收容し之に對し相當歩合を以て金融を爲し徐ろに市場の情況を計り好き價を求めて之を販賣し以

勸業の意
味を加ふ

て決算するものとせば前陳の諸弊雲散霧消して其跡を止めず皎々たる白日農界を照す哉疑を容れず而して又倉庫は收容物に對し一定の標準を設け品質優等なる者に對しては融通の歩合を高ふし例へば最高八掛け劣等なる者に對しては之を低ふし例へば最下五掛け其劣惡にして採るに足らざる物に對しては全く融通を拒絶するものとせば農家の損失を防ぐと共に農業獎勵の一端となるを得べく一舉兩全の結果を得る亦難きに非ざるなり豈に努めざる可ん哉

二 一般に及ぼす利益

右の外農産物倉庫組織は其價格を常平するの効力ありて大に吾人を利す元來貨物の需要は其大體に於て價格の昇降と反比例を以て増減す故に收穫の後ち農家賣崩を爲し其數量多大に至るときは一時需用を増加し終に至りて供給不足して價格騰貴し生民爲に疾苦を感ずることなしとせず加ふるに斯の如き變動に際しては奸商動もすれば之に乗じ價格非常に騰貴し一層不良の市況を呈するは蓋し免れ能はざる所の勢なり果して然らば其災豈に吾人消費者のみに止まらん哉正直の商賈亦其不便を免れず元來農産品の如きは國民一般の消費に充る所の食

品に非ずんば即ち工業に缺く可らざる所の原料品にして其價格の動搖は努めて之を避けざる可らず而して賣買兩者の利害は互に相背馳せず結局一に歸するは經濟上動す可らざるの原則たり乃ち知る當初賣崩に際して買者に利なるが如しと雖も其原因自然の供給増加に非らずして一時の金融上の必要より生ずるものたらしめば終に至りて供給不足し價格騰貴して買者に便ならず又賣者の爲には當初不利なるが如しと雖も後に價格騰貴し却て利あるなきを保せざるを是れ所謂因果應報輪回の理にして亦何を乎疑はん斯の如く人爲的に價格を變動するの不可なるは多辯を要せず夫れ天候自然の結果に因り價格に變動を生ずるが如きは眞に已むを得ざるの數あるも苟も施し得るの術を施さずして生民を苦しめ經濟の發達を妨ぐるは志士の忍び能はざる所なり豈に努めざる可ん哉

三 米券の發行

倉庫事業と附帶して論ずべきは預り物に對し證券を發行すること是なり今倉庫に於ける主要なる寄託物は米なり抑も米券發行の事は熊本及庄内地方に於て著しき發達を爲し其成績頗る見るべきものあり元來本券は商法第三百五十七條

より第三百八十三條に至る倉庫營業に關する規定に依る者にして賣買買入分割内出合併書替等總て十分なる法律の保護を受るを得寄託物保管の義務亦完全にして缺る所なく剩つさへ寄託物は之を保險に附するを以て些少の危険なく總ての點に於て安全なり今故其設備ある地方に於ては小作は之を以て小作米を納付し農家は之を以て商賈と取引し金融運搬手數費用等各方面に於て多大の便益を成す倉庫設立の上は大に之が發行を擴張すること冀望に堪へず輒近行政當局に於ても其便を察し大に之を獎勵するの意あるに似たり果して然らば是れ吾人の意を得たるものと云はざるを得ず而して民設倉庫の最も發達したる者は山形縣鶴岡實町倉庫同縣酒田山居倉庫熊本縣八代郡鏡米券倉庫等なり其詳細は載て明治三十八年八月十日發行中央農事報第五十五號第三十三頁以下にあり參觀あらんことを望む

四 外國の例

農事倉庫の農事に必要なる概要斯の如し是に於てや近時歐洲諸國に於ても其必要を論ずる者少からず就中佛國衆議員議員クシメンテル氏の如きは大に其利

益を論じ左の如き言を爲せり

農家にして金錢の缺乏を感ぜざれば其の必要なるべしと雖も不幸にして彼等は屢々其必要を感ず彼等の中稀には倉庫を所持する者ありと雖も其設備不完全にして長期の貯藏を爲すに便ならず收穫後間もなく穀類を賣却し一方には金錢を得一方には長期の貯藏を避るの必要なしとせず故に其賣却は市場の需要に伴ふを得ず價格の下落するは數の免れ難き所なり而して終に於ては農家自己の食料に不足を告げ之を購置せざるを得ずして爲に穀價を昇騰す此間利益を得る者は獨り投機者流のみにして組織不充なる農業は其周圍に密接し圓陣を作る仲買入跋扈の裡に萎縮し終るの外なし農民にして若し之に對する適當なる仕組を立つる能はずんば農業者は遂に市場に立脚の地を失ふに至るの窮境に陥るなきを保せざるなり

と是れ頗る吾人の心を得たるものと云つべし同氏は更に一步を進め穀倉組合の利益を説き之を左の四項に分てり

- 一 穀物の賣却が一ヶ年を通じて行はれ穀物收穫後永續して消費者に供せられ

- 長く貯藏せられ得べし農家は必らずしも穀倉組合に依らずとも長期の貯藏を爲し得ざるに非ずと雖も、多くは長期間には穀物の品質を損ふの危険あり、凡そ穀質の保存は適當なる科學的の注意を要す、而して近時穀倉組合に於ては穀物の精製及改良に關する科學的の設備殆ど完成し、勞費を節すること頗る大なり
- 二 受渡及急辨の利あり、凡そ穀倉は出來るだけ農場に接近し、且鐵道又は運搬の便ある河川に近く設置せらるべきを以て消費者所要の分量の取引に對し農家各戸に交渉を爲す代りに之を一經にして直ちに用辨するを得るの便あり、穀倉設立せらるゝ時は消費者の穀物取引注文が雨期道路悪しき時或は挽馬が耕耘に使用せられつゝある時の如く受渡に不便なる場合に來るとも直に辨せらるべし、獨逸及埃太利に於ては此利益の爲に大に農業者に穀倉の設立を獎勵せり
- 三 品質の改良穀倉の利益は生産者に止まらず廣く消費者に延及す、生産者は賣却方法の改良及穀質の改良に依り價格騰貴の利益を受くべし、例へば收穫期に於て天候悪しく穀物濕氣を帶ぶるの虞あるが如き場合に於ては其儘受渡に適應せざるを以て乾燥調製選別等の手段を取るの必要あり、然るに之に對する設備

は農家各戸に之を爲すこと固より容易ならず、假令各戸之を爲すとも穀倉組合に於て進歩したる器械を備へ時間及勞力を節して行ふの優れるに若かざるは多辯を要せず

- 四 商標の添付、穀倉組合は組合員所産の穀物を適當に混合して大製粉業者(我國なれば米商)が希望する同質多量の商品を纏むることを得、蓋し此組合が全國に區域を擴め得たりとせば全國の穀物は一盤に同一品質に調へられ、且一盤に數種の商標を附し以て需用者より高價を請求するを得べし

組合は組合員に最良の種子を分與し之に依て土質に適し需要者の好みに最適の種類を耕作せしむるの方法を講ずることを得べし、此方法は實に不良種類の絶滅を促がすに最も可なり、今一例を擧げんにリマークに栽培せられたる小麦の如きは堅質にして蛋白質物を含むこと多く不良の種類なりしに拘はらず二十五年前には毎年百六十萬ブツセルを産せり、然れども今や殆ど其跡を絶てり、惟ふに改良せられたる土質、耕作法及近世穀倉組合に依る販賣上の商業的組織を以て農産物に大變化大進歩を起さしめ市場に優勢を保たしめ農業の面目

を改むるは決して爲し難きの業に非ざるなり

又近年に至りては獨逸兩國に於て頗る其必要を認め政府は之に補助金を下附して保護獎勵するのみならず屢々政府自ら此倉庫を建設せり今其概況を見るに西曆千九百二年に於ける獨逸の農業的産業組合の數は實に一萬六千餘に上るの盛況を呈せり而して其内譯は左の如し

一、二二〇 信用組合

一、四二二 農産物販賣及購買組合

二、三九七 「バター」チース製造販賣組合

一、一五八 雜水車、パン製造、穀倉、醸造、ポンプの販賣、果實、蔬菜、鶏卵、蜂蜜、煙草、罐詰瓦等の販賣、運搬機關及收穫器の貸貸、家畜相互保險組合等

因に云ふ我國四十一年四月末の産業組合の數は四千八百四十五にして尙ほ町村の數の半はに達せず

近年の實驗によれば各地に單純なる貯藏用の穀倉餘り大ならざるを設け而して之を集め販賣する爲に中央に大なる穀倉を設くることは商人の競争より生ず

投機的競争の防止

例外の事

販賣の方法

る所の悪弊を避け最も好果を奏するもの、如し販賣の方法には三種あり(一)組合が一度農家より購入して更に販賣するの法(二)委託販賣(三)一ヶ年の平均價格を分配するの法是なり獨逸に於て多く用ゐらるゝ方法は第一即ち一度購入して組合の有と爲し組合の危険負擔を以て賣却するの法なり然れども此法たる穀物を市場に供給する上に於て不規則となること多く組合の目的に反す且つ貯藏の期間に於ける穀價の下落の爲に大恐慌を招くことあるを以て之が採用には注意を要す、第二の委託販賣の法は前者に優り第三の平均價格の法は蓋し最良の販賣方法ならん何となれば此方法に依るときは組合員は共同事業の利益に一樣に均霑するを得ればなり獨逸の穀倉に於ては組合員の多くは其の生産は必ず穀倉に出荷することを約し穀倉は又肥料を大量に購入して是等組合員に分つる法を取れるもの多し

奥國に於ける穀倉組合の濫觴は眞に近時にあり而して獨逸に於ける如く産業組合は既存の農業團體の企畫成立する所たり西曆千九百一年に於ては生産物販賣組合三十一ありて中央團體に結合せらる、是等の産業組合及穀倉には國庫或は

地方の補助金の下附せられ或は無利息の資金を貸與せらる。是等事業の目的は無
論農業者の地位を改良するにあり而して獨塊兩國に於て主眼とする所は特に中
小の農民の利益を計るに在り

穀倉組合の設立に依り農業者は既に地方市場に良好の地位を占め、穀質改良の
結果消費者より多額の代價を要求し得るに至れり

左に掲ぐる所は前記クレメンタル氏が調査列擧したる實例の一なり

或農夫は小麥及豌豆(一割二分)合計七二四本をハナンの穀倉に送り其穀物は
外觀甚だ粗末にして商人は一本十三貫六百十九匁餘に付六志の値を付けたりし
が、穀倉に於て之を三回精製機にかけたる結果實に左の如き改良を見たり

小麥	六二〇 ^本	八三替 ^中	二五五 ^匁 一五 ^本
豌豆	八四	五〇替	三一、一〇
粉穀養鶏用)	一二	三、〇替	三、〇〇
塵	六		
合計			二九〇 ^匁 五、〇 ^本

穀物精製
の利益

右より一切費用
を減じ純収入

一五、九六
二七四、一五、六

なりとす、若し之を直ちに商人に賣却したりしならば僅かに二一七磅四志を得る
に過ぎざりしに組合事業の爲め實に差引五十七磅十一志六片を利するに至れり
以て其利益の一斑を窺ふに足れり

第四目 地券制度の恢復

農業信用の發達に關しては有力なる特典を要し併せて諸般の機關を完ふする
の必要あるは既説の如し今哉幸にして前記下級機關の外大體に於て法度其宜を
得復た遺憾なきが如しと雖も現制の下に於ては農業貸付には抵當の目的物に對
し、登記を要し其契約には公正證書を要する等時間と費用とを要すること頗る多
し。蓋し現行制度の下に於ては勸業銀行農工銀行の貸付に前記の手續を要するは
已を得ざるものあるべしと雖も夫れ特別の事項には特別の規定を要す焉を萬箇
一律事物の素質と場合の如何とを問はず豈に普通一般尋常の法則にのみ是れ依
るを要せん哉今退て其所謂特別規定の如何を惟るに徒らに新規の妙案奇計を求

方今は手
續繁に過
ぎ貸付に
間と費用
とを要す
ること多
し